

文教委員会資料⑦

2 所管事務の調査（報告）

(2) 川崎市社会的養育推進計画（案）の策定に係るパブリックコメント手続の実施について

資料1 川崎市社会的養育推進計画（案） 概要版

資料2 川崎市社会的養育推進計画（案） 本編

資料3 パブリックコメント手続資料

こども未来局

（令和元年11月21日）

川崎市社会的養育推進計画(案) 概要版

1 計画の策定にあたって

(1) 策定の背景・趣旨

ア 川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針に基づく施策の推進

要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の支援について、本市では「川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針」（対象期間：H27～R11）に基づき取組を推進しており、基本方針の前期である平成27（2015）年度から令和元（2019）年度までは、要保護児童を支援するための確保方策（施設定員・里親数の確保等）については基本方針に基づき着実に取組を進めてきました。

一方、要保護児童数については、近年の本市の人口の増加や児童相談所への児童虐待相談・通告件数の増加等の背景もあり、基本方針策定時に見込んだ人数を上回る数値で推移している現状があり、今後の要保護児童数を改めて推計し、要保護児童を確実に受け入れることができる体制を確保する必要があります。

イ 児童福祉法の改正に伴う国の動向を踏まえた取組の推進

基本方針の策定後、平成28年度には児童の福祉を保障するための理念の明確化や、要保護児童をより家庭に近い環境で養育することなどを内容とする児童福祉法の改正があり、平成29年度には国の有識者会議「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が家庭養育のさらなる推進、児童養護施設等の高機能化・多機能化、児童相談所の機能強化等を内容とする「新しい社会的養育ビジョン」を提言しました。

これを受け、国は平成30年度に通知（「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（計画策定要領））を発出し、令和元年度末までに各自治体で社会的養育に関する新たな計画を策定することとしました。

本市においても、こうした国の動向や本市の要保護児童や家庭を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、様々な事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整えるため、現行の基本方針を改定し、今後の本市の社会的養育の推進に向けた取組内容を示すものとして本計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に定める基本理念や施策の方向性を踏まえ、支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実を図るため、国の計画策定要領に基づき「川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針」を改定した計画として策定します。

本計画では令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの社会的養育に関する施策の方向性と現時点での要保護児童の養育体制の量の見込と確保方策を定めます。

(3) 計画の期間

計画策定要領を踏まえ、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までを計画期間とします。

なお、令和4（2022）年度の「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の改定と併せ、本計画を「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に統合する方向で検討することとし、そのため、本計画は「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の計画期間との整合を図るため、令和2（2020）年度から令和3（2021）年度を第1期、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度を第2期、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度を第3期として区分して策定します。

(4) 計画の進行管理

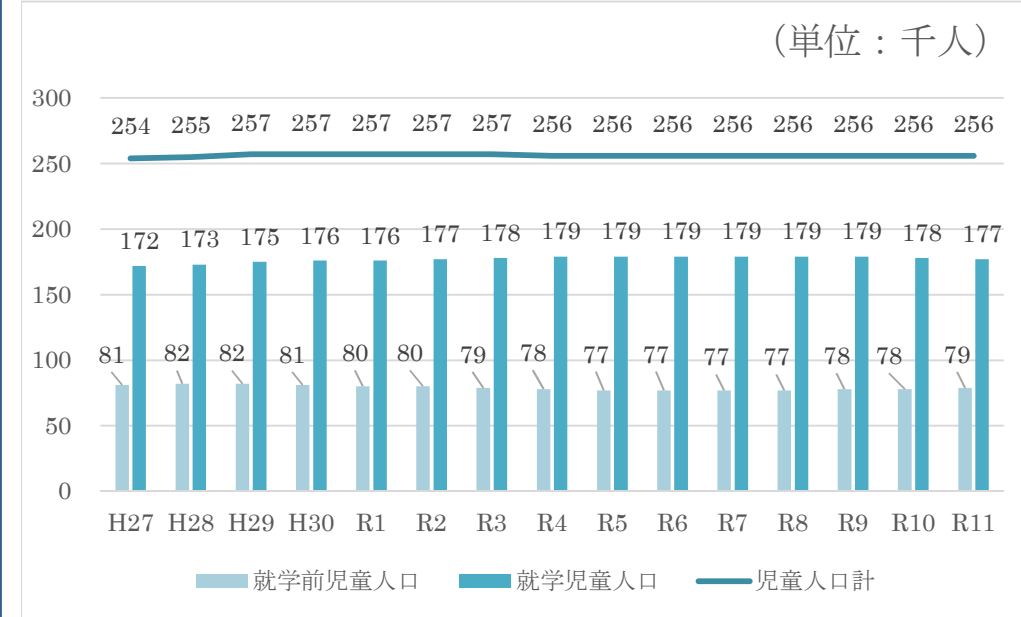
有識者等で構成する「川崎市子ども・子育て会議」において、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」や関連する他の行政計画との整合性を図りながら実施することとします。

2 社会的養育を必要とする児童を取り巻く状況

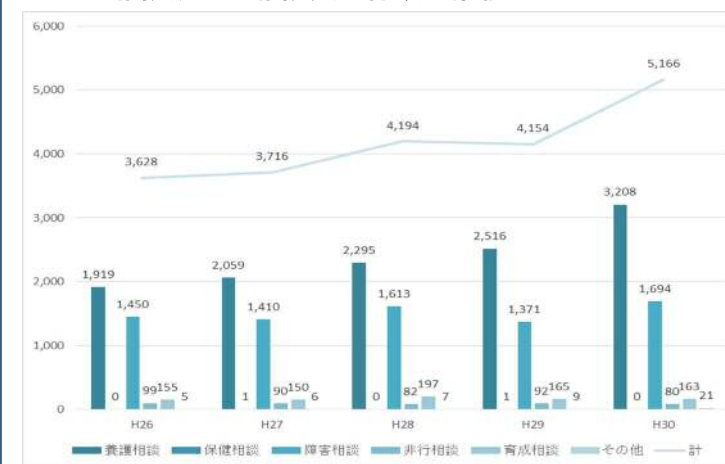
本市の児童（20歳未満）人口は令和11（2029）年度まで概ね横ばいで推移する見込みです。

一方、児童虐待相談・通告件数や一時保護児童数等は増加傾向にあり、今後も高い水準で推移することが見込まれます。

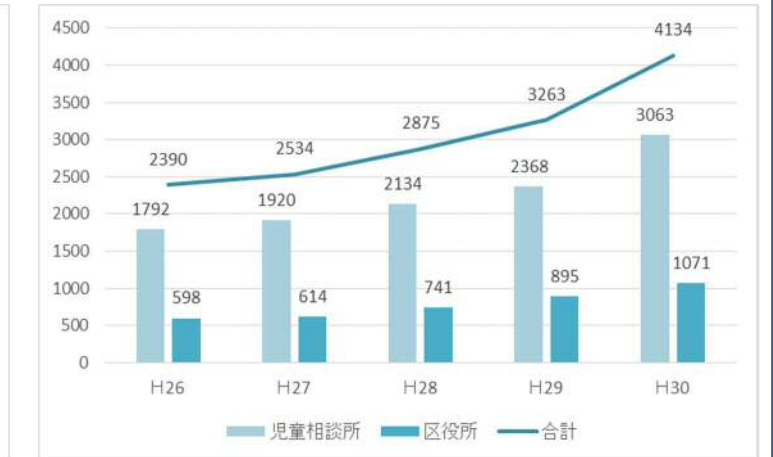
■児童（20歳未満）人口の推移及び推計



■児童相談所への相談受付件数の推移



■児童虐待相談・通告件数の推移



■児童相談所における一時保護の実施状況

	定員 (人)	保護人数 (人) () 内は女児	年間延べ保護人数 (人)	一日平均保護人数 (人)
H26	60	422 (180)	15,427	42.3
H27	60	371 (218)	17,029	46.5
H28	60	350 (159)	12,836	35.2
H29	60	408 (179)	18,002	49.3
H30	60	456 (194)	19,628	53.8

3 計画の考え方

児童福祉法では、国及び地方自治体の責務として「児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援すること」、家庭で生活することが困難である児童については「家庭における養育環境と同様の養育環境で養育すること」、それが適当でない児童については「できる限り良好な家庭的環境で養育すること」を定めています。これらの実現に向けては、家庭での生活を継続するための養育支援や児童虐待等の予防に繋がる取組を進める（Ⅰ）とともに、できる限り家庭的環境で養育できるよう代替養育における環境整備を図ること（Ⅱ）、代替養育が必要な児童を確実に受け入れることができる体制を確保すること（Ⅲ）が必要です。

これらのことから、本計画では次の3つを基本的な考え方として施策を展開します。

基本的な考え方Ⅰ 専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実

児童相談所への相談件数や児童虐待の相談・通告件数は増加傾向にあり、中には経済的な困窮や子育ての不安や悩みなどを抱えこみ、援助希求を発信できず、必要な支援に繋がっていない子育て家庭があることも考えられます。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、児童ができる限り家庭において健やかに養育されるよう、児童相談所や区役所、地域の関係機関が連携しながら児童虐待の防止に向けたリスク要因の早期把握や家庭での養育支援に取り組むとともに、一時保護を行った場合の児童の福祉の向上や家庭復帰に向けた支援の充実を図ります。

基本的な考え方Ⅱ 代替養育を必要とする児童への支援の充実

代替養育を必要とする児童については、できる限り家庭に近い環境で養育されるよう支援を行う必要があり、様々な状況にある児童それぞれに適切に対応することができるよう環境整備を図ることが必要です。

里親家庭・施設それぞれにおいて全ての要保護児童が心身ともに健やかに養育され円滑に自立していけるよう、里親家庭への支援体制の充実や施設における専門的支援の充実、児童の自立支援の推進など、代替養育を必要とする児童への支援の充実を目指します。

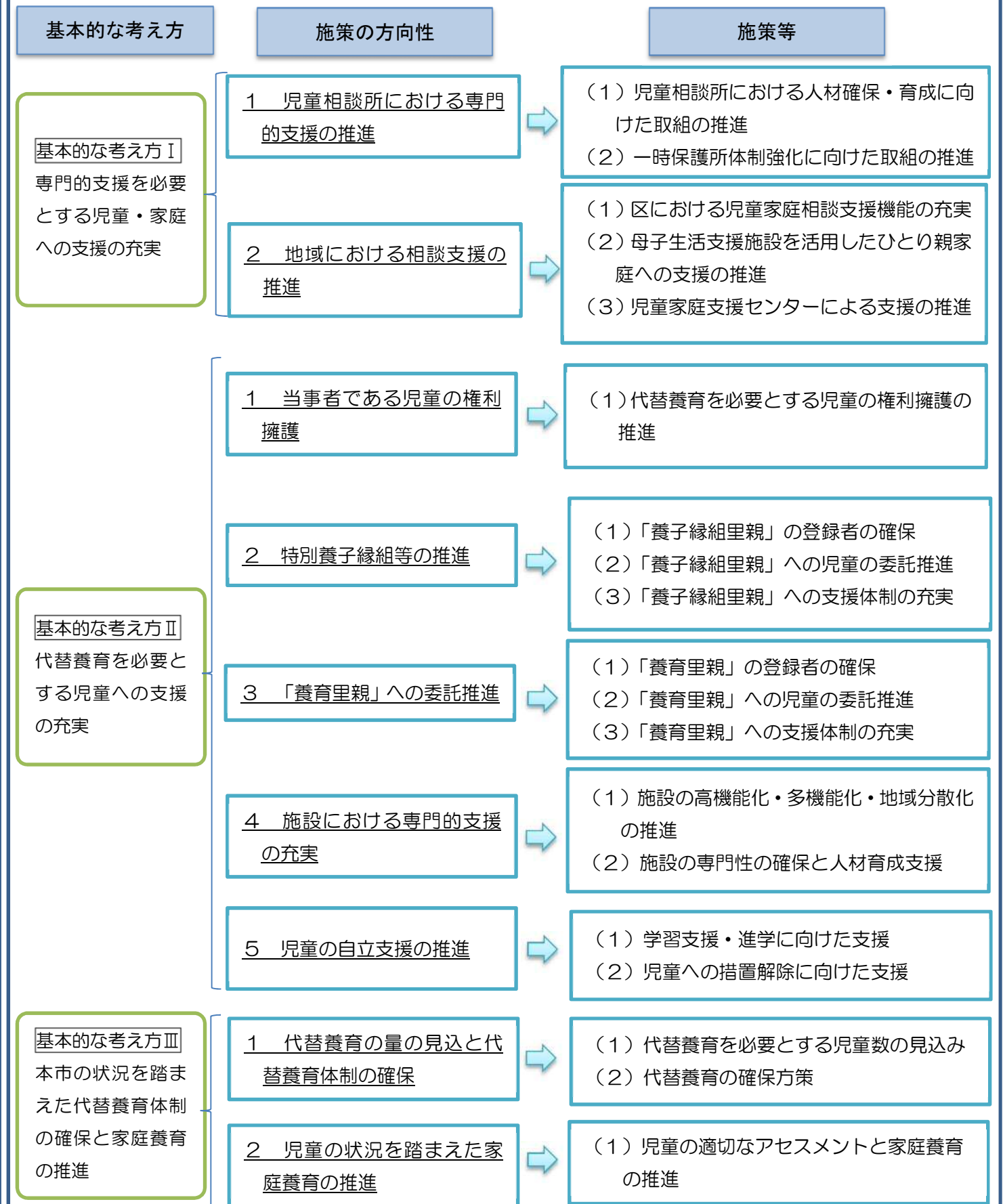
基本的な考え方Ⅲ 本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進

代替養育を必要とする児童数については、本市の児童人口や児童虐待・相談通告件数、児童相談所への相談件数等を踏まえると、当面は増加傾向が続くものと見込まれます。

そうした状況にあっても代替養育を必要とする児童を確実に養育できる体制を整えるため、家庭養育を担う里親登録数の増加を図るとともに、様々な状況にある児童へ専門的支援を行うため、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の定員枠を確保していきます。

また、代替養育を必要とする児童や家庭の状況を的確に把握し、里親家庭での養育を基本としながら、児童が最適な環境で養育を受けられるよう代替養育の環境を選択し支援を推進します。

4 計画の推進に向けた施策の展開



I 専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実

1 児童相談所における専門的支援の推進

現状と課題

- ・児童相談所における児童虐待相談・通告件数は平成26～30年の5年間で約1.7倍に増えており、関係機関との連携強化が進み、地域の関心が高まっている状況から、今後もさらなる増加が見込まれます。国は平成30年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」において児童福祉司・児童心理司の増員等の方向性を示しており、本市においても要保護児童等へのより適切な支援に向け児童家庭相談体制の強化を図ることが必要です。
- ・児童虐待相談・通告件数の増加に伴い一時保護児童数が増加した際にも確実に対応することができるよう受入れ体制の確保を図る必要があります。
- ・一時保護期間ができる限り長くないよう努めるとともに、児童の心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるように生活環境の改善、一時保護期間の短期化等、児童の権利に十分に配慮しながら一層の改善を図っていく必要があります。

施策概要

○児童相談所体制強化に向けた取組の推進

- ・国の示す配置基準等を踏まえながら、必要な児童福祉司、児童心理司等を着実に配置し、児童相談所による相談支援体制の強化を図ります。
- ・児童相談所職員に求められる業務上の知識や技術を身に付けるため、新規採用職員等に対する児童相談所業務研修の確実な実施や、「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づき、社会福祉職・心理職・保健師等の人材育成を着実に推進します。

○一時保護所体制強化に向けた取組の推進

- ・生活環境の改善や一時保護期間の短期化等、児童の最善の利益を考慮した一時保護所の機能のあり方や運営体制等、一時保護所の体制強化に向けた検討を行います。
- ・第三者による評価を受審し、受審結果を一時保護所の運営の改善等に活用していきます。
- ・一時保護中に制限される権利等について児童の年齢等に応じた適切な説明を行うとともに、できる限り一時保護所での保護期間を短縮することができるよう関係機関と適切に連携しながら円滑な対応に努めていきます。

2 地域における相談支援の推進

現状と課題

- ・区役所への児童虐待相談・通告件数は平成26～30年の5年間で約1.8倍に増えており、専門性の高い相談支援ニーズが高まっている状況にあることから、国が示す「子ども家庭総合支援拠点」を各区に設置することで児童家庭相談支援機能を充実し、支援を必要とする児童・家庭をできる限り早期に把握し必要な相談支援に繋げていくことが必要です。
- ・母子生活支援施設での支援が必要な方が確実に入所に繋がるよう関係機関が効果的に連携するとともに、施設へ入所した家庭に対しては、それぞれの状況に応じて母子支援員や心理療法担当職員等の専門職が丁寧に関わり、安心して地域での生活に移行できるよう引き続き支援を行っていく必要があります。
- ・区役所への児童虐待相談・通告件数が増加し、地域の子育て家庭が抱える養育上の不安や悩みが多様化する中、専門的な知識及び技術を必要とする相談支援ニーズが高まっており、今後も児童相談所や区役所と児童家庭支援センターとの連携強化により必要な方を確実に支援に繋げ、児童家庭支援センターの専門性を活用した支援を推進する必要があります。

施策概要

○区における児童家庭相談支援機能の充実

- ・「子ども家庭総合支援拠点」を令和4（2022）年度までに各区に設置し、地域における児童家庭相談支援機能の充実を図ります。

○母子生活支援施設を活用したひとり親家庭への支援の推進

- ・配偶者のない女子又は母子家庭の母親や、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童とともに入所させ保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援します。

○児童家庭支援センターによる支援の推進

- ・市内6か所に設置されている児童家庭支援センターにおいて、区役所や児童相談所との連携強化を図りながら、身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする児童や、その家庭からの相談に対する支援を実施します。

II 代替養育を必要とする児童への支援の充実

1 当事者である児童の権利擁護

現状と課題

- ・児童が代替養育を受ける際には、児童の権利擁護の観点から、当事者である児童本人の状況や意向を踏まえながら代替養育環境を選択するとともに、代替養育を受ける際には、養育者が児童の成育状況や新たな環境で生活することに留意しながら児童に寄り添った支援を行っていくことが必要です
- ・関係機関が連携を図りながら、児童の権利を確実に守るための環境整備を引き続き行っていく必要があります。

施策概要

○児童の状況に応じた代替養育環境の選択

- ・それぞれの児童が最適な環境で養育が受けられるよう、児童の状況や意向を丁寧に確認した上で代替養育環境を選択します。

○代替養育環境での権利擁護の推進

- ・代替養育を受ける児童の権利擁護に向け、支援を担う里親や施設職員へ権利擁護に関する情報提供や研修等を行います。

○子どもの権利ノートを活用した権利擁護の推進

- ・代替養育を受ける全ての児童に守られるべき権利の内容や困ったことがあった場合などに相談できる連絡先等を記載した「子どもの権利ノート」を配布し、権利擁護のために活用を図ります。

2 特別養子縁組等の推進

現状と課題

- ・今後、児童相談所が支援する児童のうち特別養子縁組に繋げることが適切な児童を確実に繋げていくためには、現在の「養子縁組里親」登録数では不十分であり、児童の養育を担う「養子縁組里親」をより多く確保することが必要です。
- ・特別養子縁組は児童にとって大変重要な決定となることから、縁組に繋げる際には、保護者及び児童の状況の調査や、児童の最善の利益の観点から養子縁組に関する同意を保護者から得ることができるよう制度説明や意向確認を確実に実施する必要があります。
- ・本市の措置児童の中には発達・心理・医療面での課題を抱えている方も含まれるため、乳幼児期の特別養子縁組成立後、児童の成長とともに課題が表出し、養育が困難となるケースもあり、制度の趣旨や代替養育を必要とする児童の状況等について正しく理解していただくことが重要です。
- ・養子縁組成立後に新たな養育者が家庭内で悩みや不安を抱え込まず養育を行えるよう、地域の関係機関と連携しながら支援体制の充実に向けた取組を進める必要があります。

施策概要

○「養子縁組里親」の登録者の確保に向けた取組の推進

- ・「養子縁組里親」に関する様々な広報媒体の活用や関係機関と連携した啓発活動の実施等により、制度の社会的認知度の向上に向けた取組の充実を図ります。

○「養子縁組里親」への児童の委託推進

- ・特別養子縁組の制度内容やその意義等について、児童の養育が困難である保護者に分かりやすく丁寧に説明し、関係機関と連携しながら児童の福祉上最善の選択ができるよう調整を行います。
- ・民法改正により、特別養子縁組の養子候補者の上限年齢の引上げ等が図られることを踏まえ、制度の周知や候補者の確認等、一層の委託推進に向けた取組を推進します。

○「養子縁組里親」への支援体制の充実

- ・「養子縁組里親」に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行う里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）の開始に向けた取組を推進し、「養子縁組里親」への支援体制の充実を図ります。
- ・保育を必要とする里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取扱いにより、里親の養育上の負担軽減を図るとともに、保育所による相談支援等、様々な状況にある児童を安心して養育できる環境を整えます。

3 「養育里親」への委託推進

現状と課題

- ・「養育里親」への委託に繋げることが適切な児童を確実に繋げていくためには現在の「養育里親」登録数では不十分であり、児童の養育を担う「養育里親」をより多く確保することが必要ですが、「養育里親」についての本市の就学前児童の保護者の認知度は約4割であり、「養育里親」の確保に向けては、一層の社会的認知度の向上が必要です。
- ・本市の措置児童の中には発達・心理・医療面での課題を抱えている方も含まれ、「養育里親」への委託が進むとともに、支援が必要な児童がより多く「養育里親」へ措置されることも想定されます。様々な背景がある児童の養育にあたっては、関係機関との連携を強化しながら支援体制の充実を図る必要があります。

施策概要

○「養育里親」登録者の確保に向けた取組の推進

- ・「養育里親」に関する多様な広報手段の活用や関係機関と連携した啓発活動等により、制度の社会的認知度の向上に向けた取組の充実を図ります。

○小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の充実に向けた取組の推進

- ・ファミリーホームと関係機関の連絡会の開催等により情報共有や連携体制の強化を図り、チームとして児童の養育を行うことができる体制を確保していきます。
- ・ファミリーホームの開設を検討する方への制度案内や相談支援等、新たな担い手の確保に向けた取組を推進します。

○「養育里親」への児童の委託推進

- ・「養育里親」の制度内容や家庭環境で養育することの意義等について、児童の養育が困難である保護者に分かりやすく丁寧に説明し、関係機関と連携しながら児童の福祉上最善の選択ができるよう調整を行います。
- ・一時保護や措置入所により児童の養育支援を担う乳児院・児童養護施設と緊密に連携を図りながら、児童や保護者の状況を丁寧に把握し、代替養育を必要とする児童が「養育里親」の家庭への委託が可能な場合には原則として「養育里親」への委託を選択することとして支援を推進します。

○「養育里親」への支援体制の充実

- ・里親に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行う里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）の充実を図ります。
- ・乳児院・児童養護施設等と緊密に連携を図りながら「養育里親」と児童の交流や委託後の支援を協働して実施し、児童が「養育里親」の家庭に安心して移ることができるようきめ細やかな支援を行います。
- ・保育を必要とする里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取扱いにより、里親の養育上の負担軽減を図るとともに、保育所による相談支援等、様々な状況にある児童を安心して養育できる環境を整えます。

4 施設における専門的支援の充実

現状と課題

- ・本市の施設は入所児童への支援以外にも、併設する児童家庭支援センターと連携した地域の児童・家庭への相談支援や里親支援、地域の関係団体への活動支援等、地域福祉における重要な拠点としての役割も担っており、今後の施設入所児童の状況を踏まえながら、多様な役割を円滑に果たせるよう環境整備を図る必要があります。
- ・保育士をはじめとする職員はその専門性から多方面でニーズが高まっており、家庭的養育に必要な職員の確保や、施設職員がより長く働き続けることができる環境を整えることが必要です。
- ・多様な状況にある児童それぞれに最適な養育支援を行っていくため、施設職員の人材育成や、課題への組織的な対応力の強化等、施設の持つ専門性の一層の向上を図る必要があります。

施策概要

○施設の高機能化・多機能化・地域分散化の推進

- ・家庭での生活が難しいなど様々な状況にある児童に対し複数の専門職によるきめ細やかな支援を行うとともに、施設におけるショートステイや一時保護委託への対応、保護者支援等、地域支援機能の充実に向けた検討を進めます。
- ・里親支援機能の充実に向け、里親と施設職員の交流機会の創出や各施設の里親支援専門相談員との連携強化、活動支援等、施設の専門性を里親支援に活用するための取組を推進します。
- ・地域小規模児童養護施設の設置を推進し、家庭的な環境での児童の支援ニーズへの対応を図ります。

○施設職員の確保・育成支援の取組の推進

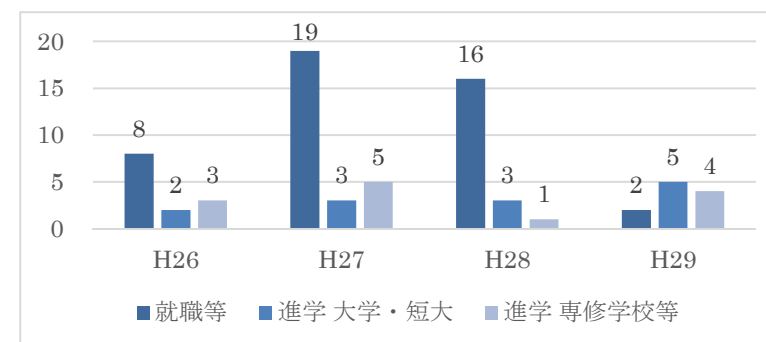
- ・職員の確保や定着を支援するため、国の動向を注視しながら保育士等の処遇改善に向けた取組を検討します。
- ・各施設において職員が継続的に働き、その専門性の向上を図ることができるよう、施設・職員間の連携強化や専門家によるスーパーバイズに係る支援など職員の専門性の向上を支援する取組を推進します。

5 児童の自立支援の推進

現状と課題

- ・本市の代替養育を受ける児童の大学等への進学率は過去4年間で約4割と、全国の全高卒者の大学等への進学率の約8割と比較すると就職を選択する児童が多い傾向にあり、意欲のある児童が希望する進路を安心して選択できるような支援を進めていく必要があります。
- ・里親家庭や施設に措置された児童は原則として18歳まで（措置延長により20歳まで）に措置解除され地域で生活することが求められ、児童の円滑な自立に向けて措置中から進路選択に向けた情報提供や就労・進学に向けたきめ細かい相談支援を行うことが重要です。
- ・措置解除とともに生活環境が大きく変わることとなり、措置解除後も相談支援を受けることができる体制の確保が必要です。

■本市の代替養育を受ける児童の高校卒業後の進学・就職の状況



施策概要

○子ども・若者応援基金を活用した学習・進学支援等の推進

平成30年度から開始した学習支援事業の活用により、小学生から高校生まで、塾・家庭教師・地域人材等、児童の理解度等に応じた効果的な学習支援が行われるよう取組を推進します。

○社会的養護自立支援事業を活用した自立支援の推進

- 代替養育を受ける高校生等に対し、就労・進学等に関する講座の開催や企業開拓、就労支援等、一人ひとりの状況に応じた自立支援を実施します。
- 措置解除後も安心して生活を送ることができるよう、状況の確認や生活相談、就労相談等を実施します。
- 措置解除後も里親家庭や施設で生活する場合に必要な居住費及び生活費の支援を実施します。

III 本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進

1 代替養育の量の見込と代替養育体制の確保

(1) 代替養育を必要とする児童数の見込み

- 本市の現時点での人口推計では児童人口は令和11年まで概ね横ばい傾向であり、近年の児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の状況等から、当面は措置児童数の増加が継続すると予測し算定を行います。
- 措置児童数については毎年度進捗状況を把握し、計画の改定時期に合わせて検証を行い、必要に応じて推計の見直しを行います。
- 里親等への委託可能性のある児童数について、本市では、現に里親家庭や施設等に措置されている児童の状況を調査した結果を踏まえ、措置児童数全体から、児童の医療的ケアの必要性や発達上の課題の状況、保護者の状況等により施設等での支援が必要な児童を控除した人数を里親等への委託可能性のある児童数として推計します。

■代替養育を必要とする児童数の推計

(単位:人)

年度	第1期		第2期				第3期					
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
児童人口	257,049	256,841	256,900	256,672	256,414	256,127	256,155	256,190	256,484	256,452	256,026	255,914
児童人口に対する措置率	0.161%	0.164%	0.167%	0.170%	0.173%	0.177%	0.181%	0.185%	0.189%	0.193%	0.197%	0.201%
措置率増加率	102.0%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%
縁組成立控除前措置児童数	413	421	429	436	443	453	463	473	484	494	504	514
措置児童数	410	418	422	425	427	432	437	442	447	451	455	459

※措置率増加率について、H30年度はH29年度に対する増加率を示し、令和元年度以降はH28年度～平成30年度の対前年増加率の3か年の平均値を増加率として見込みを示しています。

※措置児童数の算定に際しては、計画策定要領に基づき、対象児童のうち特別養子縁組が成立すると見込まれる児童数を毎年度控除しています。

■代替養育を必要とする児童数の推計 (年齢別)

(単位:人)

年度	第1期		第2期				第3期					
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
就学前児童(3歳未満)	49	50	50	51	51	51	52	53	53	54	54	55
(里親等委託率対象児童数)	48	50	50	51	51	51	52	53	53	54	54	55
就学前児童(3歳以上)	60	61	62	62	62	63	64	65	65	66	66	67
(里親等委託率対象児童数)	57	55	56	56	56	57	58	59	59	60	60	61
就学児童	301	307	310	312	314	318	321	324	329	331	335	337
(里親等委託率対象児童数)	259	255	258	254	256	260	263	266	271	273	277	279
合計	410	418	422	425	427	432	437	442	447	451	455	459
(里親等委託率対象児童数)	364	360	364	361	363	368	373	378	383	387	391	395

※里親等委託率対象児童数とは、国の示す里親等委託率の対象となる児童数であり、措置児童数全体から算定対象外となる児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)入所児童数を控除した人数をいいます。

■里親等への委託可能性のある児童数の推計

(単位:人)

年度	第1期		第2期				第3期					
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
就学前児童(3歳未満)	21	23	25	28	32	34	39	40	40	41	41	41
就学前児童(3歳以上)	28	28	28	31	34	34	38	41	44	45	45	46
就学児童	114	115	116	114	115	117	118	120	125	131	136	140
計	163	166	169	173	181	185	195	201	209	217	222	227

(2) 代替養育の確保方策

- 全ての要保護児童を確実に受け入れることができるよう、本市では家庭養育を担う里親と専門的支援を担う施設との両輪で要保護児童の受け入れ体制を確保していきます。
- 里親登録数については、里親等への委託可能性のある児童が可能な限り家庭環境で養育が受けられるよう、計画策定要領に示される内容等を踏まえるとともに、これまでの里親登録数の状況も考慮した上で、必要な登録数の段階的な確保を目指し取組を推進していきます。
- 施設等の定員については、発達に課題を抱える児童や心理面でのケアが必要な児童が増加した場合にも確実な対応を図ることができるよう、必要な定員数を確保していきます。
- 児童養護施設については、地域において家庭的環境で専門的な支援が可能な地域小規模児童養護施設(児童養護施設の分園)の設置を促進し、一部施設については児童養護施設本体の定員を縮小し、その枠をショートステイに活用するなど施設の多機能化・地域分散化を推進していきます。
- 本市においては神奈川県や横浜市の施設についても協議により定員を確保している状況があり、各自治体が所管する施設の定員変更等の状況を踏まえながら、引き続き必要な定員枠の確保を図っていきます。

■代替養育(里親等)の確保方策

(単位:世帯※ファミリーホームは定員数)

年度	第1期		第2期				第3期					
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
養育里親	107	113	119	125	133	141	149	157	166	175	184	193
専門里親(養育里親の内数)	(11)	(11)	(11)	(11)	(12)	(12)	(12)	(12)	(13)	(13)	(13)	(13)
養子縁組里親	42	46	50	54	58	62	66	70	74	78	82	86
親族里親	7	9	11	13	16	19	22	25	29	33	37	41
里親登録数計	156	168	180	192	207	222	237	252	269	286	303	320
ファミリーホーム(定員数)	17	17	17	17	17	17	17	23	23	23	23	29
合計	173	185	197	209	224	239	254	275	292	309	326	349

「川崎市総合計画第2期実施計画」における施策の成果指標の進行管理上の取扱い

「里親の登録数」（養育里親、養子縁組里親及び親族里親の登録数の合計）について、「川崎市総合計画第2期実施計画」において施策の成果指標として設定しているところであり、第2期実施計画の進行管理においては、現行の目標値とあわせて、本計画で新たに設定した数値も活用し、評価を行うこととします。

○「川崎市総合計画第2期実施計画」（P191）との関係

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画 における目標値	第2期実施計画 における目標値	第3期実施計画 における目標値
里親の登録数 (子ども未来局調べ)	116 世帯 (平成 26 年度)	133 世帯 (平成 28 年度)	118 世帯以上 (平成 29 年度)	145 世帯以上 (令和 3 年度)	155 世帯以上 (令和 7 年度)

192 世帯以上 (令和 3 年度)	252 世帯以上 (令和 7 年度)
-----------------------	-----------------------

【本計画における算出の考え方】

本市の児童人口推計や児童虐待相談・通告件数の状況から、代替養育を必要とする児童数（措置児童数）は従前の基本方針策定時の見込を上回り、今後も増加傾向が続くことが見込まれ、これに伴い、里親等への委託可能性がある児童数も増加していくことが見込まれています（令和3年度：173人、令和7年度：201人）。

このような中、児童福祉法の改正により家庭養育のさらなる推進を図ることが求められており、本市においても計画策定要領に示される国が実現を目指す里親等委託率の数値や本市の里親の活動状況を踏まえ、必要となる里親の登録数を本計画で算出しました。

■代替養育（施設等）の確保方策

(単位:人)

年度	第1期 第2期 第3期											
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
児童養護施設	162	162	162	160	160	154	154	154	154	154	154	154
地域小規模児童養護施設	36	30	36	42	42	48	48	48	54	54	54	54
乳児院	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
広域入所(県施設等)	73	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15
計(児童養護施設・乳児院)	316	302	303	302	297	292	287	282	283	278	273	268
児童心理治療施設	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
自立援助ホーム	6	6	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12
広域入所(県施設等)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
計(専門的施設)	58	58	58	64	64	64	64	64	64	64	64	64
合計	374	360	361	366	361	356	351	346	347	342	337	332

2 児童の状況を踏まえた家庭養育の推進

(1) 児童の適切なアセスメントと家庭養育の推進

- 児童福祉法の趣旨を鑑み家庭環境での代替養育を一層推進していくため、本計画では国の計画策定要領に示された里親等委託率の指標を踏まえ里親等への委託児童数を推計します。
- 代替養育環境の選択にあたっては、家庭環境での養育を基本としながら、児童に対する医療的・心理的ケアの必要性や障害・発達の状況等について十分なアセスメントを行った上で、児童本人や保護者、代替養育を担う里親等の意向を十分に尊重しながら、児童が最適な環境での養育を受けられるようマッチングを行う必要があるため、計画の推進にあたっては実際の児童の措置状況を確認の上、各期の計画の改定と併せて内容の検証を行っていきます。

■里親等への委託児童数の見込み

(単位:人)

年度	第1期 第2期 第3期											
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
養育里親	60	66	74	80	94	103	111	120	128	136	144	153
養子縁組里親	6	4	4	4	5	5	5	5	6	6	6	6
親族里親	8	8	9	11	14	17	20	23	27	31	35	39
ファミリーホーム	10	10	10	12	14	15	17	20	23	23	23	29
計	84	88	97	107	127	140	153	168	184	196	208	227

■里親等への委託児童数の見込み（年齢別）

(単位:人)

年度	第1期 第2期 第3期											
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
就学前児童(3歳未満)	14	22	26	31	33	37	39	40	40	41	41	42
就学前児童(3歳以上)	11	17	22	24	36	39	42	43	44	45	45	46
就学児童	59	49	49	52	58	64	72	85	100	110	122	139
計	84	88	97	107	127	140	153	168	184	196	208	227

■里親等委託率の見込み

(単位:%)

年度	第1期 第2期 第3期											
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
就学前児童(3歳未満)	29	44	52	61	65	73	75	76	76	76	76	76
就学前児童(3歳以上)	19	31	39	43	64	68	72	73	75	75	75	75
就学児童	23	19	19	20	23	25	27	32	37	40	44	50
計	23	24	26	29	34	38	41	44	48	50	53	57

※里親等委託率 国の示す算式に従い、里親・ファミリーホームに措置されている児童数の合計を里親・ファミリーホーム・児童養護施設・乳児院に措置されている児童数の合計で除して算定した割合をいいます。



(案)

川崎市社会的養育推進計画

令和2(2020)年度～令和11(2029)年度

令和元(2019)年11月

川崎市

1 計画の策定にあたって	12
(1) 策定の背景・趣旨	12
ア 川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針に基づく施策の推進	12
イ 児童福祉法の改正に伴う国の動向を踏まえた取組の推進	12
(2) 計画の位置付け	14
(3) 計画の期間	14
(4) 計画の進行管理	15
(5) 川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針に基づく施策の推進	15
(6) 本計画における用語の定義	16
2 社会的養育を必要とする児童を取り巻く状況	17
(1) 児童（20歳未満）人口の推移及び推計	17
(2) 児童相談所への相談受付件数の推移	18
(3) 児童相談所及び区役所への児童虐待相談・通告件数の推移	19
(4) 児童相談所における一時保護児童数等の推移	20
3 計画の考え方	21
基本的な考え方Ⅰ 専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実	21
基本的な考え方Ⅱ 代替養育を必要とする児童への支援の充実	21
基本的な考え方Ⅲ 本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進	22
4 計画の推進に向けた施策の展開	23
Ⅰ 専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実	24
1 児童相談所における専門的支援の推進	24
(1) 児童相談所における人材確保・育成に向けた取組の推進	24
(2) 一時保護所体制強化に向けた取組の推進	25
2 地域における相談支援の推進	25
(1) 区における児童家庭相談支援機能の充実	25
(2) 母子生活支援施設を活用したひとり親家庭への支援の推進	26
(3) 児童家庭支援センターによる支援の推進	27
Ⅱ 代替養育を必要とする児童への支援の充実	28

1	当事者である児童の権利擁護	28
	(1) 代替養育を必要とする児童の権利擁護の推進	28
2	特別養子縁組等の推進	28
	(1) 「養子縁組里親」の登録者の確保	28
	(2) 「養子縁組里親」への児童の委託推進	29
	(3) 「養子縁組里親」への支援体制の充実	30
3	「養育里親」への委託推進	30
	(1) 「養育里親」の登録者の確保	30
	(2) 「養育里親」への児童の委託推進	31
	(3) 「養育里親」への支援体制の充実	32
4	施設における専門的支援の充実	33
	(1) 施設の高機能化・多機能化・地域分散化の推進	33
	(2) 施設の専門性の確保と人材育成支援	35
5	児童の自立支援の推進	35
	(1) 学習支援・進学に向けた支援	35
	(2) 児童への措置解除に向けた支援	37
Ⅲ	本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進	39
1	代替養育の量の見込と代替養育体制の確保	39
	(1) 代替養育を必要とする児童数の見込み	39
	(2) 代替養育の確保方策	41
2	児童の状況を踏まえた家庭養育の推進	43
	(1) 児童の適切なアセスメントと家庭養育の推進	43
	資料編	45
1	計画策定に向けたアンケート調査結果	46
	(1) 「養育里親」の家庭で生活する児童（小中学生・回答者6名）	48
	(2) 「養育里親」の家庭で生活する児童（高校生等・回答者7名）	51
	(3) 児童養護施設・児童心理治療施設で生活する児童（小中学生・回答者72名）	56
	(4) 児童養護施設・児童心理治療施設で生活する児童（高校生等・回答者25名）	62

(5) 児童養護施設・児童心理治療施設で生活していた方（回答者4名）	71
(6) 「養育里親」の家庭で生活していた方（回答者8名）	76
(7) ファミリーホームで生活していた方（回答者3名）	81
(8) 「養育里親」（回答者45名）	88
(9) 児童養護施設・児童心理治療施設の職員（回答者156名）	101
(10) 乳児院の職員（回答者73名）	113
(11) 母子生活支援施設の職員（回答者5名）	123
2 計画策定の経過	132
(1) 計画策定に向けた検討経過.....	132
(2) 計画策定に関連する条例等.....	133
ア 川崎市子ども・子育て会議条例	133
イ 川崎市児童福祉審議会条例	135
ウ 川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱	137

1 計画の策定にあたって

(1) 策定の背景・趣旨

ア 川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針に基づく施策の推進

要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の支援について、本市では平成26年度末に「川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針（対象期間：平成27（2015）年度～令和11（2029）年度）」（以下「基本方針」という。）を策定し、児童養護施設・乳児院等における家庭的養護の推進や里親制度による家庭養護の推進に向けた取組を推進しているところです。

基本方針の前期（平成27（2015）年度から令和元（2019）年度まで）は、要保護児童を支援するための確保方策（施設定員・里親数の確保等）については基本方針に基づき着実に取組を進めてきましたが、要保護児童数については、近年の本市の人口の増加や児童相談所への児童虐待相談・通告件数の増加等の背景もあり、基本方針策定時に見込んだ人数を上回る数値で推移している現状があり、今後の要保護児童数を改めて推計し、要保護児童を確実に受け入れることができる体制を確保する必要があります。

イ 児童福祉法の改正に伴う国の動向を踏まえた取組の推進

基本方針の策定後、平成28年度には、児童の福祉を保障するための理念の明確化や、要保護児童をより家庭に近い環境で養育することなどを内容とする児童福祉法の改正がありました。

また、法改正を受け、平成29年度に国の有識者会議「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が家庭養育のさらなる推進、児童養護施設等の高機能化・多機能化、児童相談所の機能強化等を推進することを内容とする「新しい社会的養育ビジョン」を提言し、国からは、令和元年度末までに各自治体で社会的養育に関する新たな計画を策定すること等を内容とする通知「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（平成30年7月6日子発0706第1号。以下「計画策定要領」という。）」が発出されました。

本市においても、こうした国の動向や本市の要保護児童や家庭を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、様々な事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整えるため、現行の基本方針を改定し、今後の本市の社会的養育の推進に向けた取組内容を示すものとして川崎市社会的養育推進計画（以下「本計画」という。）を策定します。

(参考) 関係法令の基本理念等に関する条文

■児童福祉法（抜粋）

〔児童の権利〕

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

〔国民等の責務〕

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

〔福祉保障の原理〕

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

〔保護者の支援〕

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

■児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（児童に対する虐待の禁止）

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

（良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。

7 何人も、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(2) 計画の位置付け

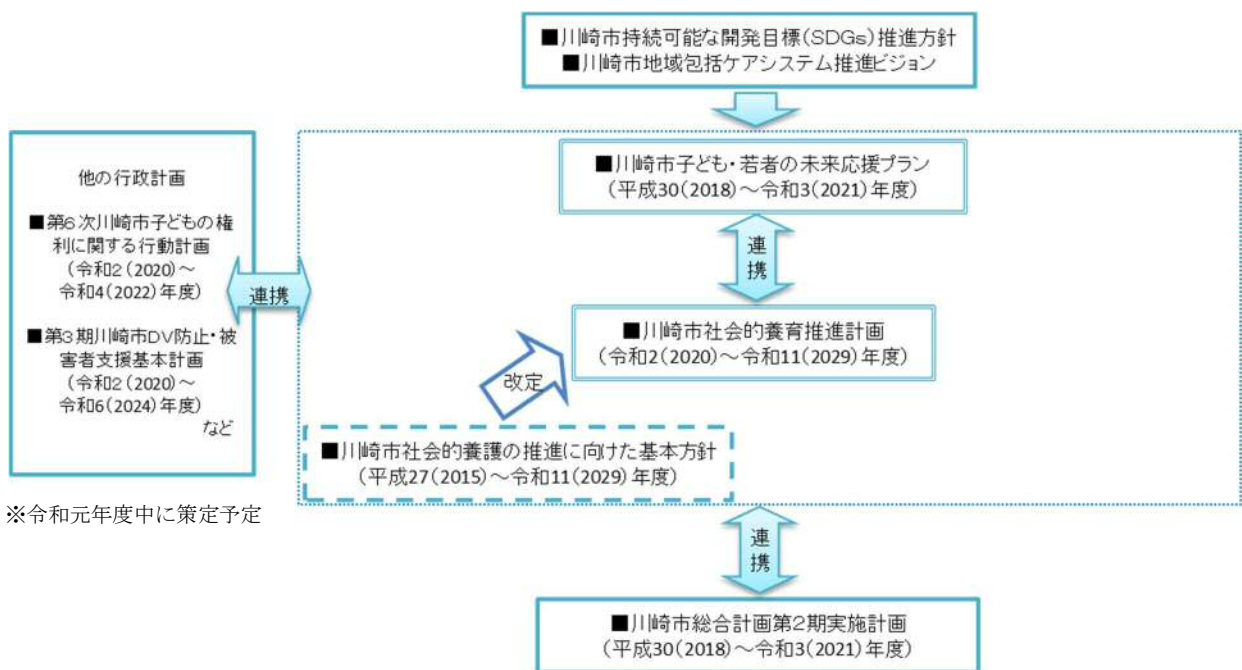
本計画は、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に定める基本理念や施策の方向性を踏まえ、支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実を図るため、計画策定要領に基づき「川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針」を改定した計画として策定します。

本計画では令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの社会的養育に関する施策の方向性と現時点での要保護児童の養育体制の量の見込と確保方策を定めます。

なお、本計画で定める内容のうち、「里親の登録数」（養育里親、養子縁組里親及び親族里親の登録数の合計）について、「川崎市総合計画第2期実施計画」において施策の成果指標として設定しているところであり、第2期実施計画の進行管理においては、現行の目標値とあわせて、本計画で新たに設定した数値も活用し、評価を行うこととします。（31ページ参照）

また、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」において、本計画と関連する取組について定めており、関連する各事務事業については、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」及び本計画に基づき推進することとします。

◎計画の相関図



(3) 計画の期間

計画策定要領を踏まえ、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までを計画期間とします。

なお、令和4（2022）年度の「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の改定と併せ、本計画を「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に統合する方向で検討することとし、そのため、本計画は「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の計画期間との整合を図るため、令和2（2020）年度から令和

3（2021）年度を第1期、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度を第2期、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度を第3期として区分して策定します。

（4）計画の進行管理







本計画の進行管理については、有識者等で構成する「川崎市子ども・子育て会議」において、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」や関連する他の行政計画との整合性を図りながら実施することとします。

（5）川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針に基づく施策の推進

川崎市総合計画第2期実施計画においては、SDGsの理念や国の動向等を踏まえながら、各施策・事務事業を実施するとともに、関連の深い分野別計画等との連携を図ることで、SDGs達成に向けた取組の推進を担うと位置づけているところです。

本計画は児童福祉法等に基づき、支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実を図るための施策について定める行政計画であることから、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」という国におけるSDGsの指針や目標等を踏まえながら関連する取組を進めていきます。

なお、SDGsにおける「17のゴール」のうち、本計画に関連するものは次のとおりです。

	ゴール 1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	ゴール 2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	ゴール 3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	ゴール 4：すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	ゴール11：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	ゴール16：持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

(6) 本計画における用語の定義

本計画では、児童福祉法の規定を踏まえ、次のとおり用語を定義します。

【用語の定義】

児童：0歳以上20歳未満の者

※児童福祉法上は18歳未満の者を児童と定義していますが、必要な場合には18歳以上20歳未満の者も児童福祉法に基づき一時保護又は施設等への措置を行うことが求められることから、本計画では20歳未満の者を児童として定義します。

就学前児童：義務教育を受ける年齢に達していない児童

就学児童：義務教育を受ける年齢以上の児童

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

代替養育を受ける児童：里親家庭や児童養護施設・乳児院等において保護者に代わって養育を受ける児童

養育里親：要保護児童を養育することを希望する者のうち、本市が作成する里親名簿に登録された者

専門里親：養育里親であって、特に支援が必要な児童を養育するものとして本市が作成する里親名簿に登録された者

養子縁組里親：要保護児童を養育すること及び養子縁組によって養親となることを希望する者のうち、本市が作成する里親名簿に登録された者

親族里親：要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である父母以外の親族であって、当該児童の養育を希望する者のうち、本市が作成する里親名簿に登録された者

2 社会的養育を必要とする児童を取り巻く状況

基本方針の策定以降、人口構成の変化や核家族・単独世帯の増加、地域における子育てニーズの多様化など地域の子育て家庭を取り巻く状況の変化が進み、児童虐待相談・通告件数や児童相談所への相談件数等が増加傾向にあるなど、支援を必要とする児童・家庭が増えてきています。

現時点での人口推計や児童相談・通告件数、児童相談所への年間相談件数、一時保護児童数・要保護児童数の指標等、社会的養育を必要とする児童を取り巻く状況を踏まえながら本計画を策定します。

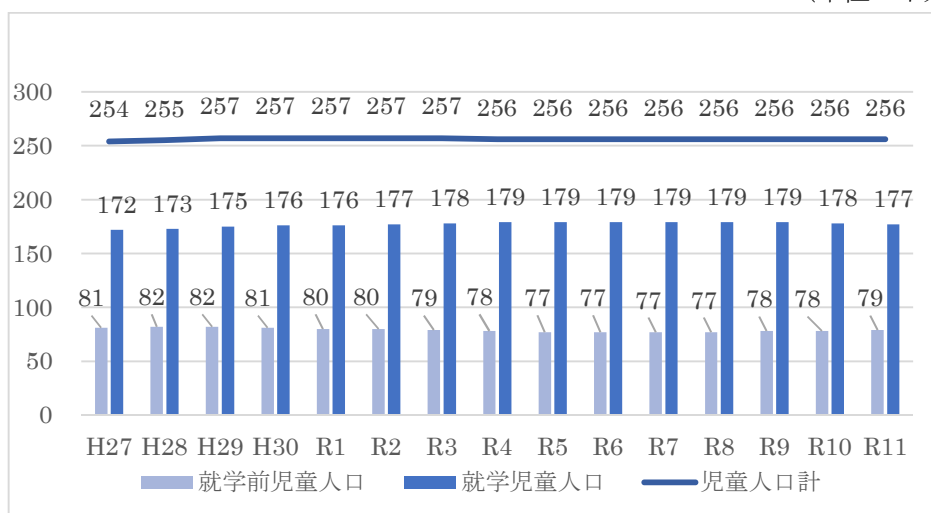
(1) 児童（20歳未満）人口の推移及び推計

本市の人口は令和元年10月時点で約153万となり、市の人口推計では令和12（2030）年まで増加が続くものと見込まれています。本計画の策定にあたり、児童（20歳未満）の将来人口推計を行いました。

推計の結果、児童（20歳未満）の人口については、計画期間である令和11（2029）年まで、概ね横ばいで推移することが見込まれます。

■児童（20歳未満）人口の推移及び推計

(単位：千人)



(単位：人)

年度						第1期	
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
就学前児童人口	81,418	81,878	81,790	81,342	80,409	79,763	78,723
就学児童人口	172,411	173,437	174,827	175,707	176,432	177,137	177,949
児童人口計	253,829	255,315	256,617	257,049	256,841	256,900	256,672

(単位：人)

年度	第2期				第3期			
	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
就学前児童人口	77,684	77,032	76,802	77,142	77,279	77,576	78,003	78,535
就学児童人口	178,730	179,095	179,353	179,048	179,205	178,876	178,023	177,379
児童人口計	256,414	256,127	256,155	256,190	256,484	256,452	256,026	255,914

推計の考え方

推計にあたっては、コーホート変化率法（※1）により各歳児の年度当初（4月1日）時点での推計児童数を算出しており、0歳児推計人口については、人口動態調査（※2）に基づく出生率、15歳から49歳までの女性の推計人口により算出した推計出生数等により算出しています。

※1 コーホート変化率法

「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。例えば、平成14年4月2日～15年4月1日生まれのコーホートは、平成17年4月1日時点で満2歳、平成21年4月1日時点で満6歳となり、平成21年度の小学1年生となる人々の集団である。

「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。（厚生労働省「地域行動計画策定の手引き」より）

※2 人口動態調査

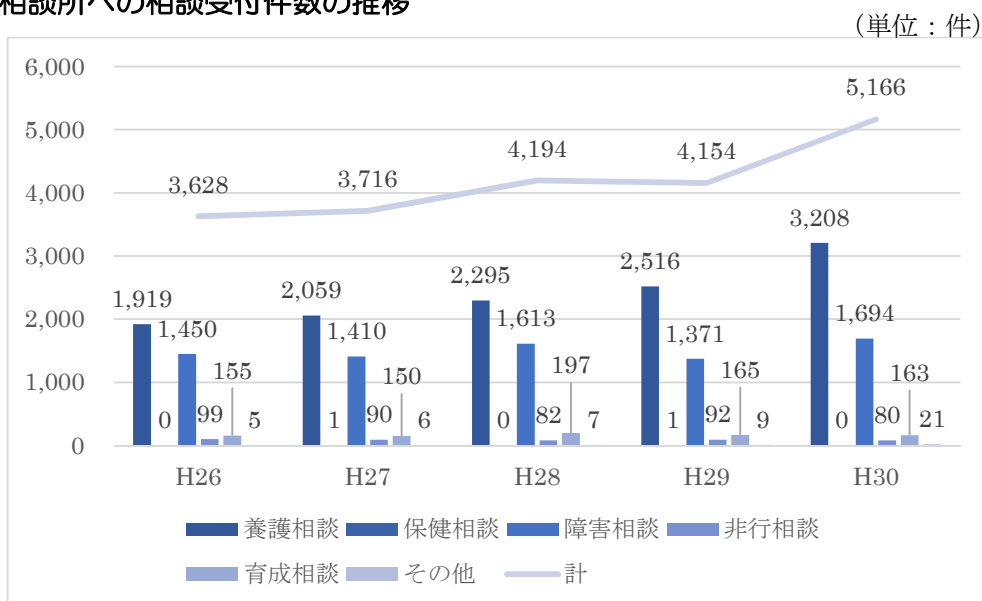
厚生労働省による出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の人口動態事象を把握するための、統計法に基づく基幹統計『人口動態統計』の作成を目的とする統計調査。

（2）児童相談所への相談受付件数の推移

児童相談所は、子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する「相談援助活動」を行っており、その内容は、児童の養育に関するものや障害に関するものなど多岐にわたります。

本市の児童相談所への相談件数は増加傾向にあり、特に児童虐待相談を含む養護相談の増加が見られます。

■児童相談所への相談受付件数の推移



(単位：件)

相談種別 年度	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育成相談				そ の 他 の 相 談	合 計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し っ け 相 談		
H26	1,792	127	0	9	0	0	10	1,430	1	27	72	117	30	6	2	5	3,628
H27	1,920	139	1	7	0	1	7	1,391	4	39	51	113	26	6	5	6	3,716
H28	2,134	161	0	17	0	1	16	1,577	2	32	50	142	35	12	8	7	4,194
H29	2,368	148	1	11	0	0	12	1,344	4	40	52	109	37	8	11	9	4,154
H30	3,063	145	0	4	0	0	12	1,674	4	44	36	122	29	6	6	21	5,166

(3) 児童相談所及び区役所への児童虐待相談・通告件数の推移

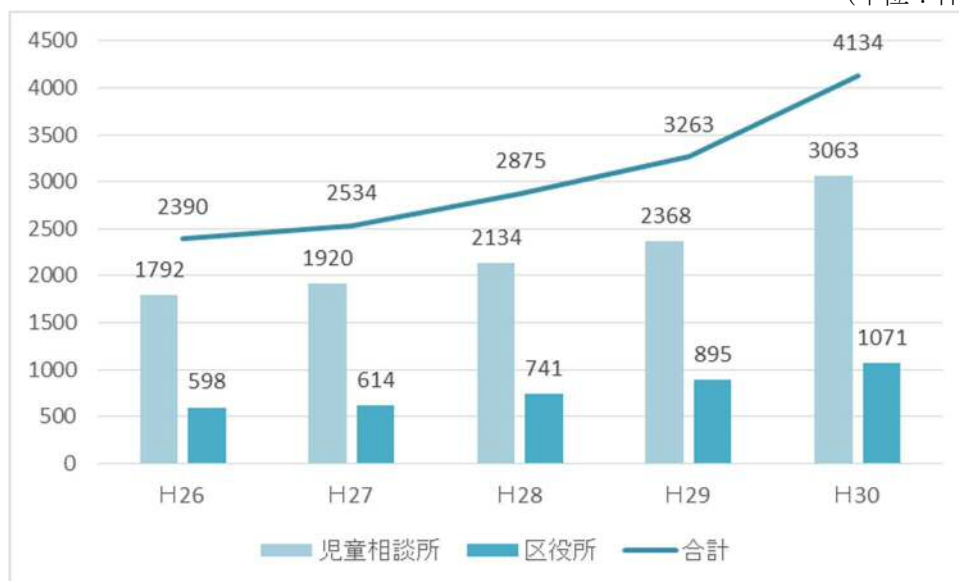
児童虐待相談・通告件数は全国的に増加が続いており、平成30年度も過去最多を更新している状況にあります。

本市においても、関係機関との連携強化が進み、地域の関心が高まる中、大幅な増加が続いている状況です。

また、児童相談所だけでなく、区役所への相談・通告件数も増加しており、地域住民に身近な区役所においても相談支援ニーズが高まっている状況にあります。

■児童虐待相談・通告件数の推移

(単位：件)



(4) 児童相談所における一時保護児童数等の推移

一時保護は、児童福祉法の規定に基づき、相談援助活動の中で児童の安全確保や養育環境の確認等が必要な場合に実施するものであり、児童相談所において関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援内容を検討し、方針を定める必要があります。

児童虐待相談・通告件数の増加とともに一時保護の年間延べ保護人数も増加傾向にあり、今後も一時保護児童数は高い水準で推移することが見込まれます。

■児童相談所における一時保護の実施状況

	定員 (人)	保護人数 (人) () 内は女児	年間延べ保護人数 (人)	一日平均保護人数 (人)
H26	60	422 (180)	15,427	42.3
H27	60	371 (218)	17,029	46.5
H28	60	350 (159)	12,836	35.2
H29	60	408 (179)	18,002	49.3
H30	60	456 (194)	19,628	53.8

3 計画の考え方

本計画は、児童福祉法をはじめとする関係法令や計画策定要領を踏まえ、様々な事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整える取組を進めるため、策定するものです。

児童福祉法では、国及び地方自治体の責務として「児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援すること」、家庭で生活することが困難である児童については「家庭における養育環境と同様の養育環境で養育すること」、それが適当でない児童については「できる限り良好な家庭的環境で養育すること」を定めています。本市においても児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の増加等、子育てに不安や悩みなどを抱える家庭が増加していることから、家庭での生活を継続するための養育支援や児童虐待等の予防に繋がる取組を進めるとともに、家庭に代わり社会的に養育する必要がある児童については代替養育（里親家庭や児童養護施設・乳児院等での養育）に繋げ、できる限り家庭的環境で養育できるよう代替養育における環境整備を図ること、代替養育が必要な児童を確実に受け入れることができる体制を確保することが必要です。

これらのことから、本計画では次の3つを基本的な考え方として施策を展開します。

基本的な考え方Ⅰ 専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実

児童相談所への相談件数や児童虐待の相談・通告件数は増加傾向にあり、中には経済的な困窮や子育て上の不安や悩みなどを抱えこみ、援助希求を発信できず、必要な支援に繋がっていない子育て家庭があることも考えられます。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、児童ができる限り家庭において健やかに養育されるよう、児童相談所や区役所、地域の関係機関が連携しながら児童虐待の防止に向けたリスク要因の早期把握や家庭での養育支援に取組むとともに、一時保護を行った場合の児童の福祉の向上や家庭復帰に向けた支援の充実を図ります。

基本的な考え方Ⅱ 代替養育を必要とする児童への支援の充実

代替養育を必要とする児童については、できる限り家庭に近い環境で養育されるよう支援を行う必要があり、様々な状況にある児童それぞれに適切に対応することができるよう環境整備を図ることが必要です。

里親家庭・施設それぞれにおいて全ての要保護児童が心身ともに健やかに養育され円滑に自立していけるよう、里親家庭への支援体制の充実や施設における専門的支援の充実、児童の自立支援の推進など、代替養育を必要とする児童への支援の充実を目指します。

基本的な考え方Ⅲ 本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進

代替養育を必要とする児童数については、本市の児童人口や児童虐待・相談通告件数、児童相談所への相談件数等を踏まえると、当面は増加傾向が続くものと見込まれます。

そうした状況にあっても代替養育を必要とする児童を確実に養育できる体制を整えるため、家庭養育を担う里親登録数の増加を図るとともに、様々な状況にある児童へ専門的支援を行うため、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の定員枠を確保していきます。

また、代替養育を必要とする児童や家庭の状況を的確に把握し、里親家庭での養育を基本としながら、児童が最適な環境で養育を受けられるよう代替養育の環境を選択し支援を推進します。

4 計画の推進に向けた施策の展開



I 専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実

1 児童相談所における専門的支援の推進

(1) 児童相談所における人材確保・育成に向けた取組の推進

【現状と課題】

児童相談所における児童虐待相談・通告件数は平成26～30年の5年間で約1.7倍に増えており、関係機関との連携強化が進み、地域の関心が高まっている状況から、今後もさらなる増加が見込まれます。

(関連資料：8ページ参照)

国は平成30年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」において児童福祉司・児童心理司の増員等の方向性を示しており、本市においても要保護児童等へのより適切な支援に向け児童家庭相談体制の強化を図ることが必要です。

【施策内容】

推進項目	計画期間中の主な取組
児童相談所体制強化に向けた取組の推進 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童相談所による相談支援体制の強化〕 <ul style="list-style-type: none">● 国の示す配置基準等を踏まえながら、必要な児童福祉司、児童心理司等を着実に配置し、児童相談所による相談支援体制の強化を図ります。 〔人材育成の推進〕 <ul style="list-style-type: none">● 児童相談所職員に求められる業務上の知識や技術を身に付けるため、新規採用職員等に対する児童相談所業務研修を確実に実施します。● 専門職機能の強化及び実効的な多職種協働の実践に向け、市民ニーズの複雑化、多様化に対応し、各専門職が期待される役割や支援スキルを発揮し、必要なケースに効果的なチームアプローチを実践できるようにするための研修を実施します。● 要保護児童をできる限り養子縁組や里親家庭での養育に繋げることができるよう、児童相談所職員に対し、養子縁組や「養育里親」に関する研修を実施します。● 「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づき、社会福祉職・心理職・保健師等の人材育成を着実に推進します。

(2) 一時保護所体制強化に向けた取組の推進

【現状と課題】

児童の一時保護は、法令に基づき、児童の安全確保や児童の置かれている環境等の調査のため、必要時には確実に実施することが求められます。今後、児童虐待相談・通告件数の増加に伴い一時保護児童数が増加した際にも確実に対応することができるよう受入れ体制の確保を図る必要があります。

(関連資料：8ページ・9ページ参照)

また、一時保護は児童を一時的に家庭における養育環境から離す行為であり、児童にとっては養育環境の変化により精神的にも大きな不安を伴うおそれがあることから、支援にあたってはできる限り保護期間が長ならないよう努めるとともに、児童の心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう、生活環境の改善や一時保護期間の短期化等、児童の最善の利益を考慮しながら一層の改善を図っていく必要があります。

【施策内容】

推進項目	計画期間中の主な取組
一時保護所体制強化に向けた取組の推進 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	<p>〔一時保護所の体制強化に向けた検討〕</p> <ul style="list-style-type: none">● 生活環境の改善や一時保護期間の短期化等、児童の最善の利益を考慮した一時保護所の機能のあり方や運営体制等、一時保護所の体制強化に向けた検討を行います。 <p>〔第三者による評価の受審〕</p> <ul style="list-style-type: none">● 第三者による評価を受審し、受審結果を一時保護所の運営の改善等に活用していきます。 <p>〔一時保護を受ける児童の権利擁護〕</p> <ul style="list-style-type: none">● 一時保護中に制限される権利等について児童の年齢等に応じた適切な説明を行うとともに、できる限り一時保護所での保護期間を短縮することができるよう関係機関と適切に連携しながら円滑な対応に努めていきます。

2 地域における相談支援の推進

(1) 区における児童家庭相談支援機能の充実

【現状と課題】

児童虐待等の未然防止に向けては、支援を必要とする児童・家庭をできる限り早期に把握し、必要な相談支援に繋げていくことが必要です。

本市では各区役所地域みまもり支援センターを子育て世代包括支援センターとして位置づけ、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を実施しているところですが、区役所における児童虐

待相談・通告件数が平成26年度から平成30年度までで約1.8倍に増えるなど専門性の高い相談支援ニーズが高まっている状況にあり、国が示す「子ども家庭総合支援拠点（地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点）」を各区に設置することで児童家庭相談支援機能を充実し、支援を必要とする児童・家庭をできる限り早期に把握し必要な相談支援に繋げていくことが必要です。

（関連資料：8ページ参照）

【施策内容】

推進項目	計画期間中の主な取組
区における児童家庭相談支援機能の充実 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔子ども家庭総合支援拠点の設置〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行います。 ● 「子ども家庭総合支援拠点」を令和4（2022）年度までに各区に設置し、地域における児童家庭相談支援機能の充実を図ります。

（2）母子生活支援施設を活用したひとり親家庭への支援の推進

【現状と課題】

貧困やDV被害等により地域での生活が困難な母子家庭については、安全な生活の場を確保するとともに、その後の地域での生活への円滑な移行に向けた専門的支援を行う必要があります。

母子生活支援施設は、そうした母子家庭に生活の場を提供するとともに、生活や就労に関するサポートを行い、併せて退所した方への相談支援等を行っています。

本市の母子生活支援施設の1家庭の入所期間は1年から3年程度となっており、各家庭の状況に応じて自立までの支援を行い、平成30年度は8世帯が地域生活へ移行されたところです。

今後も母子生活支援施設での支援が必要な方が確実に入所に繋がるよう関係機関が効果的に連携するとともに、施設へ入所した家庭に対しては、それぞれの状況に応じて母子支援員や心理療法担当職員等の専門職が丁寧に関わり、安心して地域での生活に移行できるよう引き続き支援を行っていく必要があります。

【施策内容】

推進項目	計画期間中の主な取組
母子生活支援施設を活用したひとり親家庭への支援の推進 <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small>	〔母子生活支援施設の運営〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者のない女子又は母子家庭の母親や、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童をともに入所させ保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援します。また、退所後も相談、その他の援助を行うことにより、母子の

	自立支援と福祉向上を図ります。
--	-----------------

(3) 児童家庭支援センターによる支援の推進

【現状と課題】

本市では児童養護施設・乳児院に併設されている児童家庭支援センターにおいて、心理療法担当職員等の専門職が児童の養育に不安等を抱える家庭の相談支援を行っています。

区役所への児童虐待相談・通告件数が増加し、地域の子育て家庭が抱える養育上の不安や悩みが多様化する中、専門的な知識及び技術を必要とする相談支援ニーズが高まっており、今後も児童相談所や区役所と児童家庭支援センターとの連携強化により必要な方を確実に支援に繋げ、児童家庭支援センターの専門性を活用した支援を推進する必要があります。

【施策内容】

推進項目	計画期間中の主な取組
児童家庭支援センターによる支援の推進 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	<p>〔児童家庭支援センターによる子育て相談の実施〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内6か所に設置されている児童家庭支援センターにおいて、区役所や児童相談所と連携強化を図りながら、身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする児童や、その家庭からの相談に対する支援を実施します。 <p>〔子育て短期支援事業の推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の出産により養育者が不在となる場合や子育てにおける行き詰まりなどレスパイト（休息）が必要な場合に、短期間の宿泊を伴ってお子さんを預かる（ショートステイ事業）ことにより子育て支援を行います。 <p>〔児童家庭支援センターへの指導委託の実施〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所が児童福祉法に基づき指導を行う案件について、児童家庭支援センターが支援を行うことが効果的であるもの等について指導委託を行うことで、保護者支援の充実を図ります。

Ⅱ 代替養育を必要とする児童への支援の充実

1 当事者である児童の権利擁護

(1) 代替養育を必要とする児童の権利擁護の推進

【現状と課題】

児童が児童福祉法の規定により代替養育を受ける際には、児童の権利擁護の観点から、当事者である児童本人の状況や意向を踏まえながら代替養育環境を選択するとともに、代替養育を受ける際には、養育者が児童の成育状況や新たな環境で生活することに留意しながら児童に寄り添った支援を行っていくことが必要です。また、養育者だけではなく、関係機関が連携を図りながら、児童の権利を確実に守るための環境整備を引き続き行っていく必要があります。

【施策内容】

推進項目	計画期間中の主な取組
代替養育を受ける児童の権利擁護の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔児童の状況に応じた代替養育環境の選択〕 <ul style="list-style-type: none">● それぞれの児童が最適な環境で養育が受けられるよう、児童の状況や意向を丁寧に確認した上で代替養育環境を選択します。 〔代替養育環境での権利擁護の推進〕 <ul style="list-style-type: none">● 代替養育を受ける児童の権利擁護に向け、支援を担う里親や施設職員へ権利擁護に関する情報提供や研修等を行います。 〔子どもの権利ノートを活用した権利擁護の推進〕 <ul style="list-style-type: none">● 代替養育を受ける全ての児童に守られるべき権利の内容や困ったことがあった場合などに相談ができる連絡先等を記載した「子どもの権利ノート」を配布し、権利擁護のために活用を図ります。

2 特別養子縁組等の推進

(1) 「養子縁組里親」の登録者の確保

【現状と課題】

様々な事情により実親の家庭で養育を受けることができない児童については、児童福祉法第3条の2の規定による家庭養育の推進の趣旨を踏まえ、特別養子縁組に繋げていくことも重要な選択肢の一つとなります。

今後、児童相談所が支援する児童のうち特別養子縁組に繋げることが適切な児童を確実に繋げていくためには、現在の「養子縁組里親」登録数では不十分であり、児童の養育を担う「養子縁組里親」をより多く確保することが必要です。

【施策内容】

推進項目	計画期間中の主な取組
<p>「養子縁組里親」の登録者の確保に向けた取組の推進 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small></p>	<p>〔特別養子縁組に関する普及啓発の推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特別養子縁組の制度内容や「養子縁組里親」に関する様々な広報媒体の活用や関係機関と連携した啓発活動の実施等により、制度の社会的認知度の向上に向けた取組の充実を図ります。 <p>〔「養子縁組里親」に関する説明会の充実〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「養子縁組里親」の登録数の増加と適切な児童の委託推進に向け、制度の趣旨や代替養育を必要とする児童の状況等に関する説明内容の充実を図ります。

(2) 「養子縁組里親」への児童の委託推進

【現状と課題】

特別養子縁組は、養子となる児童の保護者（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実子と同じ親子関係を結ぶ制度であり、家庭裁判所の決定を受けることで成立します。

特別養子縁組は児童にとって大変重要な決定となることから、縁組に繋げる際には、保護者及び児童の状況の調査や、児童の最善の利益の観点から養子縁組に関する同意を保護者から得ることができるよう制度説明や意向確認を確実に実施する必要があります。

調査の結果、特別養子縁組が最適であると考えられる児童については、児童にとって最適な養育者に委託することができるよう一時保護や措置入所により、乳幼児の養育支援を担う乳児院や関係機関と適切に連携を図りながら、新たな養育者とのマッチングを慎重に進めることが重要です。

【施策内容】

推進項目	計画期間中の主な取組
<p>「養子縁組里親」への児童の委託推進 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small></p>	<p>〔保護者への丁寧な説明の実施〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特別養子縁組の制度内容やその意義等について、児童の養育が困難である保護者に分かりやすく丁寧に説明し、関係機関と連携しながら児童の福祉上最善の選択ができるよう調整を行います。 <p>〔乳児院と連携した乳幼児の適切な委託推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一時保護や措置入所により乳幼児の養育支援を担う乳児院と緊密に連携を図りながら、児童や保護者の状況を丁寧に把握し、保護者家庭への養育支援や「養子縁組里親」・「養育里親」への委託等、それぞれの児童・保護者にとって最適な支援に繋げていくための環境調整を図ります。

	〔法改正を踏まえた委託推進〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 民法改正により、特別養子縁組の養子候補者の上限年齢の引上げ等が図られることを踏まえ、制度の周知や候補者の確認等、一層の委託推進に向けた取組を推進します。
--	---

(3) 「養子縁組里親」への支援体制の充実

【現状と課題】

本市の措置児童の中には発達・心理・医療面での課題を抱えている方も含まれるため、乳幼児期の特別養子縁組成立後、児童の成長とともに課題が表出し、養育が困難となるケースもあります。

特別養子縁組は実子と同じ親子関係を結ぶという大変重要な意思決定であることを鑑み、「養子縁組里親」へ登録しようとする方に対しては制度の趣旨や代替養育を必要とする児童の状況等について正しく理解していただくことが重要です。

併せて、養子縁組成立後に新たな養育者が家庭内で悩みや不安を抱え込まず養育を行えるよう、地域の関係機関と連携しながら支援体制の充実に向けた取組を進める必要があります。

【施策内容】

推進項目	計画期間中の主な取組
「養子縁組里親」への支援体制の充実 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔「養子縁組里親」への支援体制の充実〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 「養子縁組里親」に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行うため、里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）の開始に向けた取組を推進し、「養子縁組里親」への支援体制の充実を図ります。 ● 保育を必要とする里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取扱いにより、里親の養育上の負担軽減を図るとともに、保育所による相談支援等、様々な状況にある児童を安心して養育できる環境を整えます。

3 「養育里親」への委託推進

(1) 「養育里親」の登録者の確保

【現状と課題】

児童相談所が支援する児童のうち「養育里親」への委託に繋げることが適切な児童を確実に繋げていくためには、現在の「養育里親」登録数では不十分であり、児童の養育を担う「養育里親」をより多く確保することが必要ですが、平成30年度に本市が実施した「川崎市子ども・子育て支援に関する利用ニーズ調査」によると、「養育里親」についての本市の就学前児童の保護者の認知度は約4割であり、「養育里親」の確保に向けては、一層の社会的認知度の向上を図るとともに、「養育里親」

を検討する方に対して、児童の養育を支える支援体制等に関する説明や登録に向けた研修の一層の充実が必要です。

また、「養育里親」等が運営する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）についても、家庭環境で専門的な養育を行うことが可能な重要な代替養育の担い手であることから、事業の充実を図ることが必要です。

【施策内容】

推進項目	計画期間中の主な取組
<p>「養育里親」登録者の確保に向けた取組の推進 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small></p>	<p>〔「養育里親」に関する普及啓発の推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「養育里親」に関する多様な広報手段の活用や関係機関と連携した啓発活動等により、制度の社会的認知度の向上に向けた取組の充実を図ります。 <p>〔「養育里親」に関する説明会の充実〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「養育里親」の登録数の増加と適切な児童の委託推進に向け、制度の趣旨や代替養育を必要とする児童の状況等に関する説明内容の充実を図ります。
<p>小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の充実に向けた取組の推進 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small></p>	<p>〔ファミリーホームと関係機関との連携推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ファミリーホームと関係機関の連絡会の開催等により情報共有や連携体制の強化を図り、チームとして児童の養育を行うことができる体制を確保していきます。 <p>〔ファミリーホームの開設に向けた支援の推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ファミリーホームの開設を検討する方への制度案内や相談支援等、新たな担い手の確保に向けた取組を推進します。

(2) 「養育里親」への児童の委託推進

【現状と課題】

代替養育を必要とする児童の措置先を決定する際には、児童・保護者の意向や状況把握を丁寧に行うとともに、「養育里親」への委託が適切と考えられる場合には、保護者から同意を得ることができるよう制度説明や意向確認を確実に実施する必要があります。

併せて、関係機関と連携を図りながら、児童の状況に合った「養育里親」へ措置できるよう取組を進める必要があります。

【施策内容】

推進項目	計画期間中の主な取組
<p>「養育里親」への児童の委託推進 (こども未来局：こども保健福祉課)</p>	<p>〔保護者への丁寧な説明の実施〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「養育里親」の制度内容や家庭環境で養育することの意義等について、児童の養育が困難である保護者に分かりやすく丁寧に説明し、関係機関と連携しながら児童の福祉上最善の選択ができるよう調整を行います。 <p>〔乳児院・児童養護施設と連携した適切な委託推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一時保護や措置入所により児童の養育支援を担う乳児院・児童養護施設と緊密に連携を図りながら、児童や保護者の状況を丁寧に把握し、代替養育を必要とする児童が「養育里親」の家庭への委託が可能な場合には原則として「養育里親」への委託を選択することとして支援を推進します。

(3) 「養育里親」への支援体制の充実

【現状と課題】

「養育里親」への委託が必要とされる期間は、短い場合は数日、長い場合は20歳までと委託が必要とする児童の状況により様々です。

本市の措置児童の中には発達・心理・医療面での課題を抱えている方も含まれ、「養育里親」への委託が進むとともに、支援が必要な児童がより多く「養育里親」へ措置されることも想定されます。様々な背景がある児童の養育にあたっては、里親会、乳児院や児童養護施設、保育所、幼稚園、学校等の地域の関係機関や児童相談所及び市の里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）受託者がチームとして継続的に支援することが重要であり、今後も関係機関との連携を強化しながら支援体制の充実を図ることが必要です。

【施策内容】

推進項目	計画期間中の主な取組
<p>「養育里親」への支援体制の充実 (こども未来局：こども保健福祉課)</p>	<p>〔「養育里親」への支援体制の充実〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「養育里親」に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行う里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）の充実を図ります。 <p>〔関係機関と連携による支援体制の充実〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「養育里親」への委託前に児童が施設に入所している場合には、児童の養育を担う乳児院・児童養護施設等と緊密に連携を図りながら「養育里親」と児童のマッチングを行うとともに

	<p>に、「養育里親」と児童の交流や委託後の支援を協働して実施し、児童が「養育里親」の家庭に安心して移ることができるようきめ細やかな支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育を必要とする里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取扱いにより、里親の養育上の負担軽減を図るとともに、保育所による相談支援等、様々な状況にある児童を安心して養育できる環境を整えます。
--	--

4 施設における専門的支援の充実

(1) 施設の高機能化・多機能化・地域分散化の推進

【現状と課題】

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の各施設には児童指導員や保育士、心理療法担当職員等の専門職が配置され、複数の専門職によるきめ細やかな支援を行うことができる体制を確保し、児童の養育を行っています。

特に本市においては、国の配置基準を上回る職員配置の実現により、児童一人ひとりに対する職員数をより多く確保し、家庭的な環境で養育を行うことができるよう支援の充実に努めています。

また、本市の施設は入所児童への支援以外にも、併設する児童家庭支援センターと連携した地域の児童・家庭への相談支援や里親支援、地域の関係団体への活動支援等、地域福祉における重要な拠点としての役割も担っており、今後の施設入所児童の状況を踏まえながら、多様な役割を円滑に果たせるよう環境整備を図る必要があります。

【施策内容】

推進項目	計画期間中の主な取組
<p>施設の高機能化・多機能化・地域分散化の推進 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small></p>	<p>〔高機能化・多機能化の推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭での生活が難しいなど様々な状況にある児童に対し複数の専門職によるきめ細やかな支援を行うとともに、施設におけるショートステイや一時保護委託への対応、保護者支援等、地域支援機能の充実に向けた検討を進めます。 ● 施設における里親支援機能の充実に向け、里親と施設職員の交流機会の創出や各施設の里親支援専門相談員との連携強化や活動支援等、施設の専門性を里親支援に活用するための取組を推進します <p>〔地域分散化の推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の中で専門的な支援が可能な地域小規模児童養護施設の設置を推進し、家庭的な環境での児童の支援ニーズへの対応を図ります。

○本市の児童入所施設等の設置状況（平成31年4月1日現在）

種別	施設名	所在区	定員	運営法人
児童養護施設	すまいる	川崎区	30	(福)神奈川県社会福祉事業団
児童家庭支援センター	あいせん児童家庭支援センター			
児童養護施設	新日本学園	中原区	60	(福)新日本学園
児童家庭支援センター	SNG児童家庭支援センター			
地域小規模 児童養護施設	元気ハウス			
児童養護施設	川崎愛児園	宮前区	42	(福)川崎愛児園
児童家庭支援センター	まぎぬ児童家庭支援センター			
地域小規模 児童養護施設	野川すみれホーム	高津区	6	
地域小規模 児童養護施設	野川つくしホーム	宮前区	6	
地域小規模 児童養護施設	生田あやめホーム	多摩区	6	
児童養護施設	白山愛児園	麻生区	30	
児童家庭支援センター	はくさん児童家庭支援センター			
地域小規模 児童養護施設	結			
乳児院	しゃんぐりらベビーホーム	幸区	25	(福)母子育成会
児童家庭支援センター	しゃんぐりら こども家庭支援センター			
乳児院	至誠館さくら乳児院	多摩区	20	(福)厚生館福祉会
児童家庭支援センター	かわさきさくら 児童家庭支援センター			
児童心理治療施設	川崎こども心理ケアセンター かなで	中原区	入所部 40 通所部 10	(福)横浜博萌会
母子生活支援施設	川崎市ヒルズすえなが	高津区	30	(福)カメラア会
自立援助ホーム	大志	麻生区	6	(福)川崎愛児園

(2) 施設の専門性の確保と人材育成支援

【現状と課題】

施設においては、保育士や児童指導員、心理療法担当職員など専門職が配置され、様々な課題を抱える児童に対して組織的・専門的な支援を行っていますが、保育士をはじめとする職員はその専門性から多方面でニーズが高まっており、家庭的養育に必要な職員の確保や、施設職員がより長く働き続けることができる環境を整えることが必要です。

また、多様な状況にある児童それぞれに最適な養育支援を行っていくため、施設職員の人材育成や、課題への組織的な対応力の強化等、施設の持つ専門性の一層の向上を図る必要があります。

【施策内容】

推進項目	計画期間中の主な取組
施設職員の確保・育成支援の取組の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔施設職員の処遇改善に向けた取組の推進〕 <ul style="list-style-type: none">● 職員の確保や定着を支援するため、国の動向を注視しながら、保育士等の処遇改善に向けた取組を検討します。 〔施設職員の定着・育成に向けた取組の推進〕 <ul style="list-style-type: none">● 各施設において職員が継続的に働き、その専門性の向上を図ることができるよう、施設・職員間の連携強化や専門家によるスーパーバイズに係る支援など職員の専門性の向上を支援する取組を推進します。

5 児童の自立支援の推進

(1) 学習支援・進学に向けた支援

【現状と課題】

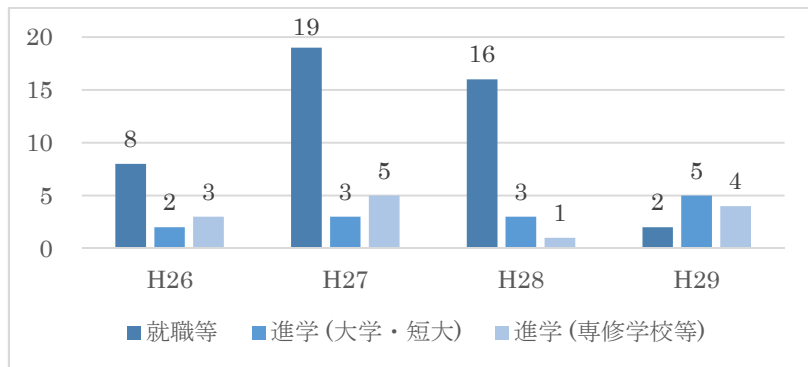
本市の代替養育を受ける児童の大学等への進学率は過去4年間で約4割と、全国の全高卒者の大学等への進学率の約8割と比較すると就職を選択する児童が多い傾向にあり、意欲のある児童が希望する進路を安心して選択できるよう支援を進めていく必要があります。平成30年度に本市の実施したアンケート調査によると、進学の意向を持っている児童は約半数いる状況です。

意欲のある児童が希望する進路を安心して選択できるよう、今後も支援を進めていく必要があります。

【施策内容】

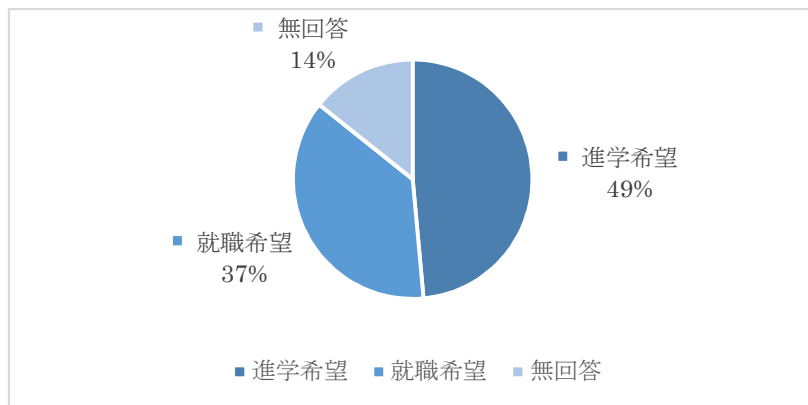
推進項目	計画期間中の主な取組
<p>子ども・若者応援基金を活用した学習・進学支援等の推進 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small></p>	<p>〔児童の個性に応じた学習支援の推進〕 平成 30 年度から開始した学習支援事業の活用により、小学生から高校生まで、塾・家庭教師・地域人材等、児童の理解度等に応じた効果的な学習支援が行われるよう取組を推進します。</p> <p>〔市独自の給付型奨学金の給付〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成 30 年度から開始した市独自の給付型奨学金（川崎市社会的養護奨学給付金）の活用を促進し、進学を希望する児童の経済面での負担軽減を図ります。 <p>〔活用可能な給付金等の情報提供〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国の高等教育への進学支援や各種奨学金等について関係機関と連携しながら児童への情報提供を行います。

○本市の代替養育を受ける児童の高校卒業後の進学・就職の状況 (人)



(こども未来局調べ・調査対象：各年度の高等学校卒業児童)

○本市の代替養育を受ける高校生の進学・就労に向けた意向



(こども未来局調べ・調査対象：本市の里親家庭・施設で代替養育を受ける高校生)

(2) 児童への措置解除に向けた支援

【現状と課題】

里親家庭や施設に措置された児童は、児童福祉法の定めにより、原則として18歳まで（措置延長により20歳まで）に措置解除され、地域で生活することが求められます。

代替養育を受ける高校生へのアンケート調査結果からは、卒業後の進路が決まっていたり方向性を考えられていたりする方も多くいる一方で、施設等を退所後の進路について明確なイメージを持ってなかったり、関心がある仕事があっても自分にできるのか、また、どうすればその仕事に就けるのかなどの悩みを抱えていたりする方も少なくない状況にあります。

こうしたことから、代替養育を受ける児童の円滑な自立に向けては、措置中から進路選択に向けた情報提供や就労・進学に向けたきめ細かい相談支援を行うことが重要です。

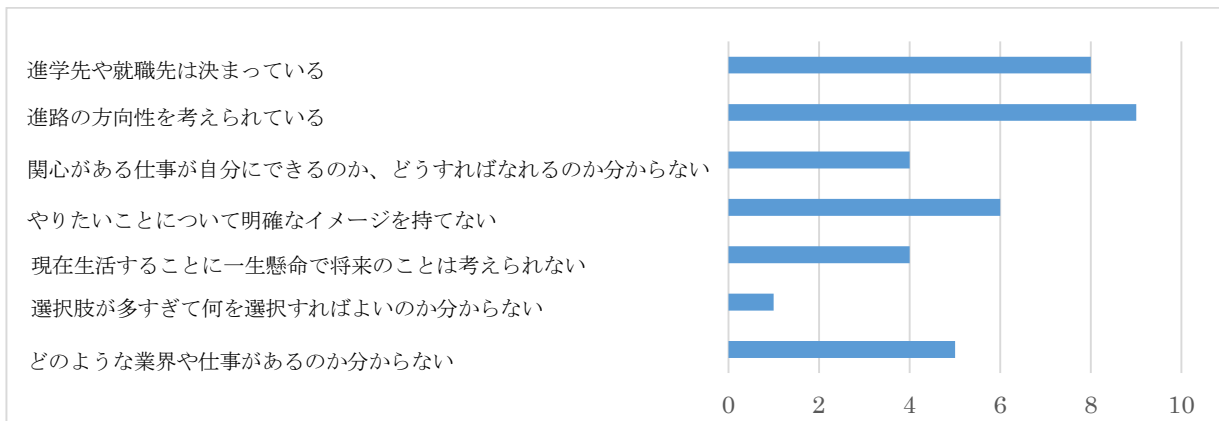
また、代替養育を受けている児童は、措置解除とともに生活環境が大きく変わることから、措置解除後も相談支援を受けることができる体制の確保が必要です。

【施策内容】

推進項目	計画期間中の主な取組
社会的養護自立支援事業を活用した自立支援の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔就労・進学支援の推進〕 <ul style="list-style-type: none">● 代替養育を受ける高校生等に対し、平成30年度から開始した社会的養護自立支援事業により、就労・進学等に関する講座の開催や企業開拓、就労支援等、一人ひとりの状況に応じた自立支援を実施します。 〔措置解除後の支援の推進〕 <ul style="list-style-type: none">● 措置解除後も安心して生活を送ることができるよう、平成30年度から開始した社会的養護自立支援事業により状況の確認や生活相談、就労相談等を実施します。 〔居住支援・生活支援の推進〕 <ul style="list-style-type: none">● 平成30年度から開始した社会的養護自立支援事業により措置解除後も里親家庭や施設で生活する場合に必要な居住費及び生活費の支援を実施します。

○本市の代替養育を受ける高校生の進路に関する状況

(人)



(こども未来局調べ・調査対象：本市の里親家庭・施設で代替養育を受ける高校生・複数回答可)

Ⅲ 本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進

1 代替養育の量の見込と代替養育体制の確保

(1) 代替養育を必要とする児童数の見込み

ア 代替養育を必要とする児童数（措置児童数）の見込み

代替養育を必要とする児童数（措置児童数）は、計画策定要領に示された算定方法に基づき、将来児童人口推計及び過去の児童人口に占める措置児童数の割合（措置率）を算定し、推計します。

本市の現時点での人口推計では児童人口は令和11年まで概ね横ばい傾向であり、近年の児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の状況等から、当面は措置児童数の増加が継続すると予測し算定を行っています。

なお、措置児童数については毎年度進捗状況を把握し、計画の改定時期に合わせて検証を行い、必要に応じて推計の見直しを行います。

■代替養育を必要とする児童数の推計

(単位:人)

年度	第1期		第2期				第3期					
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
児童人口	257,049	256,841	256,900	256,672	256,414	256,127	256,155	256,190	256,484	256,452	256,026	255,914
児童人口に対する措置率	0.161%	0.164%	0.167%	0.170%	0.173%	0.177%	0.181%	0.185%	0.189%	0.193%	0.197%	0.201%
措置率増加率	102.0%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%
縁組成立控除前措置児童数	413	421	429	436	443	453	463	473	484	494	504	514
措置児童数	410	418	422	425	427	432	437	442	447	451	455	459

※ 措置率増加率について、H30年度はH29年度に対する増加率を示し、令和元年度以降はH28年度から平成30年度の対前年増加率の3か年の平均値を増加率として見込みを示しています。

※ 措置児童数の算定に際しては、計画策定要領に基づき、対象児童のうち特別養子縁組が成立すると見込まれる児童数を毎年度控除しています。

■代替養育を必要とする児童数の推計（年齢別）

(単位:人)

年度	第1期		第2期				第3期					
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
就学前児童(3歳未満)	49	50	50	51	51	51	52	53	53	54	54	55
(里親等委託率対象児童数)	48	50	50	51	51	51	52	53	53	54	54	55
就学前児童(3歳以上)	60	61	62	62	62	63	64	65	65	66	66	67
(里親等委託率対象児童数)	57	55	56	56	56	57	58	59	59	60	60	61
就学児童	301	307	310	312	314	318	321	324	329	331	335	337
(里親等委託率対象児童数)	259	255	258	254	256	260	263	266	271	273	277	279
合計	410	418	422	425	427	432	437	442	447	451	455	459
(里親等委託率対象児童数)	364	360	364	361	363	368	373	378	383	387	391	395

※ 里親等委託率対象児童数とは、国の示す里親等委託率の対象となる児童数であり、措置児童数全体から算定対象外となる児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）入所児童数を控除した人数をいいます。

イ 里親等への委託可能性がある児童数の見込み

里親等への委託可能性がある児童数について、計画策定要領に基づき推計します。

本市では、現に里親家庭や施設等に措置されている児童の状況を調査した結果を踏まえ、措置児童数全体から、児童の医療的ケアの必要性や発達上の課題の状況、保護者の状況等により施設等での支援が必要な児童を控除した人数を里親等への委託可能性のある児童数として推計しました。

なお、計画策定要領においては、乳児院や児童養護施設に一定の年数以上入所している児童等を里親委託が必要な児童数として推計する算定式も例示されていることから、当該算定式による里親等への委託可能性のある児童数についても参考値として下段の図に示していますが、本市の実情からは、児童の施設入所年数等により一律に里親等への委託を行うことは困難であることから、本計画では、上段の図に示す児童の状況に基づいた算定値を、里親等への委託可能性のある児童数として採用します。

■里親等への委託可能性のある児童数の推計（児童の状況に基づいた算定値）

（単位：人）

年度	第1期				第2期				第3期			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
就学前児童(3歳未満)	21	23	25	28	32	34	39	40	40	41	41	41
就学前児童(3歳以上)	28	28	28	31	34	34	38	41	44	45	45	46
就学児童	114	115	116	114	115	117	118	120	125	131	136	140
計	163	166	169	173	181	185	195	201	209	217	222	227

■【参考】里親等への委託可能性のある児童数の推計（施設入所年数等からの算定）

年齢階層	対象	対象児童数	里親等委託率 対象児童数	割合
3歳未満	現在里親等へ委託	8	/	/
	乳児院に半年以上入所	16		
	乳児院から児童養護施設に措置変更 ※1年以上の措置を除く	4		
	児童養護施設に1年以上入所	0		
	計	28		
3歳以上幼児	現在里親等へ委託	11	/	/
	乳児院に半年以上	2		
	乳児院から児童養護施設に措置変更 ※1年以上の措置を除く	8		
	児童養護施設に1年以上入所	32		
	計	53		
学齢期以上	現在里親等へ委託	56	/	/
	児童養護施設に3年以上入所	133		
	計	189		
	合計	270	364	74.2%

※ 計画策定要領に示された乳児院や児童養護施設に入所する年数等を基に里親等委託が必要と見込まれる児童数を算定したものの。（平成30年度）

(2) 代替養育の確保方策

(1) ア及びイで示したとおり、代替養育を必要とする児童は増加傾向で推移することが見込まれますが、そうした状況にあっても全ての代替養育を必要とする児童を確実に受け入れることができる代替養育体制を確保することが必要です。本市では家庭養育を担う里親と専門的支援を担う施設との両輪で代替養育体制を確保することとし、里親等の一層の確保を目指すとともに、専門的支援を担う施設についても引き続き必要な定員数を確保していきます。

ア 代替養育（里親等）の確保方策

代替養育を担う里親等について、種別ごとに確保方策を見込みます。

里親等への児童の委託の際には、児童・里親それぞれの状況に応じてマッチングを行う必要があることから、里親等への委託を必要とする児童数以上の登録数を確保することが必要です。

(1) イで示した里親等への委託可能性がある児童が可能な限り家庭環境で養育が受けられるよう、計画策定要領に示される内容等を踏まえるとともに、これまでの里親登録数の状況も考慮した上で、必要な登録数の段階的な確保を目指し取組を推進していきます。

■代替養育（里親等）の確保方策

(単位：世帯※ファミリーホームは定員数)

年度	第1期				第2期				第3期			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
養育里親	107	113	119	125	133	141	149	157	166	175	184	193
専門里親(養育里親の内数)	(11)	(11)	(11)	(11)	(12)	(12)	(12)	(12)	(13)	(13)	(13)	(13)
養子縁組里親	42	46	50	54	58	62	66	70	74	78	82	86
親族里親	7	9	11	13	16	19	22	25	29	33	37	41
里親登録数計	156	168	180	192	207	222	237	252	269	286	303	320
ファミリーホーム(定員数)	17	17	17	17	17	17	17	23	23	23	23	29
合計	173	185	197	209	224	239	254	275	292	309	326	349

「川崎市総合計画第2期実施計画」における施策の成果指標の進行管理上の取扱い

「里親の登録数」（養育里親、養子縁組里親及び親族里親の登録数の合計）について、「川崎市総合計画第2期実施計画」において施策の成果指標として設定しているところであり、第2期実施計画の進行管理においては、現行の目標値とあわせて、本計画で新たに設定した数値も活用し、評価を行うこととします。

○「川崎市総合計画第2期実施計画」（P191）との関係

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画 における目標値	第2期実施計画 における目標値	第3期実施計画 における目標値
里親の登録数 (こども未来局調べ)	116 世帯 (平成 26 年度)	133 世帯 (平成 28 年度)	118 世帯以上 (平成 29 年度)	145 世帯以上 (令和 3 年度)	155 世帯以上 (令和 7 年度)



本計画

192 世帯以上 (令和 3 年度)	252 世帯以上 (令和 7 年度)
-----------------------	-----------------------

【本計画における算出の考え方】

本市の児童人口推計や児童虐待相談・通告件数の状況から、代替養育を必要とする児童数（措置児童数）は従前の基本方針策定時の見込を上回り、今後も増加傾向が続くことが見込まれ、これに伴い、里親等への委託可能性がある児童数も増加していくことが見込まれています（令和3年度：173人、令和7年度：201人）。

このような中、児童福祉法の改正により家庭養育のさらなる推進を図ることが求められており、本市においても計画策定要領に示される国が実現を目指す里親等委託率の数値や本市の里親の活動状況を踏まえ、必要となる里親の登録数を本計画で算出しました。

イ 代替養育（施設等）の確保方策

代替養育を担う施設等の定員について、施設種別ごとに確保方策を見込みます。

施設等の定員については、発達に課題を抱える児童や心理面でのケアが必要な児童が増加した場合にも確実な対応を図ることができるよう、必要な定員数を確保していきます。

なお、児童養護施設については、地域において家庭的環境で専門的な支援が可能な地域小規模児童養護施設（児童養護施設の分園）の設置を促進し、一部施設については児童養護施設本体の定員を縮小し、その枠をショートステイに活用するなど施設の多機能化・地域分散化を推進していきます。

また、本市においては神奈川県や横浜市の施設についても協議により定員を確保している状況があり、各自治体が所管する施設の定員変更等の状況を踏まえながら、引き続き必要な定員枠の確保を図っていきます。

■代替養育（施設等）の確保方策

(単位:人)

年度	第1期				第2期				第3期			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
児童養護施設	162	162	162	160	160	154	154	154	154	154	154	154
地域小規模児童養護施設	36	30	36	42	42	48	48	48	54	54	54	54
乳児院	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
広域入所(県施設等)	73	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15
計(児童養護施設・乳児院)	316	302	303	302	297	292	287	282	283	278	273	268
児童心理治療施設	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
自立援助ホーム	6	6	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12
広域入所(県施設等)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
計(専門的施設)	58	58	58	64	64	64	64	64	64	64	64	64
合計	374	360	361	366	361	356	351	346	347	342	337	332

2 児童の状況を踏まえた家庭養育の推進

(1) 児童の適切なアセスメントと家庭養育の推進

児童福祉法においては、国及び地方公共団体の責務として、「児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない」こととされています。

よって、本市においても児童福祉法の趣旨を鑑み家庭環境での代替養育を一層推進していくため、本計画では計画策定要領に示された里親等委託率の指標を踏まえ里親等への委託児童数を推計します。

しかしながら、代替養育を必要とする各児童の置かれた状況は様々であり、代替養育環境の選択にあたっては、家庭環境での養育を基本としながら、児童に対する医療的・心理的ケアの必要性や障害・発達の状況等について十分なアセスメントを行った上で、児童本人や保護者、代替養育を担う里親等の意向を十分に尊重しながら、児童が最適な環境での養育を受けられるようマッチングを行う必要があるため、計画の推進にあたっては実際の児童の措置状況を確認し、各期の計画の改定と併せて内容の検証を行っていきます。

今後も児童福祉法等の関係法令に基づき、児童の最善の利益の確保に向け、様々な状況にある児童に最適な支援を目指し取組を推進していきます。

■里親等への委託児童数の見込み

(単位:人)

年度			第1期		第2期				第3期			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
養育里親	60	66	74	80	94	103	111	120	128	136	144	153
養子縁組里親	6	4	4	4	5	5	5	5	6	6	6	6
親族里親	8	8	9	11	14	17	20	23	27	31	35	39
ファミリーホーム	10	10	10	12	14	15	17	20	23	23	23	29
計	84	88	97	107	127	140	153	168	184	196	208	227

■里親等への委託児童数の見込み(年齢別)

(単位:人)

年度			第1期		第2期				第3期			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
就学前児童(3歳未満)	14	22	26	31	33	37	39	40	40	41	41	42
就学前児童(3歳以上)	11	17	22	24	36	39	42	43	44	45	45	46
就学児童	59	49	49	52	58	64	72	85	100	110	122	139
計	84	88	97	107	127	140	153	168	184	196	208	227

■里親等委託率の見込み

(単位:%)

年度			第1期		第2期				第3期			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
就学前児童(3歳未満)	29	44	52	61	65	73	75	76	76	76	76	76
就学前児童(3歳以上)	19	31	39	43	64	68	72	73	75	75	75	75
就学児童	23	19	19	20	23	25	27	32	37	40	44	50
計	23	24	26	29	34	38	41	44	48	50	53	57

※ 里親等委託率

国の示す算式に従い、里親・ファミリーホームに措置されている児童数の合計を里親・ファミリーホーム・児童養護施設・乳児院に措置されている児童数の合計で除して算定した割合をいいます。

資料編

1 計画策定に向けたアンケート調査結果

本計画の策定に当たり、本市の実情を踏まえた内容とするため、支援を受けている当事者である児童や、代替養育を担う「養育里親」の方、施設職員の方等を対象にアンケート調査を実施し、御意見を伺いました。

アンケート調査を通じて、里親家庭・施設の現状や養育を担う方が感じる課題、代替養育を受ける児童が里親家庭・施設での生活の中で感じていること、将来の自立に向けた状況等について様々なご意見を伺い、本計画策定に活用させていただきました。

その中で、特に具体的な取組を進めていく必要があるものについては、本計画の各施策に反映し、取組を推進することとしています。

今後も児童をはじめとした関係者の意見を十分に踏まえながら、取組を推進していきます。

■主な御意見等の内容と計画への反映内容

御意見等の概要	本計画の内容		
	ページ	項目	主な取組の概要
里親の認知度が低い	P18 P20	「養子縁組里親」及び「養育里親」に関する普及啓発の推進	様々な広報媒体の活用や関係機関と連携した啓発活動の実施等により、制度の社会的認知度の向上に向けた取組の充実を図ります。
里親への支援体制の充実が必要	P19 P21	「養子縁組里親」及び「養育里親」への支援体制の充実	普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援体制の充実を図ります。
里親家庭だけでなく関係機関がチームとして養育する意識と組織づくりが必要	P22	施設における里親支援機能の充実	乳児院・児童養護施設等と緊密に連携を図りながら児童の交流や委託後の支援を協働して実施し、児童が里親の家庭に安心して移ることができるようきめ細やかな支援を行います。
共働きでも里親として活動可能な支援が必要	P19 P22	里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取組の開始	保育を必要とする里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取扱いにより、里親の養育上の負担軽減を図るとともに、保育所による相談支援等、様々な状況にある児童を安心して養育できる環境を整えます。

御意見等の概要	本計画の内容		
	ページ	項目	主な取組の概要
施設職員の精神的負担の軽減が必要	P 24	施設職員の定着・育成に向けた取組の推進	各施設において職員が継続的に働き、その専門性の向上を図ることができるよう、施設・職員間の連携強化や専門家によるスーパーバイズに係る支援など職員の専門性の向上を支援する取組を推進します。
施設の専門性を高めるための研修や体制づくりが必要			
施設職員の福利厚生、労働条件や給与等の待遇面の向上が必要	P 24	施設職員の処遇改善に向けた取組の推進	職員の確保や定着を支援するため、国の動向を注視しながら、保育士等の処遇改善に向けた取組を検討します。
措置児童が社会に出るにあたり、情報が足りない	P 26	就労・進学支援の推進	社会的養護自立支援事業により、就労・進学等に関する講座の開催や企業開拓、就労支援等、一人ひとりの状況に応じた自立支援を実施します。

(1) 「養育里親」の家庭で生活する児童（小中学生・回答者6名）

1 生活の中で楽しいと思うこと、一生懸命取り組んでいることはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	本やマンガを読むこと	4	18%	67%
2	ゲームなどで遊ぶこと	3	14%	50%
3	クラブ活動・部活動	4	18%	67%
4	勉強	2	9%	33%
5	習い事	4	18%	67%
6	友達と遊んだりすること	5	23%	83%
	合計	22	100%	

2 里親家庭での生活で良いと思うことや安心できることはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	安全が守られていること	5	29%	83%
2	里親さんの家の人や友だちを信頼して話ができること	3	18%	50%
3	里親さんの家で生活できること	4	24%	67%
4	生活や勉強などを教えてもらえること	3	18%	50%
5	里親さんの家の人や児童相談所、学校の先生などの大人の人と相談しながら生活できること	2	12%	33%
	合計	17	100%	

3 生活の中で心配なことなどはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	だれかに相談したいけれど相談できる人がいないことがある	1	9%	17%
2	学校の友だちとうまくいかないことや、いやだと感じることなどがある	1	9%	17%
3	里親さんの家の人ともっと話をしたいが、いそがしくて時間をとってもらえない、または相談しにくい	1	9%	17%
4	児童相談所の人ともっと話をしたいが、十分な時間をとって話をできないことがある	1	9%	17%
5	生活や勉強などでいそがしく、つかれていたり自分の時間がとれないことがある	3	27%	50%
6	イライラしてしまったり、不安に感じたりすることがある	3	27%	50%
7	無回答	1	9%	17%
	合計	11	100%	

4 生活や学校のことなどについて相談や話をできる人はいますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	里親さんの家の大人	4	31%	67%
2	里親さんの家にいる他の子ども	1	8%	17%

3	学校の先生	0	0%	0%
4	学校の友だち	3	23%	50%
5	児童相談所の人	4	31%	67%
6	その他	1	8%	17%
	合計	13	100%	

5 生活の中で、こうしてほしい、こうなったら良いなと思うことはありますか。(自由記載)

	分類	回答数	比率	回答者比率
1	もっと一緒に出掛けたり遊んだりしたい	1	17%	17%
2	自分がどのような金銭的支援を受けているの知れるようにしてほしい	1	17%	17%
3	困ったりしないようにしたい	1	17%	17%
4	無回答	3	50%	50%
	合計	6	100%	

6 児童養護施設について知っていますか。

	選択肢	回答数	比率
1	知っている	5	83%
2	聞いたことあるが、どのようなものかは知らない	1	17%
3	知らない	0	0%
	合計	6	100%

7 学校生活を楽しんでいますか。

	選択肢	回答数	比率
1	楽しんでいる	2	33%
2	どちらかといえば、楽しんでいる	4	67%
3	どちらかといえば、楽しんでいない	0	0%
4	楽しんでいない	0	0%
	合計	6	100%

8 学校での勉強について、どのように感じていますか。

	選択肢	回答数	比率
1	ほとんどわかる	2	33%
2	わからないこともあるが、里親さんや塾の先生などに教えてもらおうと、だいたいわかる	2	33%
3	里親さんや塾の先生などに教えてもらってもわからないことが多い	1	17%
4	その他	0	0%
5	無回答	1	17%
	合計	6	100%

9 学校での勉強のほかに、1日、どれくらいの時間勉強していますか。

	選択肢	学校がある日	学校がない日	回答数	比率
1	3時間以上	2	1	3	25%

2	2 時間以上 3 時間より少ない	1	1	2	17%
3	1 時間以上 2 時間より少ない	0	1	1	8%
4	30 分以上 1 時間より少ない	0	0	0	0%
5	30 分より少ない	1	0	1	8%
6	まったくしない	2	3	5	42%
	合計	6	6	12	100%

10 学校での生活で心配なことはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	学校の勉強がわからない、つまらない	0	0%	0%
2	部活動に参加しているが楽しくない	0	0%	0%
3	部活動に参加したいが参加できない	0	0%	0%
4	友だちができない	0	0%	0%
5	友だちはいるがけんかをすることが多い	1	17%	17%
6	その他	3	50%	50%
7	無回答	2	33%	33%
	合計	6	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・勉強が分かっているのか自分でも分からない
- ・友達との関係が難しい

11 将来、仕事をする事について、どう考えていますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	やりたい仕事が決まっており、それに向けて勉強をしている	1	13%	17%
2	やりたい仕事はいくつかあるが、何になるかは決めていない	2	25%	33%
3	やりたい仕事は決めていない	2	25%	33%
4	どのような仕事があるのかわからない	0	0%	0%
5	自分が仕事に向いているのかわからない	2	25%	33%
6	仕事をするということがどういうことかわからない	0	0%	0%
7	その他	1	13%	17%
	合計	8	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・やりたい仕事ははっきりとは決めていないが、こういう感じの仕事がしたいというのは決まっている。

12 将来、どの学校まで行きたいですか。(どれか一つ)

	選択肢	回答数	比率
1	中学校	1	17%
2	高校	1	17%

3	大学や専門学校等	4	67%
4	その他	0	0%
5	わからない	0	0%
	合計	6	100%

13 大人になって一人で生活することになったときに、どのようなことをしてもらえると安心できると思いますか。(特に当てはまるもの3つまで)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	生活していてわからないことや困ったことがあったときに気軽に相談できるところがあること	3	25%	50%
2	友だちとの関わりや仕事で困ったことがあったときに相談できるところがあること	1	8%	17%
3	お金のことで困ったときに、相談できるところがあること	3	25%	50%
4	不安になったときなどに、友だちに相談ができること	3	25%	50%
5	里親さんに引き続き相談ができること	2	17%	33%
6	その他	0	0%	0%
	合計	12	100%	

14 自分たちに、どのようなことをしてもらえると良いと感じますか。

(里親家庭で生活しているとき、里親家庭を出た後のどちらのことも書いてください)(自由記載)

	分類	回答数	比率	回答者比率
1	兄妹の措置変更の相談に同席させないでほしい	1	17%	17%
2	連絡等、里親との繋がりを希望	2	33%	33%
3	実親のことについて教えてほしい	1	17%	17%
4	無回答	2	33%	33%
	合計	6	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・里親の家を出た後も連絡をとったり会って話ができるといい
- ・大人になっても完全自立するまで担当の人がいてくれると安心

(2) 「養育里親」の家庭で生活する児童(高校生等・回答者7名)

1 生活の中で楽しいと思うこと、力を入れていることはどのようなことですか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	本や漫画を読むこと	3	20%	43%
2	ゲームなどで遊ぶこと	4	27%	57%
3	部活動・サークル活動	2	13%	29%
4	アルバイト	1	7%	14%
5	学習(自己啓発、資格の勉強、塾、学校の復習など)	1	7%	14%
6	習い事(スポーツ、ダンス教室、音楽など)	0	0%	0%

7	友達と会話したり遊んだりすること	3	20%	43%
8	その他	0	0%	0%
9	無回答	1	7%	14%
	合計	15	100%	

2 里親家庭での生活で良いと思うことや安心できることはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	安全が守られていること	4	27%	57%
2	里親家庭の人や友達を信頼して話ができること	1	7%	14%
3	家庭という環境で生活できること	5	33%	71%
4	生活や学習などの支援を受けることができること	3	20%	43%
5	里親家庭や児童相談所、学校の先生などの大人と相談しながら生活できること	1	7%	14%
6	その他	0	0%	0%
7	無回答	1	7%	14%
	合計	15	100%	

3 生活の中で心配なことなどはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	誰かに相談したいけれど相談できる人がいないことがある	1	17%	14%
2	学校やアルバイト先の友達とうまくいかないことや不満を感じるなどがある	0	0%	0%
3	里親家庭の家族ともっと話をしたいが、多忙などで時間をとってもらえない、または相談しにくい	0	0%	0%
4	児童相談所の職員ともっと話をしたいが、十分な時間を取って話ができないことがある	0	0%	0%
5	生活や勉強などで忙しく、疲れていたり自分の時間が十分にとれないことがある	1	17%	14%
6	イライラしてしまったり、不安に感じたりすることがある	1	17%	14%
7	その他	1	17%	14%
8	無回答	2	33%	29%
	合計	6	100%	

4 生活や学校のことなどについて相談や話をできる人はいますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	里親家庭の大人	4	33%	57%
2	里親家庭の他の児童	0	0%	0%
3	学校の先生	0	0%	0%
4	学校の友人	4	33%	57%
5	児童相談所の職員	2	17%	29%
6	その他	1	8%	14%

7	無回答	1	8%	14%
	合計	12	100%	

5 生活の中で、こうしてほしい、こうなったら良いなど思うことはありますか。(自由記載)

	分類	回答数	比率	回答者比率
1	子どもの個人的な希望・要望	1	14%	14%
2	満足しているため特になし	1	14%	14%
3	無回答	5	71%	71%
	合計	7	100%	

6 児童養護施設について知っていますか。

	選択肢	回答数	比率
1	知っている	6	86%
2	聞いたことあるが、どのようなものかは知らない	0	0%
3	知らない	1	14%
	合計	7	100%

7 学校生活を楽しんでいますか。

	選択肢	回答数	比率
1	楽しんでいる	2	29%
2	どちらかといえば、楽しんでいる	2	29%
3	どちらかといえば、楽しんでいない	1	14%
4	楽しんでいない	1	14%
5	その他	0	0%
6	無回答	1	14%
	合計	7	100%

8 学校での勉強について、どのように感じていますか。

	選択肢	回答数	比率
1	ほとんどわかる	1	14%
2	理解できないこともあるが、「養育里親」や塾などに教えてもらおうと、だいたい分かる	3	43%
3	「養育里親」や塾の先生などに教えてもらっても分からないことが多い	0	0%
4	「養育里親」や塾の先生などに教えてもらう機会がなく、一人では分からない	2	29%
5	その他	0	0%
6	無回答	1	14%
	合計	7	100%

9 学校での勉強のほかに、1日、どれくらいの時間勉強していますか。

	選択肢	学校がある日	学校がない日	回答数	比率
1	3時間以上	0	1	1	7%
2	2時間以上 3時間より少ない	1	0	1	7%
3	1時間以上 2時間より少ない	1	0	1	7%

4	30分以上1時間より少ない	3	2	5	36%
5	30分より少ない	0	2	2	14%
6	まったくしない	1	1	2	14%
7	わからない	0	0	0	0%
8	無回答	1	1	2	14%
	合計	7	7	14	100%

10 学校での生活で心配なことはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	学校の勉強がわからない、つまらない	2	22%	29%
2	部活動に参加しているが楽しくない	0	0%	0%
3	部活動に参加したいが参加できない	0	0%	0%
4	友達があまりできない	1	11%	14%
5	友達はあるが人間関係に不安がある	0	0%	0%
6	その他	1	11%	14%
7	無回答	5	56%	71%
	合計	9	100%	

11 アルバイトはどのくらいの時間行っていますか。

	選択肢	回答数	比率
1	週3日程度	1	14%
2	無回答	6	86%
	合計	7	100%

12 アルバイトはどのくらいの時間行っていますか。

(1)学校がある日

	選択肢	回答数	比率
1	学校がある日は行っていない	1	14%
2	無回答	6	86%
	合計	7	100%

(2)学校がない日

	選択肢	回答数	比率
1	午後14時～午後20時まで	1	14%
2	無回答	6	86%
	合計	7	100%

13 貯金の目標額はありますか。

	選択肢	回答数	比率
1	50万円程度	1	14%
2	無回答	6	86%
	合計	7	100%

14 どのような理由でアルバイトをしていますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	交友関係を広げることができる	0	0%	0%
2	働くことで社会的経験を積むことができる	0	0%	0%

3	自分が社会的に必要とされ、お給料をもらえることにやりがいを感じる	0	0%	0%
4	就職等の進路に関連する仕事を体験することができる	0	0%	0%
5	自立に向けて生活費を貯める必要がある	1	14%	14%
6	進学に向けて入学金や授業料を貯める必要がある	0	0%	0%
7	無回答	6	86%	86%
	合計	7	100%	

15 アルバイトをすることについて、どのように感じていますか。

	選択肢	回答数	比率
1	様々な利点があり、貯金する必要がなくても、今と同様の時間、アルバイトをしたい	0	0%
2	様々な利点はあるが、貯金する必要がなければ、今よりも他のことに時間や力を使いたい	0	0%
3	貯金する必要がなければ、アルバイトはしたくない	1	14%
4	無回答	6	86%
	合計	7	100%

16 進路を選ぶことについてどう感じていますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	進学先や就職先は決まっている	1	7%	14%
2	自分がやりたいこと、得意とすること、苦手なことなどを考えた上で進路の方向性を考えられている	3	21%	43%
3	どのような業界や仕事があるのか分からない	3	21%	43%
4	関心がある仕事はあるが、自分にできるのか、どうすればなれるのか分からない	2	14%	29%
5	選択肢が多すぎて、何を選択すればよいのか分からない	1	7%	14%
6	やりたいことや、自分ができることについて明確なイメージを持ってない	2	14%	29%
7	現在生活することに一生懸命で、将来のことは考えられない	1	7%	14%
8	無回答	1	7%	14%
	合計	14	100%	

17 就職・進学どちらを希望していますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	進学(大学)	0	0%	0%
2	進学(短期大学)	0	0%	0%
3	進学(高等専門学校)	1	13%	14%
4	進学(専修学校)	0	0%	0%

5	進学(その他)	0	0%	0%
6	進学(未定)	2	25%	29%
7	就職希望	4	50%	57%
8	無回答	1	13%	14%
	合計	8	100%	

18 里親家庭を出た後に、どのような支援があると安心できると思いますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	生活していて分からないことや困った時に気軽に相談できるところがあること	3	21%	43%
2	人間関係や仕事上のトラブルなどがあった時に相談できるところがあること	2	14%	29%
3	学費や生活費の給付や貸付等の制度について相談できるところがあること	4	29%	57%
4	不安になった時に、友達と相談できること	1	7%	14%
5	「養育里親」に引き続き相談ができること	2	14%	29%
6	無回答	2	14%	29%
	合計	14	100%	

19 自分達への支援として、どのような支援があると有効であると感じますか。

(里親家庭で生活しているとき、里親家庭を出た後のどちらのことで構いません)(自由記載)

	分類	回答数	比率
1	人と話すとよけいに悩んでしまう	1	14%
2	里親家庭を出た後、つまづいた時に一時的に戻れるところが欲しい	1	14%
3	無回答	5	71%
	合計	7	100%

(3) 児童養護施設・児童心理治療施設で生活する児童(小中学生・回答者72名)

1 生活の中で楽しいと思うこと、一生懸命取り組んでいることはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	本やマンガを読むこと	71	27%	99%
2	ゲームなどで遊ぶこと	39	15%	54%
3	クラブ活動・部活動	31	12%	43%
4	勉強	29	11%	40%
5	習い事	16	6%	22%
6	友達と遊んだりすること	54	20%	75%
7	その他	25	9%	35%
8	無回答	1	0%	1%
	合計	266	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・職員と話したり遊んだりすること
- ・音楽・スポーツ等
- ・行事・外出

2 施設の生活でよいと思うことや安心できることはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	安全が守られていること	44	16%	61%
2	施設の先生に安心して話ができること	34	13%	47%
3	困った時に相談できる先生がいること	47	18%	65%
4	施設の友だちと一緒にらせること	49	18%	68%
5	生活や勉強などを教えてもらえること	47	18%	65%
6	施設や児童相談所、勉強などを教えてもらえること	32	12%	44%
7	その他	8	3%	11%
8	無回答	6	2%	8%
	合計	267	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・不安になったり、怖くなったりしたときに安心できる人がいること
- ・生活のバランスが保たれている

3 生活の中で心配なことなどはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	だれかに相談したいけれど相談できる人がいないことがある	20	11%	28%
2	学校の友だちとうまくいかないことや、いやだと感じるなどがある	24	13%	33%
3	施設の友だちとうまくいかないことや、いやだと感じるなどがある。	27	14%	38%
4	施設の先生ともっと話をしたいが、いそがしくて時間をとってもらえない、または相談しにくい	15	8%	21%
5	施設の先生が何人もいるため、誰に話してよいかわからない	7	4%	10%
6	施設の先生が代わってしまうことがある	14	7%	19%
7	児童相談所の人ともっと話をしたいが、話したい時間をとって話をできないことがある	6	3%	8%
8	生活や勉強などでいそがしく、つかれていたり自分の時間がとれないことがある	13	7%	18%
9	イライラしてしまったり、不安に感じたりすることがある	37	19%	51%
10	その他	8	4%	11%
11	無回答	19	10%	26%
	合計	190	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・必要事項の連絡が遅くことがある
- ・施設の規則により生活しづらい面がある
- ・職員に要望したことが反映されない
- ・自分で買い物をするのに手間がかかる

4 生活や学校のことなどについて相談や話をできる人はいますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	施設の先生	47	26%	65%
2	施設の他の子ども	25	14%	35%
3	学校の先生	36	20%	50%
4	学校の友だち	35	19%	49%
5	児童相談所の人	28	15%	39%
6	その他	5	3%	7%
7	無回答	8	4%	11%
	合計	184	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・実親
- ・施設の実習生
- ・習い事の先生

5 生活の中で、こうしてほしい、こうなったら良いなど思うことはありますか。(自由記載)

	分類	回答数	比率	回答者比率
1	子どもの個人的な希望・要望	38	35%	53%
2	施設生活環境・ルールについて	20	18%	28%
3	子ども同士の間関係	1	1%	1%
4	職員の児童への対応、職員との人間関係	8	7%	11%
5	施設にいたくない、他の環境に行きたい	1	1%	1%
6	理解してほしい、話を聞いてほしい	2	2%	3%
7	その他	1	1%	1%
8	無回答	38	35%	53%
	合計	109	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・一人で出かけた。遠くに出かけた。外出したい。
- ・ルールをもっと緩くしてほしい。
- ・お風呂の時間について。時間を変更してほしい。お風呂の時間が短い、焦ってしまう。
- ・服を自由に選びたい。
- ・プライベートを確保したい。
- ・一人一人向き合って話を聞いてほしい。
- ・自分の気持ちを理解してほしい。
- ・職員の能力不足に対する不満。
- ・施設の運営に関してもっと効率化してほしい。買い物等の許可を得るまで時間がとてもかかる。
- ・私物の管理について、特定の職員にしか場所がわからないことが多い。明文化してほしい。

6 「養育里親」について知っていますか。

	選択肢	回答数	比率
1	知っている	32	44%

2	聞いたことあるが、どのようなものかは知らない	8	11%
3	知らないが、ふるさと里親の家には行ったことがある	3	4%
4	知らない	26	36%
5	無回答	3	4%
	合計	72	100%

7 「養育里親」の家庭で生活することについて、いいなと思うことはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	施設ではなく家庭で生活できること	37	36%	51%
2	里親という決まった大人と一緒に生活できること	21	21%	29%
3	他の子どもと一緒にではなく、少ない人数で生活できること	16	16%	22%
4	その他	8	8%	11%
5	良いと思わない・今の場所がいい	4	4%	6%
6	無回答	16	16%	22%
	合計	102	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・家族ができるところ
- ・わからない
- ・集団ではない生活ができる

8 「養育里親」の家庭で生活することについて、不安だと思うことはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	いろいろな施設の先生と話や相談ができる今の環境とは変わることに不安がある	30	23%	42%
2	施設の友達と生活できなくなることに不安がある	26	20%	36%
3	家庭で里親という決まった大人と生活することに不安がある	13	10%	18%
4	施設での生活ルールなどが自分に合っていないので、これまでの生活と変わること	22	17%	31%
5	その他	10	8%	14%
6	無回答	29	22%	40%
	合計	130	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・転校すると学校の友達と離れてしまう
- ・わからない
- ・血がつながっていない人の家庭での生活が不安。また暴力を受けたくない
- ・知らない人と生活するのに抵抗がある

9 学校生活を楽しんでますか。

	選択肢	回答数	比率
1	楽しんでいる	48	67%
2	どちらかといえば、楽しんでいる	13	18%
3	どちらかといえば、楽しんでいない	2	3%
4	楽しんでいない	4	6%
5	無回答	5	7%
	合計	72	100%

10 学校での勉強について、どのように感じていますか。

	選択肢	回答数	比率
1	ほとんどわかる	16	21%
2	わからないこともあるが、施設や塾の先生などに教えてもらうと、だいたいわかる	39	51%
3	施設や塾の先生などに教えてもらってもわからないことが多い	11	14%
4	その他	7	9%
5	無回答	4	5%
	合計	77	100%

○自由記載意見(概要)

- ・一部科目の授業が分からない
- ・授業の内容が自分に合っていない
- ・わからなくても特に先生などには教えてもらわない

11 学校での勉強のほかに、1日、どれくらいの時間勉強していますか。

	選択肢	学校がある日	学校がない日	回答数	回答者比率
1	3時間以上	9	3	12	8%
2	2時間以上 3時間より少ない	3	2	5	3%
3	1時間以上 2時間より少ない	13	8	21	15%
4	30分以上 1時間より少ない	22	19	41	28%
5	30分より少ない	12	10	22	15%
6	まったくしない	5	19	24	17%
7	わからない	5	5	10	7%
8	無回答	3	6	9	6%
	合計	72	72	144	100%

12 学校での生活で心配なことはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	学校の勉強がわからない、つまらない	17	21%	24%
2	部活動に参加しているが楽しくない	0	0%	0%
3	部活動に参加したいが参加できない	8	10%	11%
4	友だちができない	5	6%	7%
5	友だちはいるがけんかをすることが多い	6	7%	8%
6	その他	11	13%	15%

7	無回答	35	43%	49%
	合計	82	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・学校の勉強に追いつけていけない
- ・学校の先生と折り合いがつかない
- ・理由はわからないけれど疲れてしまう

13 将来、仕事をする事について、どう考えていますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	やりたい仕事が決まっており、それに向けて勉強をしている	21	20%	29%
2	やりたい仕事はいくつかあるが、何になるかは決めていない	20	19%	28%
3	やりたい仕事は決まっていない	14	13%	19%
4	どのような仕事があるのかわからない	6	6%	8%
5	自分が仕事に向いているのかわからない	9	8%	13%
6	仕事をするということがどういうことかわからない	1	1%	1%
7	その他	14	13%	19%
8	無回答	21	20%	29%
	合計	106	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・自分の特技を生かした事をしたい
- ・やりたい仕事はあるけど勉強はしたくない・していない
- ・やりたい仕事は決まっていってそれに向けて運動やトレーニングをしている

14 将来、どの学校まで行きたいですか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	中学校	3	4%	4%
2	高校	17	20%	24%
3	大学や専門学校等	44	52%	61%
4	その他	7	8%	10%
5	わからない	3	4%	4%
6	無回答	10	12%	14%
	合計	84	100%	

15 大人になって一人で生活することになったときに、どのようなことをしてもらえると安心できると思いますか。(特に当てはまるもの3つまで)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	生活していてわからないことや困ったことがあったときに気軽に相談できる場所があること	38	22%	53%

2	友だちとの関わりや仕事で困ったことがあったときに相談できるところがあること	28	17%	39%
3	お金のことで困ったときに、相談できるところがあること	32	19%	44%
4	不安になったときなどに、友だちに相談ができること	38	22%	53%
5	施設の先生に引き続き相談ができること	15	9%	21%
6	その他	4	2%	6%
7	無回答	14	8%	19%
	合計	169	100%	

16 自分たちに、どのようなことをしてもらえると良いと感じますか。

(施設で生活しているとき、施設を出た後のどちらのことも書いてください)(自由記載)

	分類	回答数	比率	回答者比率
1	金銭面援助	4	5%	6%
2	連絡等、施設との繋がりを希望	7	9%	10%
3	進学支援、就職支援	1	1%	1%
4	社会生活を送ることに向けての支援	5	6%	7%
5	職員から児童に対する接し方の要望	5	6%	7%
6	その他	14	18%	19%
7	無回答	42	54%	58%
	合計	78	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・家という空間で過ごしたい
- ・優しくしてもらえる。困った時助けてもらえる
- ・施設を出た後会いに来たら話に耳を少しでも傾けてほしい
- ・ルールを職員が勝手に決めつけない
- ・疑問に思ったことを納得できるよう説明してほしい
- ・職員の機嫌で対応を変えないでほしい
- ・普通に接してくれればいい
- ・平等に接してほしい
- ・最後まで話を聞いてほしい
- ・人権尊重、プライバシー保護
- ・ご飯を作ってくれる。安心して眠れる場所を作ってくれる。行きたい場所に連れていってくれる。
- ・必要な物を買ってくれる。

(4) 児童養護施設・児童心理治療施設で生活する児童(高校生等・回答者25名)

1 生活の中で楽しいと思うこと、力を入れていることはどのようなことですか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	本や漫画を読むこと	11	20%	44%
2	ゲームなどで遊ぶこと	5	9%	20%
3	部活動・サークル活動	5	9%	20%

4	アルバイト	8	15%	32%
5	学習(自己啓発、資格の勉強、塾、学校の復習など)	8	15%	32%
6	習い事(スポーツ、ダンス教室、音楽など)	0	0%	0%
7	友達と会話したり遊んだりすること	12	22%	48%
8	その他	4	7%	16%
9	無回答	1	2%	4%
	合計	54	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・スポーツ観戦
- ・外出
- ・インターネットを見る

2 施設の生活で良いと思うことや安心できることはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	安全が守られていること	12	24%	48%
2	施設の職員を信頼して話ができること	5	10%	20%
3	専門的な相談ができる指導員や心理療法担当職員などの職員がいること	4	8%	16%
4	他の児童と一緒に生活できること	7	14%	28%
5	生活や学習などの支援を受けることができること	8	16%	32%
6	施設や児童相談所、学校の先生などの大人と相談しながら生活できること	6	12%	24%
7	その他	1	2%	4%
8	無回答	7	14%	28%
	合計	50	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・担当職員に恵まれている

3 生活の中で心配なことなどはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	誰かに相談したいけれど相談できる人がいないことがある	13	17%	52%
2	学校やアルバイト先の友達とうまくいかないことや不満を感じるなどがある	9	12%	36%
3	施設の他の児童との関係でうまくいかないことや不満を感じるなどがある	12	16%	48%
4	施設の職員ともっと話をしたいが、多忙などで時間をとってもらえない、または相談しにくい	9	12%	36%

5	施設の職員の誰を頼ってよいのかわからない	8	11%	32%
6	施設の職員が異動などで代わってしまうことがある	2	3%	8%
7	児童相談所の職員ともっと話をしたいが、十分な時間を取って話ができないことがある	0	0%	0%
8	生活や勉強などで忙しく、疲れていたり自分の時間が十分にとれないことがある	7	9%	28%
9	イライラしてしまったり、不安に感じたりすることがある	11	14%	44%
10	その他	3	4%	12%
11	無回答	2	3%	8%
	合計	76	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・金銭面
- ・自分一人で全部考えている

4 生活や学校のことなどについて相談や話をできる人はいますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	施設の職員	11	22%	44%
2	施設の他の児童	6	12%	24%
3	学校の先生	8	16%	32%
4	学校の友達	10	20%	40%
5	児童相談所の職員	3	6%	12%
6	その他	7	14%	28%
7	無回答	4	8%	16%
	合計	49	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・家族
- ・バイト先の人

5 生活の中で、こうしてほしい、こうなったら良いと思うことはありますか。(自由記載)

	分類	回答数	比率	回答者比率
1	子どもの個人的な希望・要望	2	7%	8%
2	施設生活環境・ルールについて	4	14%	16%
3	子ども同士の間人間関係	0	0%	0%
4	職員の児童への対応、職員との人間関係	5	18%	20%
5	施設にいたくない、他の環境に行きたい	0	0%	0%
6	理解してほしい、話を聞いてほしい	1	4%	4%

7	その他	2	7%	8%
8	無回答	14	50%	56%
	合計	28	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・すぐに怒らないでほしい
- ・ルールが厳しいからもう少し信用してほしい
- ・気分です仕事をしないでほしい。ひいきしないでほしい
- ・プライベートな時間が過ごせない
- ・より多くの提案をしてくれる。現行に満足
- ・施設経験のある人が数人ユニットにいてほしい
- ・ちょっとしたことで申し送りにするのをやめてほしい
- ・職員の数を増やして欲しい

6 「養育里親」について知っていますか。

	選択肢	回答数	比率
1	知っている	9	36%
2	聞いたことあるが、どのようなものかは知らない	8	32%
3	知らないが、ふるさと里親の家には行ったことがある	2	8%
4	知らない	4	16%
5	無回答	2	8%
	合計	25	100%

7 「養育里親」の家庭で生活することについて、良いと感じることはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	施設ではなく家庭で生活できること	13	42%	52%
2	里親という決まった大人と一緒に生活できること	7	23%	28%
3	他の子どもと一緒にではなく、少ない人数で生活できること	5	16%	20%
4	その他	0	0%	0%
5	無回答	6	19%	24%
	合計	31	100%	

8 「養育里親」の家庭で生活することについて、不安であると感じることはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	いろいろな施設の職員と話や相談ができる今の環境とは変わること	5	16%	20%
2	施設の友達と生活できなくなること	4	13%	16%
3	家庭で里親という決まった大人と生活すること	6	19%	24%

4	施設での生活ルールなどが自分に合っているのですが、これまでの生活と変わること に不安がある	3	9%	12%
5	その他	1	3%	4%
6	無回答	13	41%	52%
	合計	32	100%	

9 学校生活を楽しんでいますか。

	選択肢	回答数	比率
1	楽しんでいる	10	40%
2	どちらかといえば、楽しんでいる	7	28%
3	どちらかといえば、楽しんでいない	2	8%
4	楽しんでいない	5	20%
5	無回答	1	4%
	合計	25	100%

10 学校での勉強について、どのように感じていますか。

	選択肢	回答数	比率
1	ほとんどわかる	10	40%
2	理解できないこともあるが、施設の職員 や塾などに教えてもらうと、だいたい分かる	6	24%
3	施設の職員や塾の先生などに教えてもら っても分からないことが多い	1	4%
4	施設の職員や塾の先生などに教えてもら う機会がなく、一人では分からない	2	8%
5	その他	6	24%
	合計	25	100%

○自由記載意見(概要)

- ・日々、着実に学んでいくことを意識している
- ・分かるけどあまりやる気がない
- ・わからない

11 学校での勉強のほかに、1日、どれくらいの時間勉強していますか。

	選択肢	学校 がある日	学校が ない日	回答数	比率	回答者 比率
1	3時間以上	2	2	4	8%	16%
2	2時間以上 3時間より少ない	1	0	1	2%	1%
3	1時間以上 2時間より少ない	2	1	3	6%	4%
4	30分以上 1時間より少ない	2	1	3	6%	4%
5	30分より少ない	4	5	9	18%	13%
6	まったくしない	11	13	24	48%	33%

7	わからない	3	3	6	12%	8%
	合計	25	25	50	100%	

12 学校での生活で心配なことはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	学校の勉強がわからない、つまらない	6	19%	24%
2	部活動に参加しているが楽しくない	1	3%	4%
3	部活動に参加したいが参加できない	0	0%	0%
4	友だちができない	2	6%	8%
5	友だちはいるがけんかをすることが多い	9	28%	36%
6	その他	5	16%	20%
7	無回答	9	28%	36%
	合計	32	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・学校がつまらない
- ・ストレスがたまる
- ・通信制なので、進学をサポートがもの足りない
- ・勉強が難しい

13 アルバイトはどのくらいの時間行っていますか。

	選択肢	回答数	比率
1	週1日程度	1	4%
2	週2日程度	1	4%
3	週3日程度	8	32%
4	週4日程度	1	4%
5	週5日程度	2	8%
6	週5～6日程度	1	4%
7	無回答・アルバイトをしていない	11	44%
	合計	25	100%

14 アルバイトはどのくらいの時間行っていますか。

(1)学校がある日

	選択肢	回答数	比率
1	午前8時～午後17時まで	1	4%
2	午後13時～午後18時まで	1	4%
3	午後16時～午後20時まで	1	4%
4	午後17時～午後21時まで	5	20%
5	午後17時～午後22時まで	3	12%
6	午後18時～午後21時30分まで	1	4%
7	午後18時～午後22時まで	1	4%
8	学校がある日は行っていない	1	4%
9	無回答・アルバイトをしていない	11	44%

	合計	25	100%
--	----	----	------

(2)学校がない日

	選択肢	回答数	比率
1	午前8時～午後17時まで	1	4%
2	午前9時～午後16時まで	1	4%
3	午前9時～午後17時まで	1	4%
4	午前11時～午後22時まで	2	8%
5	午後12時～午後22時まで	1	4%
6	午後13時～午後17時まで	1	4%
7	午後13時～午後21時まで	1	4%
8	午後13時～午後22時まで	1	4%
9	午後14時～午後21時まで	1	4%
10	午後17時～午後21時まで	2	8%
11	午後17時～午後22時まで	1	4%
12	学校がない日は行っていない	1	4%
13	無回答・アルバイトをしていない	11	44%
	合計	25	100%

15 貯金の目標額はありますか。

	選択肢	回答数	比率
1	20万円程度	1	4%
2	50万円程度	1	4%
3	70万円程度	1	4%
4	90万円程度	1	4%
5	100万円程度	4	16%
6	120万円程度	2	8%
7	200万円程度	1	4%
8	300万円程度	2	8%
9	無回答	12	48%
	合計	25	100%

16 どのような理由でアルバイトをしていますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	交友関係を広げることができる	4	8%	16%
2	働くことで社会的経験を積むことができる	8	15%	32%
3	自分が社会的に必要とされ、お給料をもらえることにやりがいを感じる	3	6%	12%
4	就職等の進路に関連する仕事を体験することができる	2	4%	8%
5	自立に向けて生活費を貯める必要がある	12	23%	48%
6	進学に向けて入学金や授業料を貯める必要がある	10	19%	40%

7	その他	4	8%	16%
8	無回答	9	17%	36%
	合計	52	100%	

17 アルバイトをすることについて、どのように感じていますか。

	選択肢	回答数	比率
1	様々な利点があり、貯金する必要がなくても、今と同様の時間、アルバイトをしたい	6	24%
2	様々な利点はあるが、貯金する必要がなければ、今よりも他のことに時間や力を使いたい	6	24%
3	貯金する必要がなければ、アルバイトはしたくない	2	8%
4	その他	2	8%
5	無回答	9	36%
	合計	25	100%

18 進路を選ぶことについてどう感じていますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	進学先や就職先は決まっている	7	23%	28%
2	自分がやりたいこと、得意とすること、苦手なことなどを考えた上で進路の方向性を考えられている	6	20%	24%
3	どのような業界や仕事があるのか分からない	2	7%	8%
4	関心がある仕事はあるが、自分のできるのか、どうすればなれるのか分からない	2	7%	8%
5	選択肢が多すぎて、何を選択すればよいのか分からない	0	0%	0%
6	やりたいことや、自分ができることについて明確なイメージを持ってない	4	13%	16%
7	現在生活することに一生懸命で、将来のことは考えられない	3	10%	12%
8	その他	3	10%	12%
9	無回答	3	10%	12%
	合計	30	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・目指す仕事は決まっているが学校選びに迷っている
- ・なりたい職業はあって、そこへたどり着くためにすること、行く学校や取らないといけな資格もわ分かっているが、上手く行くか色々不安。

19 就職・進学どちらを希望していますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	進学(大学)	4	15%	16%
2	進学(短期大学)	1	4%	4%
3	進学(高等専門学校)	1	4%	4%
4	進学(専修学校)	4	15%	16%
5	進学(その他)	0	0%	0%
6	進学(未定)	4	15%	16%
7	就職希望	9	33%	36%
8	無回答	4	15%	16%
	合計	27	100%	

20 施設を出た後に、どのような支援があると安心できると思いますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	生活していて分からないことや困った時に気軽に相談できるところがあること	4	10%	16%
2	人間関係や仕事上のトラブルなどがあつた時に相談できるところがあること	5	13%	20%
3	学費や生活費の給付や貸付等の制度について相談できるところがあること	9	23%	36%
4	不安になった時に、友達と相談できること	10	25%	40%
5	心理療法担当職員や指導員などの施設の職員に引き続き相談ができること	5	13%	20%
6	その他	1	3%	4%
7	無回答	6	15%	24%
	合計	40	100%	

21 自分達への支援として、どのような支援があると有効であると感じますか。
(施設で生活しているとき、施設を退所した後のどちらのことでも構いません)(自由記載)

	分類	回答数	比率	回答者比率
1	金銭面援助	7	28%	28%
2	連絡等、施設との繋がりを希望	1	4%	4%
3	進学支援、就職支援	2	8%	8%
4	無回答	15	60%	60%
	合計	25	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・生活費、金銭面での援助
- ・現在は進学について、後に自立に向けた支援や退所後のアフターケアがあるといい
- ・進路を決める時に職員の助けがほしい。進学するなら必要な学校の成績やお金を児童と話し合っておくべき。

(5) 児童養護施設・児童心理治療施設で生活していた方（回答者4名）

1 現在の生活で楽しいと思うこと、やりがいを感じることはどのようなことですか。（複数回答可）

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	学校や職場での友人や人間関係	3	50%	75%
2	食事を自分で作ること	0	0%	0%
3	自分で物事を決めて、自分の力で生活すること	1	17%	25%
4	自分でお金をやりくりすること	1	17%	25%
5	自分の時間が多くあり自由であること	0	0%	0%
6	無回答	1	17%	25%
	合計	6	100%	

2 現在の生活で心配に思うことや不安を感じることはどのようなことですか。（複数回答可）

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	学校や職場での友人や人間関係	1	20%	25%
2	食事を自分で作ること	0	0%	0%
3	自分で物事を決めて、自分の力で生活すること	2	40%	50%
4	自分でお金をやりくりすること	1	20%	25%
5	自分の時間が多くあるが何をしてもよいか分からない	0	0%	0%
6	無回答	1	20%	25%
	合計	5	100%	

3 現在、何かあったときに相談できる人はいますか。（複数回答可）

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	友人	3	50%	75%
2	職場の上司や同僚	1	17%	25%
3	親族	1	17%	25%
4	入所していた施設の職員	1	17%	25%
5	各種相談機関の窓口	0	0%	0%
	合計	6	100%	

4 退所した施設の職員と現在も話したり相談したりすることはありますか。（複数回答可）

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	困ったことがあると、自分から施設に連絡することがある	1	20%	25%
2	特に何もなくても自分から施設や職員に連絡することがある	1	20%	25%
3	自分から施設に連絡したいが、施設が忙しそうで連絡しづらい	0	0%	0%
4	施設から自分に心配して連絡してくれることがある	0	0%	0%
5	施設から行事などに誘われることがある	0	0%	0%
6	特に関わりはない	1	20%	25%
7	その他	1	20%	25%

8	無回答	1	20%	25%
	合計	5	100%	

5 今後の施設の職員との関わり方についてどのように考えていますか。

	選択肢	回答数	比率
1	いつでも話せるように関係性を保ちたい	1	25%
2	何かあったときに相談等ができるように関係性を保ちたい	2	50%
3	どちらともいえない	1	25%
4	特に自分から関係性を保つために連絡しようとは思わない	0	0%
5	なるべく関係性を保ちたくない	0	0%
6	その他	0	0%
	合計	4	100%

6 仕事(アルバイトを含む)の中で、やりがいや楽しさを感じるのはどのようなことですか。
(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	仕事がうまくできたときや、他者に感謝される とき	3	27%	75%
2	接客や営業などでお客様とコミュニケーション を図れる	2	18%	50%
3	上司や同僚と適度な距離感を保ちながら人間 関係を構築できる	2	18%	50%
4	自分が仕事を通じて社会に貢献できていると 感じる	1	9%	25%
5	お金がたまること	3	27%	75%
6	その他	0	0%	0%
	合計	11	100%	

7 仕事(アルバイトを含む)の中で、困ったことなどはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	仕事がうまくいかなかったときや、苦情等を言 われるとき	1	25%	25%
2	接客や営業などでお客様とうまくコミュニケー ションを図れない	0	0%	0%
3	上司や同僚と適度な距離感を保ちながら人間 関係を構築することができない	0	0%	0%
4	分からないことなどを上司や同僚に聞けずに 自分で悩んでしまう	0	0%	0%
5	その他	1	25%	25%
6	無回答	2	50%	50%
	合計	4	100%	

8 現在の仕事についてどのように考えていますか

	選択肢	回答数	比率
1	仕事が自分に合っており、継続していきたい	1	25%

2	仕事は必ずしも自分に合っていないが、継続していききたい	2	50%
3	職場の人間関係などで苦勞することもあるが、継続していききたい	1	25%
4	仕事が自分に合っておらず、転職を考えたい	0	0%
5	職場の人間関係などで苦勞しており、転職を考えたい	0	0%
	合計	4	100%

9 施設という環境で児童が生活することについて、良いところはどのようなことだと考えますか。
(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	様々なケース事例の蓄積に基づき、対応が困難な児童や家庭の支援を行うことができる	3	50%	75%
2	複数の大人が関わり、様々な視点から児童に合った支援を計画的に実施できる	0	0%	0%
3	児童の課題が表出した際に対応を抱え込まずに組織的に対応することができる	0	0%	0%
4	心理療法担当職員等の専門職が日常的に関わることができ、課題等に迅速に対応することができる	0	0%	0%
5	保護者との関係性を維持しながら親子交流や家庭復帰に向けた相談支援を行うことができる	1	17%	25%
6	職員が交代で勤務することで、課題や負担を分担しながら対応することができる	2	33%	50%
7	複数の児童指導員が児童と適切な距離を置きながら専門的な支援を行うことができる	0	0%	0%
8	その他	0	0%	0%
	合計	6	100%	

10 施設という環境で児童が生活することについて、どのような課題があると考えますか。
(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	複数の職員が交代で勤務するため、家庭環境での特定の養育者との生活とは異なる形態となる	2	50%	50%
2	スケジュールや計画に基づいて食事や生活リズムを組み立てるため、一般的な家庭生活と異なる面がある	1	25%	25%
3	ルールをある程度統一する必要がある、児童の個性や発達に応じて対応を変えることが難しい	1	25%	25%
4	食事・生活習慣・学習等、生活の全てを施設がサポートしているため、自立後の生活とのギャップが大きい	0	0%	0%
5	支援対象の児童が多く、職員1人が児童1人に向き合う時間に限界がある。	0	0%	0%

6	様々な課題を抱える児童が1つの場所で生活するため児童間の関係構築の困難さや事故等のおそれがある	0	0%	0%
7	職員の退職や人事異動により、特定の養育者による継続的な支援が難しい	0	0%	0%
8	その他	0	0%	0%
	合計	4	100%	

11 ご自身の進路について、入所中はどのように考えられていましたか。
(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	進学先や就職先は早い段階で決まっていた	2	50%	50%
2	自分がやりたいこと、得意とすること、苦手なことなどを考えた上で進路の方向性を考えられていた	1	25%	25%
3	どのような業界や仕事があるのか分からなかった	0	0%	0%
4	関心がある仕事はあるが、自分にできるのか、どうすればなるのか分からなかった	0	0%	0%
5	選択肢が広すぎて、何を選択すればよいのか分からなかった	0	0%	0%
6	やりたいことや、自分ができることについて明確なイメージを持てなかった	0	0%	0%
7	その時その時で生活することに一生懸命で、将来のことは考えられなかった	1	25%	25%
8	その他	0	0%	0%
	合計	4	100%	

12 施設の子ども達への自立支援として、どのような支援が効果的であると考えますか。
(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	中学生等、早期からの働くことや職業についてのキャリア教育	1	14%	25%
2	高校生等、具体的に進路を検討する際の業界・職種等の情報提供	2	29%	50%
3	関心のある企業・業界での就労体験やアルバイト	1	14%	25%
4	施設を出て生活する際の金銭や生活についてイメージできるトレーニング	1	14%	25%
5	就職時の応募書類や面接等の指導	1	14%	25%
6	就職後も就労に関して相談できる相談機能	0	0%	0%
7	進学や自立に向けた経済的な支援	1	14%	25%
8	その他	0	0%	0%
	合計	7	100%	

13 施設での生活で学んだことなどで現在の生活につながっていること、良かったことはどのようなことですか。(自由記載)

○自由記載意見(概要)
 ・私の意思を尊重してくれ、学校選びや、進学費の手続き、色々な事を好きなようにやらせてもらって行動力がついた。
 ・洗濯や掃除、奨学金の手続きなど、出来る範囲のことはなるべく自分でやることで一人暮らしをした時に困ることが少ないだろうし、イメージができる。

14 今後、施設や子どもたちへの支援がどのようになっていくことが入所する子どもや地域にとって良いと考えますか。(自由記載)

○自由記載意見(概要)
 ・もう少し経済的な支援が増えたら選択肢が増えると思う。

15 「養育里親」について知っていますか。

	選択肢	回答数	比率
1	知っている	2	50%
2	聞いたことあるが、どのようなものかは知らない	1	25%
3	知らないが、ふるさと里親の家には行ったことがある	0	0%
4	知らない	1	25%
	合計	4	100%

16 もし自分が施設ではなく「養育里親」の家庭で生活していたとしたら良さそうであったと思うことはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	施設ではなく家庭という場所で生活できること	3	60%	75%
2	里親という決まった大人と一緒に生活できること	1	20%	25%
3	他の子どもと一緒にではなく、少ない人数で生活できること	0	0%	0%
4	起きてから食事、勉強、寝ることなど、家庭での生活の中で過ごすことができること	1	20%	25%
5	その他・無回答	0	0%	0%
	合計	5	100%	

17 もし自分が施設ではなく「養育里親」の家庭で生活していたとしたら不安であったと思うことはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	いろいろな施設の職員と話や相談ができる環境ではないこと	1	25%	25%
2	施設の友達と生活できなくなること	0	0%	0%
3	家庭で里親という決まった大人と生活すること	0	0%	0%
4	施設での生活ルールなどが自分に合っていたので、ルールがなくなること	0	0%	0%
5	無回答	3	75%	75%

	合計	4	100%	
--	----	---	------	--

(6) 「養育里親」の家庭で生活していた方（回答者8名）

1 現在の生活で楽しいと思うこと、やりがいを感じることはどのようなことですか。（複数回答可）

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	学校や職場での友人や人間関係	3	27%	38%
2	食事を自分で作ること	0	0%	0%
3	自分で物事を決めて、自分の力で生活すること	2	18%	25%
4	自分でお金をやりくりすること	1	9%	13%
5	自分の時間が多くあり自由であること	1	9%	13%
6	その他	1	9%	13%
7	無回答	3	27%	38%
	合計	11	100%	

○自由記載意見(概要)

・家族との生活、子どもと過ごす時間

2 現在の生活で心配に思うことや不安を感じることはどのようなことですか。（複数回答可）

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	学校や職場での友人や人間関係	1	8%	13%
2	食事を自分で作ること	0	0%	0%
3	自分で物事を決めて、自分の力で生活すること	3	25%	38%
4	自分でお金をやりくりすること	2	17%	25%
5	自分の時間が多くあるが何をしてもよい分からない	0	0%	0%
6	その他	2	17%	25%
7	無回答	4	33%	50%
	合計	12	100%	

○自由記載意見(概要)

・小さい頃の体験を、子どもに行わないか考え、不安に思う時がある

3 現在、何かあったときに相談できる人はいますか。（複数回答可）

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	友人	2	18%	25%
2	職場の上司や同僚	1	9%	13%
3	親族	4	36%	50%
4	里親家庭の家族	3	27%	38%
5	各種相談機関の窓口	0	0%	0%
6	その他	1	9%	13%
7	無回答	0	0%	0%
	合計	11	100%	

4 里親やその家族と現在も話したり相談したりすることはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	困ったことがあると、自分から里親等に連絡することがある	5	42%	63%
2	特に何もなくても自分から里親等に連絡することがある	1	8%	13%
3	自分から里親等に連絡したいが、忙しそうで連絡しづらい	0	0%	0%
4	里親等から自分に心配して連絡してくれることがある	2	17%	25%
5	里親等から外出などに誘われることがある	1	8%	13%
6	特に関わりはない	0	0%	0%
7	その他	0	0%	0%
8	無回答	3	25%	38%
	合計	12	100%	

5 今後の里親等との関わり方についてどのように考えていますか。

(特に当てはまるもの一つ)※複数回答者あり

	選択肢	回答数	比率
1	いつでも話せるように関係性を保ちたい	3	30%
2	何かあったときに相談等ができるように関係性を保ちたい	4	40%
3	どちらともいえない	0	0%
4	特に自分から関係性を保つために連絡しようとは思わない	0	0%
5	なるべく関係性を保ちたくない	0	0%
6	その他	0	0%
7	無回答	3	30%
	合計	10	100%

6 仕事(アルバイトを含む)の中で、やりがいや楽しさを感じるのはどのようなことですか。

(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	仕事がうまくできたときや、他者に感謝されるとき	4	31%	50%
2	接客や営業などでお客様とコミュニケーションを図れる	3	23%	38%
3	上司や同僚と適度な距離感を保ちながら人間関係を構築できる	0	0%	0%
4	自分が仕事を通じて社会に貢献できていると感じる	2	15%	25%
5	お金がたまること	1	8%	13%
6	その他	0	0%	0%
7	無回答	3	23%	38%
	合計	13	100%	

7 仕事(アルバイトを含む)の中で、困ったことなどはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	仕事がうまくいかなかったときや、苦情等と言われるとき	3	27%	38%
2	接客や営業などでお客様とうまくコミュニケーションが図れない	0	0%	0%
3	上司や同僚と適度な距離感を保ちながら人間関係を構築することができない	1	9%	13%
4	分からないことなどを上司や同僚に聞けずに自分で悩んでしまう	3	27%	38%
5	その他	1	9%	13%
6	無回答	3	27%	38%
	合計	11	100%	

8 現在の仕事についてどのように考えていますか。

	選択肢	回答数	比率
1	仕事が自分に合っており、継続していきたい	2	25%
2	仕事は必ずしも自分に合っていないが、継続していきたい	1	13%
3	職場の人間関係などで苦勞することもあるが、継続していきたい	1	13%
4	仕事が自分に合っておらず、転職を考えた	0	0%
5	職場の人間関係などで苦勞しており、転職を考えた	0	0%
6	その他	1	13%
7	無回答	3	38%
	合計	8	100%

9 里親家庭という環境で児童が生活することについて、良いところはどのようなことだと考えますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	特定の養育者と継続的に関係構築や愛着形成ができること	2	13%	25%
2	食事や生活等、一般的な家庭と同様の生活習慣を送ることができること	5	33%	63%
3	児童の個性や発達に応じて家庭のルール等、柔軟に対応することができること	1	7%	13%
4	食事・生活習慣・学習等について、本人の意欲や能力に応じて自立に向けた練習・準備を行うことができること	4	27%	50%
5	児童1人1人に向き合う時間を確保できること	0	0%	0%
6	家庭で少数の児童が生活するため、他の里子や里親の実子と安定した関係性を構築することができること	0	0%	0%
7	その他	0	0%	0%

8	無回答	3	20%	38%
	合計	15	100%	

10 里親家庭という環境で児童が生活することについて、どのような課題があると考えますか。
(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	被虐待児や発達障害等、対応が困難な児童の対応が難しい	1	7%	13%
2	里親により児童の支援方針や養育方法に差が出る可能性がある	3	21%	38%
3	児童の課題が表出した際、里親が家庭内で不安や悩みを抱え込んでしまうおそれがある	2	14%	25%
4	児童の課題が表出した際、里親が家庭内で不安や悩みを抱え込んでしまうおそれがある	1	7%	13%
5	保護者との関係性を維持しながら親子交流や家庭復帰に向けた相談支援を行うことが難しい	1	7%	13%
6	限られた人数で養育することで、里親の負担が大きくなるおそれがある	2	14%	25%
7	限られた人数で養育することで、児童との適切な距離間を置きながら支援を行うことが難しい	1	7%	13%
8	その他	0	0%	0%
9	無回答	3	21%	38%
	合計	14	100%	

11 ご自身の進路について、里親家庭での生活中はどのように考えられていましたか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	進学先や就職先は早い段階で決まっていた	1	7%	13%
2	自分がやりたいこと、得意とすること、苦手なことなどを考えた上で進路の方向性を考えられていた	2	14%	25%
3	どのような業界や仕事があるのか分からなかった	1	7%	13%
4	関心がある仕事はあるが、自分にできるのか、どうすればなれるのか分からなかった	1	7%	13%
5	選択肢が広すぎて、何を選択すればよいのか分からなかった	1	7%	13%
6	やりたいことや、自分ができることについて明確なイメージを持てなかった	2	14%	25%
7	その時その時で生活することに一生懸命で、将来のことは考えられなかった	2	14%	25%
8	その他	0	0%	0%
9	無回答	4	29%	50%
	合計	14	100%	

12 里親家庭の子ども達への自立支援として、どのような支援が効果的であると考えますか。
(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	中学生等、早期からの働くことや職業についてのキャリア教育	0	0%	0%
2	高校生等、具体的に進路を検討する際の業界・職種等の情報提供	3	19%	38%
3	関心のある企業・業界での就労体験やアルバイト	3	19%	38%
4	里親家庭を出て生活する際の金銭や生活についてイメージできるトレーニング	2	13%	25%
5	就職時の応募書類や面接等の指導	0	0%	0%
6	就職後も就労に関して相談できる相談機能	1	6%	13%
7	進学や自立に向けた経済的な支援	4	25%	50%
8	その他	0	0%	0%
9	無回答	3	19%	38%
	合計	16	100%	

13 里親家庭での生活で学んだことなどが現在の生活につながっていること、良かったことはどのようなことですか。(自由記載)

○自由記載意見(概要)
・正常な親子関係の有り方を再確認でき、現在の生活に役立っている。自立後にも相談できる、人生の先輩方に出会えた。
・基本的な生活習慣を身につけられた。人として生きる力を身につけられたことが、大人になって身に付いているので自分の子どもにも教えることが出来ていることは良かった。
・料理、掃除等を学んだ。水を使えば水道代が、電気を使えば電気代がかかるなどをリアルに感じた。

14 今後、里親家庭や子どもたちへの支援がどのようにになっていくことが委託された子どもや地域にとって良いと考えますか。(自由記載)

○自由記載意見(概要)
・もっと地域に認識されて周りの方から支援があってもいいと思う。子ども達も地域に触れることで、人との繋がりを理解して、積極性が生まれてくると思う。
・一般家庭と同様な扱いでいいと思う。里親家庭だからと言って特別なことはない。各々の里親さんによって教育の仕方も変わってくるので一人で自立できるまで色々サポートはあった方がいい。
・経済的支援が必要

15 児童養護施設について知っていますか。

	選択肢	回答数	比率
1	知っている	3	38%
2	聞いたことあるが、どのようなものかは知らない	0	0%
3	知らない	1	13%
4	無回答	4	50%
	合計	8	100%

16 もし自分が里親家庭ではなく児童養護施設で生活していたとしたら良さそうであったと思うことはありますか。

	選択肢	回答数	比率
1	いろいろな施設の職員と話や相談ができる環境であること	1	13%
2	施設の友達と生活できること	1	13%
3	心理療法担当職員や指導員など専門的な職員に支えられて生活できること	1	13%
4	施設での生活ルール(起床、食事、学習等)に沿って生活すること	1	13%
5	その他	0	0%
6	無回答	4	50%
	合計	8	100%

17 もし自分が里親家庭ではなく児童養護施設で生活していたとしたら不安であったと思うことはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	家庭ではなく施設という場所で生活すること	2	17%	25%
2	里親という決まった大人と一緒に生活できないこと	2	17%	25%
3	他の子どもと一緒にではなく、少ない人数で生活できないこと	1	8%	13%
4	家庭での生活ではなく施設の生活ルール(起床、食事、学習等)に沿って生活すること	1	8%	13%
5	その他	1	8%	13%
6	無回答	5	42%	63%
	合計	12	100%	

18 今後、社会的養育(施設や里親等、公的な児童の養育に関する施策)がどのように変わっていくことが児童の最善の利益のためになると考えますか。(自由記載)

○自由記載意見(概要)

- ・もっとオープンな世界になって欲しい。どうしても認知度が低いので、宣伝広告を広げつつ興味を持つ工夫をして、子ども達にも周りとは違いはなく、積極的参加してほしい。養護施設でも里親家族でも職場体験会や、進路説明会などに参加して道を広げてもらえればと思う。
- ・経済的に大学進学をあきらめたり、やりたいことを断念したりすることがないようにしてほしい。経済的支援や進路について多様な選択がある事を知ってもらおう施策を行ってほしい。

(7) ファミリーホームで生活していた方(回答者3名)

1 現在の生活で楽しいと思うこと、やりがいを感じることはどのようなことですか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	学校や職場での友人や人間関係	1	17%	33%
2	食事を自分で作ること	1	17%	33%

3	自分で物事を決めて、自分の力で生活すること	1	17%	33%
4	自分でお金をやりくりすること	1	17%	33%
5	自分の時間が多くあり自由であること	1	17%	33%
6	その他	0	0%	0%
7	無回答	1	17%	33%
	合計	6	100%	

2 現在の生活で心配に思うことや不安を感じることはどのようなことですか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	学校や職場での友人や人間関係	0	0%	0%
2	食事を自分で作ること	0	0%	0%
3	自分で物事を決めて、自分の力で生活すること	1	25%	33%
4	自分でお金をやりくりすること	1	25%	33%
5	自分の時間が多くあるが何をしてもよいか分からない	0	0%	0%
6	その他	0	0%	0%
7	無回答	2	50%	67%
	合計	4	100%	

3 現在、何かあったときに相談できる人はいますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	友人	1	14%	33%
2	職場の上司や同僚	1	14%	33%
3	親族	1	14%	33%
4	ファミリーホームの人	2	29%	67%
5	各種相談機関の窓口	0	0%	0%
6	その他	1	14%	33%
7	無回答	1	14%	33%
	合計	7	100%	

4 ファミリーホームの人と現在も話したり相談したりすることはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	困ったことがあると、自分からホームに連絡することがある	2	29%	67%
2	特に何もなくても自分からホームに連絡することがある	1	14%	33%
3	自分からホームに連絡したいが、忙しそうで連絡しづらい	2	29%	67%
4	ホームから自分に心配して連絡してくれることがある	0	0%	0%
5	ホームから外出などに誘われることがある	1	14%	33%
6	特に関わりはない	0	0%	0%
7	その他	1	14%	33%
8	無回答	0	0%	0%
	合計	7	100%	

○自由記載意見(概要)

・実の子どもではないから遠慮してしまう事が多く、もっと家族みたいに接したいけど中々できない。

5 今後のファミリーホームとの関わり方についてどのように考えていますか。
(特に当てはまるもの一つ)※複数回答者あり

	選択肢	回答数	比率
1	いつでも話せるように関係性を保ちたい	3	75%
2	何かあったときに相談等ができるように関係性を保ちたい	1	25%
3	どちらともいえない	0	0%
4	特に自分から関係性を保つために連絡しようとは思わない	0	0%
5	なるべく関係性を保ちたくない	0	0%
6	その他	0	0%
7	無回答	0	0%
	合計	4	100%

6 仕事(アルバイトを含む)の中で、やりがいや楽しさを感じるのはどのようなことですか。
(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	仕事もうまくできたときや、他者に感謝されるとき	2	29%	67%
2	接客や営業などでお客様とコミュニケーションを図れる	3	43%	100%
3	上司や同僚と適度な距離感を保ちながら人間関係を構築できる	1	14%	33%
4	自分が仕事を通じて社会に貢献できていると感じる	1	14%	33%
5	お金がたまること	0	0%	0%
6	その他	0	0%	0%
7	無回答	0	0%	0%
	合計	7	100%	

7 仕事(アルバイトを含む)の中で、困ったことなどはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	仕事もうまくいかなかったときや、苦情等を言われるとき	2	33%	67%
2	接客や営業などでお客様とうまくコミュニケーションが図れない	1	17%	33%
3	上司や同僚と適度な距離感を保ちながら人間関係を構築することができない	2	33%	67%
4	分からないことなどを上司や同僚に聞けずに自分で悩んでしまう	1	17%	33%
5	その他	0	0%	0%

6	無回答	0	0%	0%
	合計	6	100%	

8 現在の仕事についてどのように考えていますか。

	選択肢	回答数	比率
1	仕事が自分に合っており、継続していきたい	1	33%
2	仕事は必ずしも自分に合っていないが、継続していきたい	0	0%
3	職場の人間関係などで苦勞することもあるが、継続していきたい	0	0%
4	仕事が自分に合っておらず、転職を考えた	0	0%
5	職場の人間関係などで苦勞しており、転職を考えた	0	0%
6	その他	1	33%
7	無回答	1	33%
	合計	3	100%

○自由記載意見(概要)

・今の仕事はやりがいを感じるが、働き方(休み、賞与)に不満を感じる。

9 ファミリーホームという環境で児童が生活することについて、良いところはどのようなことだと考えますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	特定の養育者と継続的に関係構築や愛着形成ができること	1	14%	33%
2	食事や生活等、一般的な家庭と同様の生活習慣を送ることができること	3	43%	100%
3	児童の個性や発達に応じて家庭のルール等、柔軟に対応することができること	0	0%	0%
4	食事・生活習慣・学習等について、本人の意欲や能力に応じて自立に向けた練習・準備を行うことができること	1	14%	33%
5	児童1人1人に向き合う時間を確保できること	0	0%	0%
6	家庭で少数の児童が生活するため、他の里子や里親の実子と安定した関係性を構築することができること	2	29%	67%
7	その他	0	0%	0%
8	無回答	0	0%	0%
	合計	7	100%	

10 ファミリーホームという環境で児童が生活することについて、どのような課題があると考えますか。
(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	被虐待児や発達障害等、対応が困難な児童の対応が難しい	1	17%	33%
2	ホームにより児童の支援方針や養育方法に差が出る可能性がある	2	33%	67%
3	児童の課題が表出した際、ホームが家庭内で不安や悩みを抱え込んでしまうおそれがある	1	17%	33%
4	専門職による支援が必要な際に、必要性の把握や受診時期等が遅れてしまうおそれがある	1	17%	33%
5	保護者との関係性を維持しながら親子交流や家庭復帰に向けた相談支援を行うことが難しい	0	0%	0%
6	限られた人数で養育することで、ホームの負担が大きくなるおそれがある	0	0%	0%
7	限られた人数で養育することで、児童との適切な距離間を置きながら支援を行うことが難しい	1	17%	33%
8	その他	0	0%	0%
9	無回答	0	0%	0%
	合計	6	100%	

11 ご自身の進路について、ファミリーホームでの生活中はどのように考えられていましたか。
(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	進学先や就職先は早い段階で決まっていた	0	0%	0%
2	自分がやりたいこと、得意とすること、苦手なことなどを考えた上で進路の方向性を考えられていた	0	0%	0%
3	どのような業界や仕事があるのか分からなかった	1	14%	33%
4	関心がある仕事はあるが、自分にできるのか、どうすればなれるのか分からなかった	2	29%	67%
5	選択肢が広すぎて、何を選択すればよいのか分からなかった	0	0%	0%
6	やりたいことや、自分ができることについて明確なイメージを持てなかった	2	29%	67%
7	その時その時で生活することに一生懸命で、将来のことは考えられなかった	1	14%	33%
8	その他	1	14%	33%
9	無回答	0	0%	0%
	合計	7	100%	

○自由記載意見(概要)

・社会に出るにあたり、情報が足りなかったと今は感じる

12 ファミリーホームの子ども達への自立支援として、どのような支援が効果的であると考えますか。
(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	中学生等、早期からの働くことや職業についてのキャリア教育	0	0%	0%
2	高校生等、具体的に進路を検討する際の業界・職種等の情報提供	2	22%	67%
3	関心のある企業・業界での就労体験やアルバイト	1	11%	33%
4	ホームを出て生活する際の金銭や生活についてイメージできるトレーニング	2	22%	67%
5	就職時の応募書類や面接等の指導	0	0%	0%
6	就職後も就労に関して相談できる相談機能	2	22%	67%
7	進学や自立に向けた経済的な支援	2	22%	67%
8	その他	0	0%	0%
9	無回答	0	0%	0%
	合計	9	100%	

13 ファミリーホームでの生活で学んだことなどが現在の生活につながっていること、良かったことはどのようなことですか。(自由記載)

○自由記載意見(概要)

・1年の中である行事を知ることが出来て、また一緒に体験できたこと。
 ・一人暮らしをするにあたり自立心が身についたこと
 ・一般家庭に近い環境で育ててもらった事で自分の境遇にコンプレックスをあまりもつことなく、一般常識やマナーが自然と身につけた。
 ・自分のことは自分でやるという教育を受けたことで他人にしてもらえたことに関して小さなことでも感謝できる心を持てた。いざという時相談できる人が増えた。

14 今後、ファミリーホームや子どもたちへの支援がどのようになっていくことが委託された子どもや地域にとって良いと考えますか。(自由記載)

○自由記載意見(概要)

・一人一人、差別無く愛情をもって接していけば自然と良くなっていくと思う。
 ・ファミリーホームに来る子どもたちは、いろんな環境の中で育った人も多くいるため、なるべく多くの面談ができたり、コミュニケーションをとる時間が作れると良いと思う。特に思春期の子供たちはいろいろ気を使うことも多くなってくるので、ストレスを感じさせたりすることもあると思う。
 ・問題を抱えている家庭にいち早く気づき、できるだけ早期に対処ができること。子ども達の最適な環境に最適なタイミングで支援できるように先回りで動ける人員を増やすことが必要。

15 児童養護施設について知っていますか。

	選択肢	回答数	比率
1	知っている	3	100%
2	聞いたことあるが、どのようなものかは知らない	0	0%
3	知らない	0	0%
4	無回答	0	0%
	合計	3	100%

16 もし自分がファミリーホームではなく児童養護施設で生活していたとしたら良さそうであったと思うことはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	いろいろな施設の職員と話や相談ができる環境であること	1	33%	33%
2	施設の友達と生活できること	0	0%	0%
3	心理療法担当職員や指導員など専門的な職員に支えられて生活できること	0	0%	0%
4	施設での生活ルール(起床、食事、学習等)に沿って生活すること	0	0%	0%
5	その他	1		33%
6	無回答	1	33%	33%
	合計	3	67%	

○自由記載意見(概要)

・ファミリーホームで良かった

17 もし自分がファミリーホームではなく児童養護施設で生活していたとしたら不安であったと思うことはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	家庭ではなく施設という場所で生活すること	3	27%	100%
2	ホームの人という決まった大人と一緒に生活できないこと	2	18%	67%
3	他の子どもと一緒にではなく、少ない人数で生活できないこと	3	27%	100%
4	家庭での生活ではなく施設の生活ルール(起床、食事、学習等)に沿って生活すること	3	27%	100%
5	その他	0	0%	0%
6	無回答	0	0%	0%
	合計	11	100%	

18 今後、社会的養育(施設や里親等、公的な児童の養育に関する施策)がどのようになっていくことが児童の最善の利益のためになると考えますか。(自由記載)

○自由記載意見(概要)

・関わる以上は、本当の家族のように愛情をそそいであげてほしい。
 ・受け入れ態勢がスムーズである事と、子どもの性格にあった環境を作ってあげること。

(8) 「養育里親」 (回答者45名)

1 里親家庭で児童を養育することについて、効果・利点と思われるものを選択してください。
(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	特定の養育者と継続的に関係構築や愛着形成が期待できること	35	17%	78%
2	食事や生活等、一般的な家庭と同様の生活習慣を送ることができること	39	19%	87%
3	児童の個性や発達に応じて家庭のルール等、柔軟に対応することができること	32	16%	71%
4	食事・生活習慣・学習等について、本人の意欲や能力に応じて自立に向けて練習・準備を行うことができること	33	16%	73%
5	児童1人1人に向き合う時間を確保できること	32	16%	71%
6	家庭で少数の児童が生活するため、安定した関係性を構築することができること	28	14%	62%
7	無回答	3	1%	7%
	合計	202	100%	

2 上記のほか、あなたが児童への支援で里親であるからこそ可能なことや強みであると考えることを記載してください。(自由記載)

	分類	回答数	比率	回答者比率
1	客観的な目線で児童を観察することができ、変化などに気づきやすい	3	11%	7%
2	1対1で児童と向き合うことができる	3	11%	7%
3	親としての愛情を与えることができる	3	11%	7%
4	子に向き合う時間が長い、いつでも子に向き合う時間をとれる	4	14%	9%
5	解除後のつながりをもてる、帰る場所を提供することができる	4	14%	9%
6	一般的な家庭のモデルを示すことができる	2	7%	4%
7	生活時間・食生活・学習のペースなどを児童に合わせることができる、自由度がある	3	11%	7%
8	一般的な大人の生活や、冠婚葬祭などを示すことができる	2	7%	4%
9	その他	4	14%	9%
	合計	28	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・委託児の親及び親族と交流し児童の最善の利益追求を行うことが可能である。
- ・こどもの成育歴や環境等を踏まえ、幅広い進路の選択ができる。
- ・「告知しない」という選択もできる。
- ・必要とするタイミングにあわせて集中してサポートできる。
- ・児童のプライバシーを守ることができる。

3 里親家庭で児童を養育することについて、課題になりうると思われるものを選択してください。
(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	被虐待児や発達障害等、対応が困難な児童の対応に苦慮することがある	26	20%	58%
2	里親により児童の支援方針や養育方法に差が出る可能性がある	25	19%	56%
3	児童の課題が表出した際、里親が家庭内で不安や悩みを抱え込んでしまうおそれがある	25	19%	56%
4	専門職による支援が必要な際に、必要性の把握や受診時期等が遅れてしまうおそれがある	15	11%	33%
5	保護者との関係性を維持しながら親子交流や家庭復帰に向けた相談支援を行うことが難しい	9	7%	20%
6	限られた人数で養育することで、里親への負担が大きくなるおそれがある	15	11%	33%
7	限られた人数で養育することで、児童との適切な距離間を置きながら支援を行うことが難しい	8	6%	18%
8	無回答	9	7%	20%
	合計	132	100%	

4 上記のほか、あなたが児童を支援する上で特に課題であると考えてることを記載してください。
(自由記載)

	分類	回答数	比率	回答者比率
1	児相やケースワーカーと連携がとれない(うまくいかないと里親が孤立してしまうのが施設と違うところ)	4	17%	9%
2	実親の存在・実親の考えを尊重したうえでの養育が難しい	4	17%	9%
3	里親や社会的養育が必要な児童に対する、(保育園などを含む)社会の理解・認知のなさ	3	13%	7%
4	関係者や周囲が養育の様子や悩みを完全に理解してくれない(家での様子は里親しか見ていないため)	2	9%	4%
5	その他	10	43%	22%
	合計	23	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・複数の子どもや兄弟を預かった場合は大変そう
- ・児童が自ら自分のライフストーリーを受け入れる過程を支えることが難しい
- ・人生長いスパンからの視点による養育
- ・児童がこれまでの生活で身に着けてきた考え方や習慣をすり合わせるが大変
- ・名前や子どもたちの理解など、何をどうすることが正しいことなのか難しい
- ・支援体制の充実が必要
- ・児童が来る前の状況を知らないうえで養育することが難しい
- ・里親の方針が子の養育に影響を及ぼすこと

5 課題を抱える児童へはどのような支援を行うことが効果的であると考えますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	特定の養育者と信頼関係を構築し、児童が安心できる環境で継続的に養育を行うこと	25	20%	56%
2	養育上の負担感を過度に抱え込まずに様々な支援を受けながら課題に向き合い長期的な視点で養育を行うこと	27	21%	60%
3	各福祉制度や支援者の力を借りながら、児童が将来自分らしく生きることができるよう環境を整えること	26	21%	58%
4	他の児童との比較をせず、当該児童に合った内容の支援を行うこと	16	13%	36%
5	課題が表出した際に的確な対応をとれるよう専門職の支援を受けること	25	20%	56%
6	無回答	7	6%	16%
	合計	126	100%	

6 上記のほか、あなたが児童に対する支援として効果的と考えることを記載してください。(自由記載)

○自由記載意見(概要)

- ・的確な指導・アドバイスができる専門職が、頻繁に異動せず長く支援してくれること
- ・障害等がある場合、詐欺などの被害にあわないよう指導すること
- ・学校や幼稚園、各専門機関と児童相談所のケースワーカーと連携した適切な対応
- ・里親の境界を越えて、人と人として本音でぶつかること
- ・支援に関わる人たちが子どもに関する情報を共有すること
- ・心理面の発達をサポートするプログラムが必要
- ・支援者とメールや電話で気軽に相談できる状況
- ・子どもの気持ちを聞き、気持ちに沿えるようにいろいろやってみること
- ・個性であり欠点ではないと周囲が実親・里親を支えてほしい

7 児童への支援の際に各種制度の活用や関係機関との相談等を行っていますか。

	日常的に行っている	定期的に行う(月に複数回)	定期的に行う(月に1回以下)	課題が大きいときなどに必要に応じて行う	あまり行わない
里親レスパイト事業	2		3	6	18
里親養育援助事業	1	2	1	3	20
里親同士での共有・相談	7	3	2	7	13
里親支援機関(乳児院・児童養護施設)との共有・相談			4	4	20
NPO 法人キーマンセットとの共有・相談			3	4	20
児童相談所との共有・相談	3	3	7	11	6
医療機関や専門機関との共有・相談	2	1	4	9	12
警察(青少年担当)	1		2	6	21

児童家庭支援センターへの相談				1	
----------------	--	--	--	---	--

8 児童が基礎学力を身に付けるためにはどのような学習支援を行うことが効果的であると考えますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	児童が理解できるところまで戻るなど、児童の理解度に合った内容を教えること	18	22%	40%
2	それぞれの児童の特性や集中できる時間等を理解した支援者が教えること	10	12%	22%
3	視覚や聴覚に訴えるなど、理解しやすい教材を活用して教えること	7	9%	16%
4	児童と一定の距離感を保てる外部の専門家が教えること	14	17%	31%
5	学習することの意味や楽しさを教えて、児童のやる気を引き出すこと	15	18%	33%
6	その他	1	1%	2%
7	無回答	17	21%	38%
	合計	82	100%	

○自由記載意見(概要)

・学年にかかわらず、それぞれの子どものペースにつき添ってじっくり、しっかり身につくよう支援する。

9 進路を選択する際に何らかの課題により希望する進路に進めないと思われることはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	児童の学力の不足	12	16%	27%
2	学費や自立するための経費の不足	9	12%	20%
3	児童の希望と適性の不適合	5	7%	11%
4	児童の対人能力や実務能力等の不足	16	22%	36%
5	児童が明確な希望を持っていない	11	15%	24%
6	特に課題は無い	3	4%	7%
7	その他	0	0%	0%
8	無回答	18	24%	40%
	合計	74	100%	

10 児童が就職先を選ぶときにはどのような観点を重視してサポートすべきと考えますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	労働条件や給与等の待遇面	10	12%	22%
2	社宅や寮などの住居の確保	9	11%	20%
3	仕事内容と児童の適性	20	24%	44%
4	事業者の児童に対する理解	13	15%	29%
5	本人が希望する業種等であること	16	19%	36%
6	その他	0	0%	0%

7	無回答	17	20%	38%
	合計	85	100%	

11 進路が決まらない児童は何が課題となっていて、どのように支援を行う必要があると考えますか。(自由記載)

○自由記載意見(概要)

【課題等】

- ・本人の希望が定まらない、自分で選択することが難しい、周りの友人などに左右されてしまう。
- ・今自分が生活していくのにどのくらいお金がかかっているのかも知らない子がいる。
- ・自分がどういう人間で、何がしくて、何が自分の長所、特性なのかをはっきりさせることが必要。
- ・仕事をしている(自立している)大人というものの理解が薄く、今後の自身の生活イメージがついていない。

【必要な支援等】

- ・失敗しても大丈夫なので、まずは挑戦できるよう支援すること。
- ・実際の学校見学・職場体験などを通して将来を見つけていく支援。
- ・高校に入った時から、進路を考える計画的な方向付け。
- ・本人が希望する進路・職種が必ずしも適しているとは限らないため、自分を客観的に見る機会が必要。
- 一般的な仕事をして自活していくということを具体的に教えた方がよい。
- ・生きるための基本的なエネルギーを児童自身に蓄えられるようなサポートをすること。
- ・自尊心をしっかり持てるようにする、人とのつながりを作ること。
- ・生い立ちの整理により本人が前に進めるよう支援すること。
- ・早い段階で習い事等で児童の個性を発見し、伸ばすこと。
- ・社会勉強として、旅行、試験、人間関係等様々なことを経験すること。嫌いなことも自覚させる機会も必要。

12 委託解除後に就労や就学が継続しなかった等の課題が生じた場合、どのような支援を行うことが効果的であると考えますか。(自由記載)

○自由記載意見(概要)

【里親等との関係性の継続・相談支援】

- ・相談できる相手の確保、解除後も繋がりを継続すること。
- ・本人に思うところがあると思うので、それを言いやすい、もしくは表現しやすい場づくり。
- ・若いので継続できなくても、またやればよいというような、追いつめない周りの支援。
- ・各々の児童に向き合い話を聞き、継続しなかった原因を分析すること。次に活かすこと。
- ・児童の特性を見きわめることが重要で、見きわめることができる人が進路選択の知識を持つこと。
- ・長期養育の場合、いくつになっても支援するという里親側の心構え。

【その他機関等による支援】

- ・被虐待児、社会的養護出身の大人を支える仕組み
- ・実際の職場や学校などで体験する機会を持たせ、本人に志望を決定させていく支援。
- ・里親だけで考えるのではなく、社会資源を使うこと。

【その他】

- ・金銭的援助の充実

13 親子交流や外泊が可能な児童の場合、どのような調整・支援等を行っていますか。
(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	親子交流等に関する保護者との調整	8	13%	18%
2	親子交流等への同席により児童の生活状況等を伝達	4	6%	9%
3	児童の生活や進路について保護者と協議	2	3%	4%
4	児童や児童相談所との面談による対応方針の検討	8	13%	18%
5	親子交流等に向けた児童への生活指導等	2	3%	4%
6	他の職員が対応し、自分は特に対応をしていない	9	15%	20%
7	その他	1	2%	2%
8	無回答	28	45%	62%
	合計	62	100%	

○自由記載意見(概要)

・児童のスケジュール調整

14 保護者に関することで取り組んでいること・取り組む必要があると思うことはどのようなことですか。(自由記載)

	分類	回答数	比率	回答者比率
1	保護者への養育に関する相談支援	10	10%	22%
2	保護者への育児技能等の伝達	7	7%	16%
3	児童の生活や進路について保護者と協議	5	5%	11%
4	児童や児童相談所との面談による対応方針の検討	13	13%	29%
5	家庭復帰に向けた児童への生活指導等	6	6%	13%
6	家庭復帰に関する保護者との調整	6	6%	13%
7	家庭復帰後の保護者への相談支援	6	6%	13%
8	児童に保護者という存在について適切に理解できるよう伝えること	14	14%	31%
9	保護者に施設での生活の様子を伝えること	8	8%	18%
10	その他	3	3%	7%
11	無回答	22	22%	49%
	合計	100	100%	

○自由記載意見(概要)

・家庭復帰後の定期報告と面談

・児童の状況及び親族関係者特有の具体的な情報を措置権者に伝達すること

・保護者の自立支援(子への依存への対応等)

15 委託児童に対し、保護者のことについてどのように伝えていますか。また、委託児童にとって里親と保護者をそれぞれどのように捉えてほしいと考えていますか。(自由記載)

【保護者のことの伝え方等】

- ・保護者のことは、肯定的に良いイメージを伝えるように伝えている。
- ・保護者については、ある程度伝えているが、失踪中の場合については、児童が受けるショックを考え、伏せていることもある。伝えるときは事実を伝え、感情、解釈が入り込まないように留意する。
- ・保護者については特に何も伝えていない。
- ・私も大切に思っている人(子の親だから)。どうして一緒に暮らせないかも話している。
- ・保護者の情報が断片的なものしかないので、里親から児童に伝えることができない。児童相談所が正しいことをきちんと子供に伝えてほしい。
- ・保護者については生んでくれた人と呼んでいる。実態を知らないが実母について否定的なことは絶対に言わないようにしている。児童が保護者への思いを言ったときは同意・共感の言葉で返している。
- ・子どもには里親は里親であり、親族は親族であると伝える。
- ・産んでくれたことには感謝すべき、命を与えてくれた大切な存在と伝える。

【里親・保護者のことの捉え方等】

- ・里親も保護者もそれぞれを公平にあまりイメージが先行し過ぎないようにとらえてほしいと考えている。
- ・どのように捉えてほしいとは思っていない。子どもの思うままで良い。私は一緒にいれて幸せとは伝えている。
- ・子どもが里親と保護者をどう捉えているのかは、子どもと里親の間で話はないのでわからないが、児童相談所が子どもの意見をよく聞いてくれると里親としてはありがたい。
- ・里親・保護者ともありのままの姿を受入れ、美化したり、忌み嫌ったりせず、限界ある人間として理解、許容して欲しい。
- ・里親を保護者とともに頼れる大人だと思ってほしい。
- ・児童が里親宅を親元と考えているのでその思いに応えたい。ただ実母を否定すると自己否定につながるので、ネガティブに捉えないように心がけている。
- ・委託児童が保護者と里親をどう捉えてほしいかは特に希望はない。児童本人が決めればよいこと。

【その他】

- ・自分の親を「社会の1人間」として客観視できるようになるまで流されてしまうので深くかかわらない方がよいと考えている。
- ・児童が望むときに保護者の消息を知ることが出来たり、会うことが希望ならば、その調整がなされるような仕組みがあるとよいと思う。
- ・はじめは保護者に対し、否定的であったが、成長するにつれ力量が付き、多少の余裕をもって対応できるようになった。
- ・児童が保護者について話をしだしたときは、聞き役となり意見を求められたら中立的または世間一般的な考えを述べる。否定しない。
- ・里親としてではなく、「私が母だったらこうするな、とか、こうしたいな」という伝え方で一緒に考える場にする。

16 今後、様々な家庭環境で育ってきた児童が将来家庭を持つにあたり、里親はどのような役割を果たすことが児童にとって良いことであると考えますか。(自由記載)

【家庭という環境での生活経験】

- ・将来子供が生活する中で少しでも役に立つような、家庭生活の良い手本、モデルとなれば良い。あの時は、位に思ってもらえたらよい。

- ・自由に、これまでの育ちの中から得た役割を考えてほしい。
- ・里親自身の人間関係の持ち方、他の家庭との付き合いの中で、子ども自身が見て、聞いて、家庭というものを理解していけたらよいと思う。
- ・彼らに与えられる経験が、彼ら自身で作る家庭のもととなる。どんな家庭でもいいが「愛と信頼関係のある家庭」が望ましい。
- ・自由に、これまでの育ちの中から得た役割を考えてほしい。
- ・家庭の形態は多様化しているので、固定観念を持たず、安心・安全に暮らせる場が家庭と知らせていきたい。将来、子を持つ親になるであろう児童に、最小単位の社会が親子であること、互いを大切にすることを育てることを心がけている。
- ・一緒に生活している中で、将来家庭を持つときに必要最低限のことを伝えておきたい。日々の生活で様々な困難と一緒に乗り越える経験が、自分の将来のピンチに役立つと願う。
- ・「普通」という感覚は家庭という小単位で生活しないと分からない。「お父さん」「お母さん」「兄弟」という概念を家庭で感じてほしい。
- ・里親がピンチをどう乗り越えたか、または乗り越えるために苦しんでいたこと。里母と里父が協力していた姿を見てもらうこと。背中を見せていくこと。
- ・一つの家庭が、それぞれ関わりを持つ家庭の意味(歴史、メンバーのそれぞれのかかわり方等)を味わうこと。
- ・「家庭」の機能、家族の協力の在り方、家庭で子どもが育つ、成長する過程、また家庭家族に問題が発生したときどのように対応しているかなど、里親家庭で生活する中で、理解してもらいたい。

【委託児童との関係性等】

- ・相談できる・話ができる関係・信頼関係の継続・常に味方であり続けること
- ・一緒にいた期間が長い子であれば親など、いちばん近い大切な人の役割を果たすと思う。短い子の場合、メンターとして子が必要なときに心の支え、ずっとそこにいる人になるのではないかなと思う。
- ・実親との関係は、まだ成長途上では伝えにくい、理解しづらい事も多いので、成長とともに伏せている事実も伝え、できれば、実親とも過去を直視して、生い立ちを今一度整理できるよう、児相に働きかけて彼らの基盤を作りたい。その上で実務的な様々なアドバイスや手伝いができればよい。
- ・結婚式などの行事で引け目を感じないように「親」が必要なときに手伝えること。

17 里親から見て施設で児童を養育することについて、効果・利点と思われるものを選択してください。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	様々なケース事例の蓄積に基づき、対応が困難な児童や家庭の支援を行うことができる	23	17%	51%
2	複数の大人が関わり、様々な視点から児童に合った支援を計画的に実施できる	13	10%	29%
3	児童の課題が表出した際に対応を抱え込まずに組織的に対応することができる	23	11%	51%
4	心理療法担当職員等の専門職が日常的に関わることができ、課題等に迅速に対応することができる	18	9%	40%
5	保護者との関係性を維持しながら親子交流や家庭復帰に向けた相談支援を行うことができる	21	10%	47%
6	職員が交代で勤務することで、課題や負担を分担しながら対応することができる	16	8%	36%

7	複数の児童指導員が児童と適切な距離を置きながら専門的な支援を行うことができる	9	4%	20%
8	無回答	10	5%	22%
	合計	133	75%	

18 施設で児童を養育することについて、課題になりうると思われるものを選択してください。
(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	複数の職員が交代で勤務するため、家庭環境での特定の養育者との生活とは異なる形態となる	27	13%	60%
2	スケジュールや計画に基づいて食事や生活リズムを組み立てるため、一般的な家庭生活と異なる面がある	29	14%	64%
3	ルールをある程度統一する必要がある、児童の個性や発達に応じて対応を変えることが難しいことがある	25	19%	56%
4	食事・生活習慣・学習等、生活の全てを施設がサポートしているため、自立後の生活とのギャップが大きい	28	21%	62%
5	支援対象の児童が多く、職員1人が児童1人に向き合う時間に限界がある	28	21%	62%
6	様々な課題を抱える児童が1つの場所で生活するため児童間の関係構築の困難さや事故等のおそれがある	29	22%	64%
7	職員の退職や人事異動により、特定の養育者による継続的な支援が難しいことがある	29	22%	64%
8	その他	4	3%	9%
9	無回答	6	5%	13%
	合計	205	140%	

○自由記載意見(概要)

- ・職員によって個別対応の差が大きい。
- ・施設は家庭にはなれないと思う。

19 「養育里親」の登録数を増やすためには、どのような取組がより必要であると思われますか。
(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	社会一般への社会的養護や「養育里親」の認知度の向上	32	28%	71%
2	地域住民への「養育里親」への理解の向上	15	13%	33%
3	学校や保育園などの各機関における「養育里親」への理解の向上	28	24%	62%
4	里親を支える相談支援体制の強化	24	21%	53%
5	措置費の水準の向上	9	8%	20%
6	その他	6	6%	13%

7	無回答	2	2%	4%
	合計	116	101%	

○自由記載意見(概要)

- ・保育園・学童の支援が必要
- ・専門家による積極的なリクルートが必要
- ・里親の地位向上(準職業として、地位や対価)が必要

20 児童福祉法に家庭養育優先が明文化され、里親への児童の委託を推進するにあたり、どのような点が課題となると思われますか。(自由記載)

○自由記載意見(概要)

【里親の認知度・里親登録数等】

- ・里親が不足している。
- ・里親の認知度が低い。
- ・里親について美しい甘いイメージを持ったり、世の中に貢献したいと肩に力が入ったりしてしまう。

【登録に関する課題】

- ・里親登録研修の充実が必要
- ・子を持たない里親登録希望者に子育ての実態を伝えると良い。
- ・里親は自分の子どもではない、実親に戻すことなどの理解が必要。

【児童の委託に関する課題】

- ・マッチングの際里親の希望もある程度加味すること。
- ・児童面会の際、児童の成育歴などの情報を十分に提供する、養育困難な児童についての情報を十分に提供すること。

【児童委託後の支援等に関する課題】

- ・委託後、里親を児童相談所がフォローすることにも限界があると思う。養育が難しい子どもを里親家庭がどこまで適切に対処できるか。
- ・教育関係者の知識不足、認知不足を感じる。
- ・児童福祉司、保護者の理解が必要。
- ・関係機関による支援体制の整備が必要。
- ・家庭がそれぞれ違うことを理解した上での支援が必要。

21 「養育里親」が地域で安心して児童を養育する上では、地域や施設をはじめとする各機関からはどのような支援を受けることが効果的であると考えますか。(自由記載)

○自由記載意見(概要)

【地域での関係づくり等】

- ・親同士のつながりを持つこと。
- ・地域の理解を得ること。

【保育所・幼稚園・小学校等】

- ・保育所・学校等の情報提供・情報収集のためのアドバイス(保育園、幼稚園や学校等を短期間で決めなければならないため)
- ・保育所の一時保育利用
- ・学校等での認知度の向上

- ・委託児童であることの共有
- ・生い立ちの授業や、生み育ててくれたことへの感謝、小さいころの写真を提出し掲示するといった授業の見直し
- ・保育所・幼稚園などへの優先的な入所

【その他の支援機関・支援策】

- ・施設と里親との連携強化
- ・レスパイトや相談支援体制の充実
- ・心理療法担当職員さんなどのサポート
- ・休日・夜間に対応してもらえる支援体制
- ・SNSの活用による相談支援
- ・里親会での繋がり、里親同士の相談会の実施
- ・養育援助事業の充実

22 「養育里親」を続ける上でどのようなことにやりがいを感じますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	児童の養育に携わることで社会的な貢献をできること	20	19%	44%
2	児童の成長を支え見守ることができる役割であること	35	33%	78%
3	自分の能力や専門性を活かせる役割であること	6	6%	13%
4	支え合える家族や関係者ととも養育ができること	23	21%	51%
5	学校や地域、各支援者など様々な人と関わる機会があり学び続けることができること	15	14%	33%
6	その他	4	4%	9%
7	無回答	4	4%	9%
	合計	107	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・児童の養育に関わることで実親の支援ができること。
- ・児童の抱える問題をともに試行錯誤していく中で自らも成長している。様々な子どもの成長や特性に出会うことで自らの視野が広がる。社会をより知ることができる。

23 「養育里親」を続ける上で課題となる点やつらいと感じることはどのようなことですか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	養育や就労等による心身の負担	16	19%	36%
2	様々な課題を抱える児童への支援の困難さ	23	27%	51%
3	悩みなどを他者と相談することが難しい等の精神的な負担	7	8%	16%
4	児童数に対して養育者が限られることによる負担	4	5%	9%
5	児童との関係性	12	14%	27%
6	近隣の方などとの人間関係	4	5%	9%

7	措置費等の金銭面	4	4%	9%
8	その他	5	5%	11%
9	無回答	9	11%	20%
	合計	84	98%	

○自由記載意見(概要)

- ・親族と接触せず暮らすことに日々神経を使っている。
- ・自分の能力の不足に悩むときがある。
- ・実子と違い「他人様の子」を養育するという責任の重さを感じている。
- ・働きながら始めることが難しい事。
- ・家族(特に実子)の負担。

24 「養育里親」を継続するためにはどのような環境が必要と考えますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	気軽に相談できる支援環境	27	23%	60%
2	レスパイト等の支援体制の充実	20	17%	44%
3	支援方針や問題への対応について関係機関と連携できる体制整備	24	20%	53%
4	全国的な認知度の向上	12	10%	27%
5	地域社会における「養育里親」への理解度の向上	20	17%	44%
6	措置費水準の向上	6	5%	13%
7	その他	3	3%	7%
8	無回答	7	6%	16%
	合計	119	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・共働きでもより参加可能な支援
- ・措置費水準の向上(高校生の学費等)
- ・里親家庭内での児童の行動に対する保険・保障

25 「養育里親」としての活動について

(1) 今後の受託についての考え方(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	現在児童の委託を受けており、現在の児童に加えて依頼があれば新たな措置児童の養育を考えたい	7	11%	16%
2	現在児童の委託を受けていないが、依頼があれば措置による児童の養育を考えたい	9	14%	20%
3	現在児童の委託を受けており、一時保護やレスパイトであれば対応可能である	10	16%	22%
4	現在児童の委託を受けていないが、一時保護やレスパイトであれば対応可能である	8	13%	18%
5	現在児童の委託を受けており、当面は依頼があっても新たな児童の養育は考えていない	13	21%	29%

6	現在児童の委託を受けておらず、当面は依頼があっても児童の養育は考えていない	3	5%	7%
7	その他	9	9%	20%
8	無回答	4	6%	9%
	合計	63	95%	

(2) 児童を受託する場合、どの年齢の児童の受託が可能ですか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	年齢を問わず受託を検討する	5	9%	11%
2	乳児(0歳～1歳程度)	8	14%	18%
3	幼児(2歳～就学前)	7	12%	16%
4	小学校低学年(1年生～3年生)	4	7%	9%
5	小学校高学年(4年生～6年生)	3	5%	7%
6	中学生	1	2%	2%
7	高校生以上	1	1%	2%
8	その他	1	1%	2%
9	無回答	27	47%	60%
	合計	57	98%	

(3) 児童を受託する場合、可能な期間はどの程度ですか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	委託期間を問わず受託を検討する	7	14%	16%
2	委託期間が短期(数か月から1年未満程度)の児童	7	14%	16%
3	委託期間が中期(1年から5年未満程度)の児童	5	10%	11%
4	委託期間が長期(5年以上程度)の児童	5	10%	11%
5	その他	1	1%	2%
6	無回答	26	51%	58%
	合計	51	99%	

(4) レスパイト・一時保護により児童を受託する場合、どの年齢の児童の受託が可能ですか。

(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	年齢を問わず受託を検討する	7	13%	16%
2	乳児(0歳～1歳程度)	3	6%	7%
3	幼児(2歳～就学前)	9	17%	20%
4	小学校低学年(1年生～3年生)	6	11%	13%
5	小学校高学年(4年生～6年生)	3	6%	7%
6	中学生	1	2%	2%
7	高校生以上	0	0%	0%
8	その他	0	0%	0%
9	無回答	25	46%	56%
	合計	54	100%	

(5)レスパイト・一時保護により児童を受託する場合、可能な期間はどの程度ですか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	委託期間を問わず受託を検討する	8	16%	18%
2	1日～1週間以内	4	8%	9%
3	1週間～2週間程度	4	8%	9%
4	3週間～1か月程度	2	4%	4%
5	2か月～半年程度	4	8%	9%
6	その他	2	2%	4%
7	無回答	26	52%	58%
	合計	50	98%	

(6)今後の活動について

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	当面は児童の受託を含め、「養育里親」としての活動を継続したい	32	71%	71%
2	児童の受託は困難だが、一時保護やレスパイトなどの活動を継続したい	2	4%	4%
3	児童の受託は一時保護等を含めて考えていないが他の里親の支援などの活動を継続したい	2	4%	4%
4	その他	2	2%	4%
5	無回答	7	16%	16%
	合計	45	98%	

(7)上記の活動について、現時点では何年程度の継続を見込まれていますか。

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	10年以上	19	42%	42%
2	7～9年	2	4%	4%
3	4～6年	8	18%	18%
4	2～3年	5	11%	11%
5	1年以下	0	0%	0%
6	その他	3	3%	7%
7	無回答	8	18%	18%
	合計	45	96%	

(9) 児童養護施設・児童心理治療施設の職員 (回答者156名)

1 施設で児童を養育することについて、効果・利点と思われるものを選択してください。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	様々なケース事例の蓄積に基づき、対応が困難な児童や家庭の支援を行うことができる	101	14%	65%
2	複数の大人が関わり、様々な視点から児童に合った支援を計画的に実施できる	133	19%	85%
3	児童の課題が表出した際に対応を抱え込まずに組織的に対応することができる	107	15%	69%
4	心理療法担当職員等の専門職が日常的に関わることができ、課題等に迅速に対応することができる	110	15%	71%

5	保護者との関係性を維持しながら親子交流や家庭復帰に向けた相談支援を行うことができる	83	12%	53%
6	職員が交代で勤務することで、課題や負担を分担しながら対応することができる	101	14%	65%
7	複数の児童指導員が児童と適切な距離を置きながら専門的な支援を行うことができる	82	11%	53%
8	無回答	1	0%	1%
	合計	718	100%	

2 上記のほか、あなたが児童への支援で施設であるからこそ可能なことや強みであると考えてることを記載してください。(自由記載)

	分類	回答数	比率	回答者比率
1	衣食住が揃っており、守られる、安心感がある。	3	2%	2%
2	複数の目がある。他職員に相談できる。児童は自分に合った人を見つけられる。	37	20%	24%
3	他児との関わりでいい影響がある。集団の良さ。	22	12%	14%
4	専門的対応ができる	11	6%	7%
5	逃げ場、適度な距離感がある。	4	2%	3%
6	地域や関係機関と繋がりがやすい	5	3%	3%
7	行事がたくさんある。	12	7%	8%
8	その他	9	5%	6%
9	無回答	80	44%	51%
	合計	183	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・集団だからこそ広く社会の色々な人から支援・協力を得られる
- ・地域の関係機関と連携することで児童支援が充実する
- ・専門的かつ組織的な対応ができる
- ・子ども自身が選択して必要な大人と関われる。ある職員と上手いかわなくても別の職員と上手い場合がある
- ・親との関わり方で、子どもの背景が見えてくる。子どもだけではなく大人を見ると子どもの支援が分かってくる
- ・様々な職員から一人の子どもに対し意見がもらえること。複数の職員がいることで自分だけで煮詰まらずにいられる

3 施設で児童を養育することについて、課題になりうると思われるものを選択してください。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	複数の職員が交代で勤務するため、家庭環境での特定の養育者との生活とは異なる形態となる	104	17%	67%
2	スケジュールや計画に基づいて食事や生活リズムを組み立てるため、一般的な家庭生活と異なる面がある	54	9%	35%
3	ルールをある程度統一する必要がある、児童の個性や発達に応じて対応を変えることが難しいことがある	85	14%	54%

4	食事・生活習慣・学習等、生活の全てを施設がサポートしているため、自立後の生活とのギャップが大きい	76	12%	49%
5	支援対象の児童が多く、職員1人が児童1人に向き合う時間に限界がある	85	14%	54%
6	様々な課題を抱える児童が1つの場所で生活するため児童間の関係構築の困難さや事故等のおそれがある	99	16%	63%
7	職員の退職や人事異動により、特定の養育者による継続的な支援が難しいことがある	117	19%	75%
8	無回答	3	0%	2%
	合計	623	100%	

4 上記のほか、あなたが施設で児童を支援する上で特に課題であると考えてることを記載してください。
(自由記載)

	分類	回答数	比率	回答者比率
1	職員間でのルール等統一、すり合わせの難しさ、職員間の葛藤が児童へ影響を与える懸念	21	13%	13%
2	職員の質向上、専門技術の向上	8	5%	5%
3	児童と職員の相性によるところが大きい	4	2%	3%
4	人数不足、経験のある職員数が少ない、一人一人に向き合う時間が足りない、研修参加が困難	14	8%	9%
5	自立のきっかけが少ない。自立指導の難しさ	5	3%	3%
6	家庭とは異なる施設という環境	10	6%	6%
7	児童間の上下関係、他児からの悪い影響	5	3%	3%
8	愛着形成に時間がかかる	4	2%	3%
9	その他	14	8%	9%
10	無回答	82	49%	53%
	合計	167	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・職員配置の充実・人材育成が必要
- ・職員間の意識のずれがあり統一が難しい
- ・家庭や親のイメージをどのように育てていくか。施設と家庭とのギャップのうめ方
- ・退職・人事異動・ユニット移動により子どもが何度も喪失体験する懸念がある
- ・個人情報等の共有とそうでないものの境目が難しい

5 課題を抱える児童に対して、はどのような支援を行うことが効果的であると考えますか。
(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	特定の養育者と信頼関係を構築し、児童が安心できる環境で継続的に養育を行うこと	99	19%	63%
2	養育上の負担感を過度に抱え込まずに様々な支援を受けながら課題に向き合い長期的な視点で養育を行うこと	103	19%	66%
3	各福祉制度や支援者の力を借りながら、児童が将来自分らしく生きることができるよう環境を整えること	109	20%	70%

4	他の児童との比較をせず、当該児童に合った内容の支援を行うこと	118	22%	76%
5	課題が表出した際に的確な対応をとれるよう専門職の支援を受けること	99	19%	63%
6	無回答	4	1%	3%
	合計	532	100%	

6 上記のほか、あなたが施設で課題を抱える児童に対する支援として効果的と考えることを記載してください。(自由記載)

	分類	回答数	比率	回答者比率
1	個々に向き合う。他者と比べず個人の個性を認める。	17	10%	11%
2	専門機関・外部との連携	11	6%	7%
3	落ちついた安心できる環境の提供	9	5%	6%
4	チームによる支援・意見統一	16	9%	10%
5	児童と職員との信頼関係	5	3%	3%
6	職員の資質向上	5	3%	3%
7	その他	16	9%	10%
8	無回答	95	55%	61%
	合計	174	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・安全、安心な暮らしが保障されていること
- ・複数職種によるチームによる支援
- ・外部機関との連携
- ・職員数が増えること、給料が上がること
- ・他児との関係性により社会性が身に付く
- ・生活のルーチンが明確であること
- ・家族状況を視野に入れた支援

7 児童への支援の際に他の職員とどのように課題や支援の共有等を行っていますか。

	日常的に行っている	定期的に行う(月に複数回)	定期的に行う(月に1回以下)	課題が大きいときなどに必要に応じて行う	あまり行わない
担当者間での共有・相談	123	21	4	4	0
ユニットリーダー等との共有・相談	87	38	6	8	3
心理療法担当職員・看護師等の専門職員との共有・相談	56	48	23	24	3
児童相談所の児童福祉司との共有・相談	18	48	36	48	3
外部の医療機関や専門機関との共有・相談	7	16	31	79	12

8 施設内ユニットや地域での小規模ホーム等、家庭的な環境で児童を養育することにはどのような効果・利点があると考えますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	設備・環境面で一般家庭に近い環境で養育することができる	111	23%	71%
2	担当職員が大舎制よりも近い距離で関係構築しながら支援を行うことができる	105	21%	67%
3	担当職員、ユニットリーダー、ホーム長、統括指導員等が児童の状況により対応を検討しながら組織的に支援を行うことができる	70	14%	45%
4	複数の職員が関わることで養育者側の負担を軽減しながら効果的な支援を行うことができる	89	18%	57%
5	ユニット・ホームなど生活単位ごとに生活習慣やルール等を組み立てるなど少人数で家庭的な生活を行うことができる	104	21%	67%
6	その他	10	2%	6%
7	無回答	1	0%	1%
	合計	490	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・集団生活と違うルールで生活環境を作れる。
- ・自分の時間を大切にしくつろげる環境を持てる。
- ・家庭的という表現が難しく答えが見つからない。
- ・子ども同士の仲も深まりやすい。子どもによって真逆もある。

9 施設内ユニットや地域での小規模ホーム等、家庭的な環境で児童を養育することにはどのような課題・留意点があると考えますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	地域やユニットの独立性が高まり、生活状況や課題等が施設全体として見えづらくなる。	83	25%	53%
2	職員と児童の距離感が近くなり、職員の負担が重くなる。	82	25%	53%
3	担当職員、ユニットリーダー、ホーム長、統括指導員等が児童の状況により対応を検討しながら組織的に支援を行うことが難しくなる。	18	5%	12%
4	一定程度、ユニット・ホームで課題等に対応する必要があり、専門性の高い職員が必要となる	83	25%	53%
5	ユニットなど生活単位ごとに生活習慣やルール等を組み立てることから、施設全体としての支援方針に基づく対応が困難になる。	41	12%	26%
6	その他	15	5%	10%
7	無回答	7	2%	4%
	合計	329	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・調理や買い物等をすべて職員が行っているため児童の自立性がかえって損なわれているように感じる。
- ・閉鎖的になってしまう。
- ・児童同士互いを受け入れるまでに時間がかかる。

10 児童が基礎学力を身に付けるためにはどのような学習支援を行うことが効果的であると考えますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	児童が理解できるところまで戻るなど、児童の理解度に合った内容を教えること	128	27%	82%
2	それぞれの児童の特性や集中できる時間等を理解した支援者が教えること	99	21%	63%
3	視覚や聴覚に訴えるなど、理解しやすい教材を活用して教えること	87	18%	56%
4	児童と一定の距離感を保てる外部の専門家が教えること	53	11%	34%
5	学習することの意味や楽しさを教えて、児童のやる気を引き出すこと	94	20%	60%
6	その他	9	2%	6%
7	無回答	5	1%	3%
	合計	475	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・生活環境を整える。
- ・学習支援専門職員の配置
- ・疾患や障害を踏まえた対応が必要。

11 進路を選択する際に、何らかの課題により児童が希望する進路に進めないことはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	児童の学力の不足	121	27%	78%
2	学費や自立するための経費の不足	67	15%	43%
3	児童の希望と適性の不適合	76	17%	49%
4	児童の対人能力や実務能力等の不足	75	17%	48%
5	児童が明確な希望を持っていない	90	20%	58%
6	特に課題は無い	3	1%	2%
7	その他	4	1%	3%
8	無回答	12	3%	8%
	合計	448	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・仕事のモデルが少なく、身近な保育士となりがち。イメージが湧かない。

12 児童が就職先を選ぶときにはどのような観点を重視してサポートしますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	労働条件や給与等の待遇面	80	18%	51%
2	社宅や寮などの住居の確保	61	13%	39%
3	仕事内容と児童の適性	127	28%	81%
4	事業者の児童に対する理解	90	20%	58%
5	本人が希望する業種等であること	87	19%	56%
6	その他	1	0%	1%
7	無回答	7	2%	4%
	合計	453	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・支援者の存在

13 進路が決まらない児童は何が課題となっていて、どのように支援を行っていますか。(自由記載)

(1)課題

	分類	回答数	比率	回答者比率
1	能力不足(コミュニケーション、学力等)	11	6%	7%
2	決断ができない、先延ばしにする	11	6%	7%
3	将来のイメージが持てない。何をしたいのかわからない。大人になることに否定的。	25	15%	16%
4	自己評価が低い、あるいは高すぎて自己と隔離がある。自身の見つめ直しができている。	15	9%	10%
5	現状に手いっぱいであり、先を考えることができない。	5	3%	3%
6	社会経験・社会常識が足りない	2	1%	1%
7	やる気がない、将来を楽観視する。	11	6%	7%
8	その他	6	3%	4%
9	無回答	86	50%	55%
	合計	172	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・事例が少ない。児童の担当職員が主に動くため全体に伝わりにくい。
- ・社会的資源が乏しい。
- ・職員が児童の本音を聞き取れていない。

(2)支援方法

	分類	回答数	比率	回答者比率
1	職種や学校を一緒に調べる。進路先のイメージを持たせる。	12	8%	8%
2	面接練習、職業説明会、学校見学会等に付き添う。	11	7%	7%
3	外部機関と連携して相談・支援する。	10	7%	6%
4	適正検査や児童の良いところを見つけ、何に向いているか何ができるかを考える。	12	8%	8%

5	落ちついた生活を送り相手のペースで、焦らせすぎない。	2	1%	1%
6	理解力にあわせて児童の現状を伝え現実と向き合わせる。	6	4%	4%
7	自立支援(一人暮らしの練習・アルバイト経験等)	4		3%
8	その他	6	4%	4%
9	無回答	86	58%	55%
	合計	149	97%	

○自由記載意見(概要)

- ・職員が根気よく向き合う。
- ・実体験等を伝えてイメージを持ってもらう。

14 親子交流や外泊が可能な児童の場合、あなたはどのような調整・支援等を行っていますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	親子交流等に関する保護者との調整	87	20%	56%
2	親子交流等への同席により児童の生活状況等を伝達	98	23%	63%
3	児童の生活や進路について保護者と協議	58	14%	37%
4	児童や児童相談所との面談による対応方針の検討	79	19%	51%
5	親子交流等に向けた児童への生活指導等	63	15%	40%
6	他の職員が対応し、自分は特に対応をしていない	30	7%	19%
7	その他	3	1%	2%
8	無回答	8	2%	5%
	合計	426	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・可能な限り児童相談所との情報共有を迅速に行う。
- ・保護者へ慎重・丁寧に受容的態度で接する。

15 円滑な家庭復帰に向けてあなたが取り組んでいることはどのようなことですか。

	分類	回答数	比率	回答者比率
1	保護者への養育に関する相談支援	39	7%	25%
2	保護者への育児技能等の伝達	29	5%	19%
3	児童の生活や進路について保護者と協議	54	10%	35%
4	児童や児童相談所との面談による対応方針の検討	78	14%	50%
5	家庭復帰に向けた児童への生活指導等	75	14%	48%
6	家庭復帰に関する保護者との調整	51	9%	33%
7	家庭復帰後の保護者への相談支援	20	4%	13%
8	児童に保護者という存在について適切に理解できるよう伝えること	53	10%	34%
9	保護者に施設での生活の様子を伝えること	89	16%	57%
10	児童家庭支援センターと連携した家庭支援	17	3%	11%
11	家庭復帰後のショートステイ等による支援	4	1%	3%

12	他の職員が対応し、自分は特に対応をしていない	26	5%	17%
13	その他	6	1%	4%
14	無回答	9	2%	6%
	合計	550	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・家庭復帰の難しい児童について、以前在籍していた乳児院に定期的に訪問する。
- ・保護者の生活状況や、仕事、病気等の安定に向けた指導調査等の依頼を児童相談所へ随時連絡。

16 今後、様々な家庭環境で育ってきた児童が将来家庭を持つにあたり、施設はどのような役割を果たすことが児童にとって良いことであると考えますか。(自由記載)

	分類	回答数	比率	回答者比率
1	施設が家庭のモデルとなる。困った時に戻ってこられるような実家としての役割を施設が持つ。	70	60%	74%
2	ふるさと里親の利用	3	3%	3%
3	家族統合	3	3%	3%
4	一人暮らしスキルの向上等自立支援	20	17%	21%
5	対人関係スキルの向上支援	10	9%	11%
6	地域とのつながりを構成	2	2%	2%
7	その他	8	7%	8%
	合計	116	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・性教育をしっかりと理解できるように行う。
- ・上手に失敗させる。トラブルを乗り越える力をやしなう。
- ・自分の生き立ちを振り返り、親は親自分は自分ということを伝える。

17 施設の職員の立場から見て、里親家庭で児童を養育することについて、効果・利点と思われるものを選択してください。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	特定の養育者と継続的に関係構築や愛着形成が期待できること	120	22%	77%
2	食事や生活等、一般的な家庭と同様の生活習慣を送ることができること	126	23%	81%
3	児童の個性や発達に応じて家庭のルール等、柔軟に対応することができること	73	13%	47%
4	食事・生活習慣・学習等について、本人の意欲や能力に応じて自立に向けて練習・準備を行うことができること	60	11%	38%
5	児童1人1人に向き合う時間を確保できること	96	17%	62%
6	家庭で少数の児童が生活するため、安定した関係性を構築することができること	70	13%	45%
7	その他	6	1%	4%
8	無回答	3	1%	2%

合計	554	100%
----	-----	------

○自由記載意見(概要)

- ・学校生活等で目立たない。
- ・地域の中で周囲の家庭と同じ経験が送ることができ、社会のルールを学びやすい。

18 里親家庭で児童を養育することについて、課題になりうると思われるものを選択してください。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	被虐待児や発達障害等、対応が困難な児童の対応に苦慮するおそれがある	139	22%	89%
2	里親により児童の支援方針や養育方法に差が出る可能性がある	77	12%	49%
3	児童の課題が表出した際、里親が家庭内で不安や悩みを抱え込んでしまうおそれがある	131	21%	84%
4	専門職による支援が必要な際に、必要性の把握や受診時期等が遅れてしまうおそれがある	68	11%	44%
5	保護者との関係性を維持しながら親子交流や家庭復帰に向けた相談支援を行うことが難しい	59	10%	38%
6	限られた人数で養育することで、里親への負担が大きくなるおそれがある	89	14%	57%
7	限られた人数で養育することで、児童との適切な距離感を置きながら支援を行うことが難しい	46	7%	29%
8	その他	5	1%	3%
9	無回答	4	1%	3%
	合計	618	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・「家庭環境」での生活において養育者との関係に問題やトラウマが生じているケースも想定される。
- ・里親家庭だけでなく、チームとして養育する意識と組織作りが必要。
- ・里親を希望する人の母数が少ない。里親の養育の適正専門性が必要。

19 児童福祉法に家庭養育優先が明文化され、里親への児童の委託を推進するにあたり、どのような点が課題となると思われますか。(自由記載)

	分類	回答数	比率
1	児童と里親の相性、マッチング、愛着形成	14	10%
2	里親全体の数が不足又は高齢化している	26	18%
3	専門性が不足している	19	13%
4	里親のレスパイト等サポートの体制	25	17%
5	里親不調等による児童の喪失体験	15	10%
6	親への対応、保護者同意の取りづらさ	5	3%
7	難しい児童への里親の負担	20	14%
8	社会の里親への理解・認知不足	6	4%
9	その他	13	9%
	合計	143	100%

○自由記載意見(概要)

- ・施設養育の利点が軽視、矮小化されてしまうことが危惧される。
- ・里親と児童との適切なマッチングが必要。
- ・兄妹ケースの場合の同一での養育の可否について。
- ・委託率を上げるのに登録基準を甘くすることはせず慎重に行ってほしい。

20 里親委託を推進する上で、施設としてはどのような支援を行うことが効果的であると考えますか。
(自由記載)

	分類	回答数	比率
1	里親委託後も施設と里親が繋がりを持つ。相談支援を行い情報共有する。ショートステイ等	47	41%
2	レスパイト等里親の休息	13	11%
3	児童の自立支援、実親との関係支援	4	4%
4	グループホーム等により、より家庭的な養育を行う。	3	3%
5	養育の難しい児童等、個々の特性を伝え養育のアドバイスを行う。	8	7%
6	マッチング、相性を見極めを行う。ふるさと里親から養育里親への移行等。	9	8%
7	里親の数を増やす。社会へのアピール、広報。	3	3%
8	里親の専門性を高めるため実習や勉強会を開催	11	10%
9	里親同士のコミュニケーションサロン、ネットワークの構築の支援	6	5%
10	その他	10	9%
	合計	114	100%

○自由記載意見(概要)

- ・里親委託が望ましいケースは早期に取り組みを行う。
- ・問題が起こった時のフォローアップ
- ・旅行や行事などの合同実施。

21 施設で業務を行う上でどのようなことにやりがいを感じますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	児童の養育に携わることで社会的な貢献をできること	56	15%	36%
2	様々な児童の成長を支え見守ることができる仕事であること	141	38%	90%
3	自分の能力や専門性を活かせる仕事であること	43	12%	28%
4	同じ目的意識を持った職員とともに仕事ができること	44	12%	28%
5	学校や地域、各支援者など様々な人と関わる機会があり学び続けることができること	68	19%	44%
6	その他	10	3%	6%
7	無回答	5	1%	3%
	合計	367	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・児童の過去を知る人物に児童の成長をほめられること。
- ・巣立っていった児童と長く関係を続けていけること。
- ・子どもから教わることも多々ある。日々自分自身が成長し続けられる。
- ・心が通じ合う瞬間があること。

22 施設で業務を行う上で課題となる点やつらいと感じることはどのようなことですか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	夜勤や宿直勤務による心身の負担	59	14%	38%
2	様々な課題を抱える児童への支援の困難さ	92	21%	59%
3	悩みなどを他者に相談することが難しい等の精神的な負担	33	8%	21%
4	業務量に対して職員数が少ないことによる負担感	44	10%	28%
5	児童との関係性	40	9%	26%
6	職場の人間関係	61	14%	39%
7	労働条件や給与等の待遇面	80	19%	51%
8	その他	10	2%	6%
9	無回答	11	3%	7%
	合計	430	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・若手の職員がそのまま現場に直面せざるを得ないので育成をじっくりと行えない。バーンアウトに繋がりがやすい。
- ・福祉も仕事であるという意識の薄さを感じる。ボランティア精神でやって当然という風潮がある。

23 施設職員が長期的に就労を継続するためにはどのような環境が必要と考えますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	夜勤や宿直勤務回数の減	35	7%	22%
2	支援上の課題について気軽に相談できる職場環境	87	18%	56%
3	支援方針や問題への対応について組織的に対応できる体制整備	69	14%	44%
4	職員体制の充実	81	16%	52%
5	育児休暇等を取得後も日勤で復帰できる勤務体制	53	11%	34%
6	労働条件や給与等の待遇面の向上	116	24%	74%
7	他の施設や関係機関との協力や交流	28	6%	18%
8	その他	19	4%	12%
9	無回答	5	1%	3%
	合計	493	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・職員と心理療法担当職員、上司等の定期的な面接による精神的負担の軽減。
- ・職員全員がチームとなって互いに支え合っていると実感できる環境。
- ・家庭より施設になってしまっている。家庭を大切にしたい。

- ・福利厚生充実。メンタルヘルス、ハラスメントに関して外部機関の活用とチェック体制。
- ・行事後の宿直が大変。全体行事を減らす。

(10) 乳児院の職員（回答者73名）

1 施設で児童を養育することについて、効果・利点と思われるものを選択してください。（複数回答可）

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	様々なケース事例の蓄積に基づき、対応が困難な児童や家庭の支援を行うことができる	60	19%	82%
2	複数の大人が関わり、様々な視点から児童に合った支援を計画的に実施できる	52	16%	71%
3	児童の課題が表出した際に対応を抱え込まずに組織的に対応することができる	50	16%	68%
4	心理療法担当職員等の専門職が日常的に関わることができ、課題等に迅速に対応することができる	44	14%	60%
5	保護者との関係性を維持しながら親子交流や家庭復帰に向けた相談支援を行うことができる	57	18%	78%
6	職員が交代で勤務することで、課題や負担を分担しながら対応することができる	34	11%	47%
7	複数の児童指導員が児童と適切な距離を置きながら専門的な支援を行うことができる	19	6%	26%
8	無回答	0	0%	0%
	合計	316	100%	

2 上記のほか、あなたが児童への支援で施設であるからこそ可能なことや強みであると考えていることを記載してください。（自由記載）

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	専門的な支援が行える。医療ケア等の設備の充実。防犯設備の面での安全性で安心した暮らしができる。	11	26%	38%
2	地域や親との関わりによる多機関連携が行える。	9	21%	31%
3	児童が他児童との関わりで成長できる。	4	9%	14%
4	一人一人にあった支援や遊びの提供により成長を促せる。	6	14%	21%
5	多人数で見ることの利点。支援について相談しあえる。交代により一度クールダウンしてから関わられる。多人数で愛情を与えられる。児童が関わりたい職員を選ぶことができる。	10	23%	34%
6	その他	3	7%	10%
	合計	43	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・専門的支援が必要な児童に対して専門職と連携し養育を行うことができる
- ・親子再構築に向け、面会(育児手技の指導、相談に乗れる、時間の自由がきく)・外出・外泊による支援ができる強みがある
- ・小規模による養育で健全な愛情を形成できる
- ・栄養士によるバランスの良い食事ができる

3 施設で児童を養育することについて、課題になりうると思われるものを選択してください。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	複数の職員が交代で勤務するため、家庭環境での特定の養育者との生活とは異なる形態となる	64	19%	88%
2	スケジュールや計画に基づいて食事や生活リズムを組み立てるため、一般的な家庭生活と異なる面がある	50	15%	68%
3	ルールをある程度統一する必要がある、児童の個性や発達に応じて対応を変えることが難しいことがある	46	14%	63%
4	食事・生活習慣・学習等、生活の全てを施設がサポートしているため、自立後の生活とのギャップが大きい	47	14%	64%
5	支援対象の児童が多く、職員1人が児童1人に向き合う時間に限界がある	61	18%	84%
6	様々な課題を抱える児童が1つの場所で生活するため児童間の関係構築の困難さや事故等のおそれがある	25	7%	34%
7	職員の退職や人事異動により、特定の養育者による継続的な支援が難しいことがある	46	14%	63%
8	無回答	1	0%	1%
	合計	340	100%	

4 上記のほか、あなたが施設で児童を支援する上で特に課題であると考えることを記載してください。(自由記載)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	職員間の認識や価値観のズレ、情報共有の足りなさ、コミュニケーション不足	10	18%	23%
2	感染症を防ぎきれない、病児対応	4	7%	9%
3	人手不足、児童とゆっくりとした時間が取れない。職員の入れ替えによる児童の混乱。	19	33%	44%
4	社会経験を得る機会が少ない。	7	12%	16%
5	児童個人の持ち物やプライベートなスペースがない。	5	9%	12%
6	家庭養育の難しさ	3	5%	7%
7	愛着形成に課題	3	5%	7%
8	その他	6	11%	14%
	合計	57	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・職員配置の充実・人材育成が必要
- ・職員間の意識のずれがあり統一が難しい
- ・職員の退職により子どもの幼少期を知る大人がいなくなる場合がある
- ・子どもの自由な時間の確保
- ・誰の前で本当の姿を出しているのかわかりづらい
- ・長い期間での子どもの情緒面の安定性の確保
- ・退所後家庭への訪問支援をおこなうアウトリーチチームが必要

5 課題を抱える児童に対して、はどのような支援を行うことが効果的であると考えますか。(児童により対応が異なる場合は、効果的と思われる支援内容の全てに○をしてください。)(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	特定の養育者と信頼関係を構築し、児童が安心できる環境で継続的に養育を行うこと	64	22%	88%
2	養育上の負担感を過度に抱え込まずに様々な支援を受けながら課題に向き合い長期的な視点で養育を行うこと	49	17%	67%
3	各福祉制度や支援者の力を借りながら、児童が将来自分らしく生きることができるよう環境を整えること	55	19%	75%
4	他の児童との比較をせず、当該児童に合った内容の支援を行うこと	58	20%	79%
5	課題が表出した際に的確な対応をとれるよう専門職の支援を受けること	59	21%	81%
6	無回答	0	0%	0%
	合計	285	100%	

6 上記のほか、あなたが施設で課題を抱える児童に対する支援として効果的と考えることを記載してください。(自由記載)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	PT、OT、心理療法担当職員等の専門職との連携もしくは常駐等で助言を受ける。	7	23%	30%
2	他機関(病院等)との連携	7	23%	30%
3	低年齢児からの	2	6%	9%
4	チームによる支援・意見統一	2	6%	9%
5	保護者との信頼関係を築く	2	6%	9%
6	多くの視点で課題を捉える。チーム支援	5	16%	22%
7	自己肯定感を上げるような支援	2	6%	9%
8	その他	4	13%	17%
	合計	31	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・専門施設(病院、療育センター等)とのつながりが必要
- ・作業療法士、理学療法士の巡回相談の活用、専門職の充実
- ・職員の入替わりを最小限にとどめること

- ・外出などの社会経験
- ・大人が安心してリラックスして子どもと関わること
- ・個室等落ちつける場所を作ること

7 児童への支援の際に他の職員とどのように課題や支援の共有等を行っていますか。

	日常的に行っている	定期的に行う(月に複数回)	定期的に行う(月に1回以下)	課題が大きいときなどに必要に応じて行う	あまり行わない
担当者間での共有・相談	47	10	4	5	1
ユニットリーダー等との共有・相談	35	14	11	8	0
心理療法担当職員・看護師等の専門職員との共有・相談	30	17	9	9	4
児童相談所の児童福祉司との共有・相談	8	14	20	22	2
外部の医療機関や専門機関との共有・相談	5	14	10	33	4

8 施設内ユニットや地域での小規模ホーム等、家庭的な環境で児童を養育することにはどのような効果・利点があると考えますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	設備・環境面で一般家庭に近い環境で養育することができる	54	26%	74%
2	担当職員が大舎制よりも近い距離で関係構築しながら支援を行うことができる	47	22%	64%
3	担当職員、ユニットリーダー、ホーム長、統括指導員等が児童の状況により対応を検討しながら組織的に支援が行うことができる	25	12%	34%
4	複数の職員が関わることで養育者側の負担を軽減しながら効果的な支援を行うことができる	18	9%	25%
5	ユニット・ホームなど生活単位ごとに生活習慣やルール等を組み立てるなど少人数で家庭的な生活を行うことができる	55	26%	75%
6	その他	5	2%	7%
7	無回答	5	2%	7%
	合計	209	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・日常的に関わる大人の人数を減らすことができるため愛着関係が構築しやすい
- ・地域との繋がりがもちやすい
- ・少人数だからこそ、子どもたち個々のニーズに寄り添うことができる

9 施設内ユニットや地域での小規模ホーム等、家庭的な環境で児童を養育することにはどのような課題・留意点があると考えますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	地域やユニットの独立性が高まり、生活状況や課題等が施設全体として見えづらくなる。	34	26%	47%
2	職員と児童の距離感が近くなり、職員の負担が重くなる。	26	20%	36%
3	担当職員、ユニットリーダー、ホーム長、統括指導員等が児童の状況により対応を検討しながら組織的に支援が行うことが難しくなる。	8	6%	11%
4	一定程度、ユニット・ホームで課題等に対応する必要があり、専門性の高い職員が必要となる	38	29%	52%
5	ユニットなど生活単位ごとに生活習慣やルール等を組み立てることから、施設全体としての支援方針に基づく対応が困難になる。	9	7%	12%
6	その他	9	7%	12%
7	無回答	9	7%	12%
	合計	133	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・個々の子どもが要求を出すようになるため、職員の対応力が求められる
- ・情報共有の方法に工夫が必要
- ・ユニットによって課題や特色に差が生じ、それを施設全体で把握、支援するのが難しい
- ・個別の時間が多く問題が発覚しにくい。職員1人ひとりの負担が大きい
- ・先輩職員の養育を見る機会が減り、養育がつながりにくい
- ・個人の負担が増え、不適切な養育に繋がりがかねない

10 休日又は夜間に医療機関への受診や連絡、児童相談所との調整等を必要とすることはありますか。

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	ほとんどない	19	26%	26%
2	ある程度ある(月数回程度)	46	63%	63%
3	頻繁にある(週一回程度)	0	0%	0%
4	日常的にある(週2回程度以上)	2	3%	3%
5	無回答	6	8%	8%
	合計	73	100%	

11 前問の対応にあたり、施設ではどのようなことが負担となっていますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	所定の労働時間に加えて勤務が必要となり、予定外の時間外勤務や休日出勤が発生する	50	44%	68%
2	児童の病状の把握や医療機関との調整を担える職員が不足している	15	13%	21%
3	緊急時における医療機関や保護者等への連絡手段の確保に苦慮する	13	11%	18%

4	該当児童の状況を知る特定の職員による対応が必要であり、病虚弱児担当職員の負担が大きい	19	17%	26%
5	その他	5	4%	7%
6	無回答	12	11%	16%
	合計	114	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・夜間の緊急受診時には施設管理職に対応してもらうが、施設管理職の負担が大きい
- ・夜勤、休日、夜間は児童相談所と連絡が取りにくい

12 親子交流や外泊が可能な児童の場合、あなたはどのような調整・支援等を行っていますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	親子交流等に関する保護者との調整	27	16%	37%
2	親子交流等への同席により児童の生活状況等を伝達	51	30%	70%
3	児童の生活や進路について保護者と協議	19	11%	26%
4	児童や児童相談所との面談による対応方針の検討	29	17%	40%
5	親子交流等に向けた児童への生活指導等	17	10%	23%
6	他の職員が対応し、自分は特に対応していない	14	8%	19%
7	その他	5	3%	7%
8	無回答	6	4%	8%
	合計	168	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・親子交流前後の子どもの情緒面の観察とケア
- ・交流中の親子関係の評価。子どもとの関わり方を伝える。家庭訪問、通院同行
- ・母親の写真を見せるなど子どもの心の準備
- ・施設の様子が分かる資料の配布

13 円滑な家庭復帰に向けてあなたが取り組んでいることはどのようなことですか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	保護者への養育に関する相談支援	35	10%	48%
2	保護者への育児技能等の伝達	41	12%	56%
3	児童の生活や進路について保護者と協議	16	5%	22%
4	児童や児童相談所との面談による対応方針の検討	30	9%	41%
5	家庭復帰に向けた児童への生活指導等	19	6%	26%
6	家庭復帰に関する保護者との調整	23	7%	32%
7	家庭復帰後の保護者への相談支援	31	9%	42%
8	児童に保護者という存在について適切に理解できるように伝えること	31	9%	42%

9	保護者に施設での生活の様子を伝えること	45	13%	62%
10	児童家庭支援センターと連携した家庭支援	18	5%	25%
11	家庭復帰後のショートステイ等による支援	26	8%	36%
12	他の職員が対応し、自分は特に対応をしていない	15	4%	21%
13	その他	3	1%	4%
14	無回答	5	1%	7%
	合計	338	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・関係機関とのカンファレンスや連携により地域につながること
- ・面会・外出・外泊といった段階的なステップアップの検討
- ・ケースに応じた面会プログラム等の作成

14 今後、様々な家庭環境で育ってきた児童が将来家庭を持つにあたり、施設はどのような役割を果たすことが児童にとって良いことと考えますか。(自由記載)

	分類	回答数	比率	回答者比率
1	児童が自分が愛されていたと感じるような養育を行う。	19	37%	46%
2	いつでも帰って来て相談できるような場所となる。	10	19%	24%
3	児童の昔を語れるよう職員が長く勤める、記録や写真の管理保管を行う。	6	12%	15%
4	生活習慣を整える	6	12%	15%
5	家庭的養育もしくは里親への委託	7	13%	17%
6	発達に合わせた養育、専門機関との連携	4	8%	10%
	合計	52	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・施設を出た後も人を信頼できるよう、施設職員との関係づくり
- ・好きな時に里帰りのように帰って来られるところになること。子どもの小さい頃を語れるよう施設職員が長く勤務すること。

15 施設の職員の立場から見て、里親家庭で児童を養育することについて、効果・利点と思われるものを選択してください。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	特定の養育者と継続的に関係構築や愛着形成が期待できること	67	18%	92%
2	食事や生活等、一般的な家庭と同様の生活習慣を送ることができること	69	19%	95%
3	児童の個性や発達に応じて家庭のルール等、柔軟に対応することができること	55	15%	75%
4	食事・生活習慣・学習等について、本人の意欲や能力に応じて自立に向けて練習・準備を行うことができること	55	15%	75%
5	児童1人1人に向き合う時間を確保できること	64	17%	88%

6	家庭で少数の児童が生活するため、安定した関係性を構築することができること	52	14%	71%
7	その他	5	1%	7%
8	無回答	1	0%	1%
	合計	368	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・将来、家庭を持つ時のイメージが持てる。自立した後も帰ってこれる家がある。頼れる人がいる。
- ・家庭と集団(幼稚園・保育所・小学校など)の両方に属せる。

16 里親家庭で児童を養育することについて、課題になりうると思われるものを選択してください。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	被虐待児や発達障害等、対応が困難な児童の対応に苦慮するおそれがある	60	26%	82%
2	里親により児童の支援方針や養育方法に差が出る可能性がある	31	14%	42%
3	児童の課題が表出した際、里親が家庭内で不安や悩みを抱え込んでしまうおそれがある	55	24%	75%
4	専門職による支援が必要な際に、必要性の把握や受診時期等が遅れてしまうおそれがある	15	7%	21%
5	保護者との関係性を維持しながら親子交流や家庭復帰に向けた相談支援を行うことが難しい	27	12%	37%
6	限られた人数で養育することで、里親への負担が大きくなるおそれがある	25	11%	34%
7	限られた人数で養育することで、児童との適切な距離間を置きながら支援を行うことが難しい	9	4%	12%
8	その他	2	1%	3%
9	無回答	4	2%	5%
	合計	228	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・養育里親であっても生活を共にするうちに「我が子感」が出てくるため里親であることを忘れて我が子になりつつあると感じる時がある。
- ・児童相談所の支援方針との違いが生じた際、里親一人で抱え込むおそれがある。

17 乳児院が入所児童への支援のほか、今後地域で果たす取組はどのようなものと考えますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	児童家庭支援センターや児童相談所、区役所等と連携した要支援家庭への相談支援	56	20%	77%
2	専門的支援を要するケースの一時保護受託	44	16%	60%
3	里親家庭へのレスパイト	56	20%	77%
4	乳児院から里親への委託推進	58	21%	79%

5	乳児院退所後の里親家庭、養子縁組家庭、 実親家庭への養育支援	60	22%	82%
6	その他	4	1%	5%
	合計	278	100%	381%

○自由記載意見(概要)

- ・ショートステイの活用
- ・児童の状況に応じた里親委託までの交流支援

18 施設入所の未然防止、施設からの家庭復帰や里親委託を推進する上で、どのような点が課題となっていると考えますか。(自由記載)

	分類	回答数	比率
1	人員不足、アフターケア担当の不足、里親の 不足、児童家庭支援センターの人員不足	10	25%
2	施設入所の長期化により、児童の高年齢にな ってくると里親委託が難しくなってくる。	5	13%
3	職員の質の向上、児童相談所職員の質の向 上	2	5%
4	在宅支援の充実、早期からのフォロー	12	30%
5	その他	11	28%
	合計	40	100%

○自由記載意見(概要)

- ・区役所や児童相談所との情報共有不足
- ・里親という名称
- ・児童相談所職員の専門性向上が必要
- ・保護者の意向だけでなく、児童の最善の利益という観点での支援が必要

19 施設入所の未然防止、施設からの家庭復帰や里親委託を推進する上で、施設としてはどのような支援を行うことが効果的であると考えますか。(自由記載)

	分類	回答数	比率
1	ショートステイ・レスパイトの利用、早期から家 庭をフォロー	13	36%
2	家庭復帰もしくは委託後のアフターフォロー	5	14%
3	保護者や里親と一緒に支援を考えていける環 境・関係づくり。話せる場となる。	14	39%
4	他機関連携を強化	2	6%
5	その他	2	6%
	合計	36	100%

○自由記載意見(概要)

- ・親、里親への養育プログラムの実施。

20 施設で業務を行う上でどのようなことにやりがいを感じますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	児童の養育に携わることで社会的な貢献をできること	22	14%	30%
2	様々な児童の成長を支え見守ることができる仕事であること	66	43%	90%
3	自分の能力や専門性を活かせる仕事であること	23	15%	32%
4	同じ目的意識を持った職員とともに仕事ができること	26	17%	36%
5	学校や地域、各支援者など様々な人と関わる機会があり学び続けることができること	14	9%	19%
6	その他	1	1%	1%
7	無回答	2	1%	3%
	合計	154	100%	

○自由記載意見(概要)

・子と保護者の成長を間近で感じることができること。

21 施設で業務を行う上で課題となる点やつらいと感じることはどのようなことですか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	夜勤や宿直勤務による心身の負担	31	15%	42%
2	様々な課題を抱える児童への支援の困難さ	25	12%	34%
3	悩みなどを他者に相談することが難しい等の精神的な負担	14	7%	19%
4	業務量に対して職員数が少ないことによる負担感	49	24%	67%
5	児童との関係性	6	3%	8%
6	職場の人間関係	28	14%	38%
7	労働条件や給与等の待遇面	44	21%	60%
8	その他	4	2%	5%
9	無回答	5	2%	7%
	合計	206	100%	

○自由記載意見(概要)

・仕事量の多さ
 ・夜勤手当や住居手当が不十分
 ・急な勤務変更
 ・施設内環境(施設の広さ、休憩スペース等)

22 施設職員が長期的に就労を継続するためにはどのような環境が必要と考えますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	夜勤や宿直勤務回数の減	14	6%	19%
2	支援上の課題について気軽に相談できる職場環境	25	11%	34%

3	支援方針や問題への対応について組織的に対応できる体制整備	23	10%	32%
4	職員体制の充実	60	26%	82%
5	育児休暇等を取得後も日勤で復帰できる勤務体制	35	15%	48%
6	労働条件や給与等の待遇面の向上	51	22%	70%
7	他の施設や関係機関との協力や交流	8	4%	11%
8	その他	7	3%	10%
9	無回答	4	2%	5%
	合計	227	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・職員の増員(看護師、保育士、施設運営管理業務担当職員)
- ・保育所ばかりでなく施設職員の頑張りやその負担も知ってほしい。働きやすい職場づくりに行政レベルで支援してほしい。
- ・研修、勉強会等、職員が常に子どものために良い処遇を行おうと思う向上心を持った職場環境。

(11) 母子生活支援施設の職員(回答者5名)

1 母子生活施設で養育支援を行うことの利点や効果的な点をどのように考えますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	様々なケース事例の蓄積に基づき、対応が困難な児童や家庭の支援を行うことができる	4	13%	80%
2	複数の職員が関わり、様々な視点から各家庭に合った支援を計画的に実施できる	5	16%	100%
3	心理療法担当職員等の専門職が日常的に関わることができ、課題等に迅速に対応することができる	5	16%	100%
4	要支援世帯や児童養護施設等からの退所後の世帯に対し、母子分離の防止に向けた支援ができる	4	13%	80%
5	職員が交代で支援することで、母親が抱える課題や負担を軽減させながら生活してもらうことができる	3	10%	60%
6	複数の児童指導員が児童と適切な距離を置きながら専門的な支援を行うことができる	5	16%	100%
7	母親の就労等に向けて、各世帯の状況に応じた支援を行うことができる。	5	16%	100%
8	無回答		0%	0%
	合計	31	100%	

2 上記のほか、あなたが母親や児童の支援で母子生活支援施設であるからこそ可能なことや強みであると考えることを記載してください。(自由記載)

○自由記載意見(概要)

- ・親子だからこそその解決が難しい課題やトラブルも職員が間に入ることで直接向き合い、変化が見られることもある。
- ・母子生活支援はソーシャルワークの要素が強く、困っていること悩んでいることについて地域の専門機関と連携して母子の生活や子どもの成長に反映していける点が強みと感じる。

・母子で入所されているので関係調整しやすい

3 母子生活支援施設で養育支援を行うことについて、課題になりうると思われるものを選択してください。※課題ではなくても、特徴として当てはまる場合には、○をしてください。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	様々な状況にある複数の母子世帯が共同生活するため、関係性等に配慮が必要となる	5	26%	100%
2	DV等被害者を受け入れることもあり、安全面での配慮が必要となる	5	26%	100%
3	安全面や各世帯の関係性等を守るため、施設として一定のルールを設ける必要がある	4	21%	80%
4	食事・生活習慣・学習等、生活の一部を施設がサポートしているため、自立後の生活とのギャップがある	1	5%	20%
5	支援対象の家庭が多く、職員1人が各家庭に向き合う時間に限界がある	4	21%	80%
6	無回答	0	0%	0%
	合計	19	100%	

4 上記のほか、あなたが母親や児童を支援する上で特に課題であると考えることを記載してください。(自由記載)

	分類	回答数	比率	回答者比率
1	支援を受け付けない世帯があること	3	30%	2%
2	知的・精神的な障害を持つ方への支援の困難性	2	20%	1%
3	若く、生活経験の少ない方への支援の困難性	1	10%	1%
4	その他	4	40%	3%
5	無回答	0	0%	0%
	合計	10	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・居室に入り、日常生活に密着することで顕在化する課題があり、居室に定期的に入れるようになる信頼関係づくりと課題に向き合うように促す職員の知識と心のゆとりが必要
- ・知的・精神に障害のある方の場合、児童への影響も懸念される
- ・必要な支援を受け入れない世帯もある
- ・心のケアや障害の特性に合わせた支援を実施するための児童精神科が川崎市に少なく、子育ての専門機関との関わりが希薄

5 課題を抱える児童に対してはどのような支援を行うことが効果的であると考えますか。(児童により対応が異なる場合は、効果的と思われる支援内容の全てに○をしてください。)(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	特定の養育者と信頼関係を構築し、児童が安心できる環境で継続的に養育を行うこと	5	21%	100%

2	養育上の負担感を過度に抱え込まずに様々な支援を受けながら課題に向き合い長期的な視点で養育を行うこと	4	17%	80%
3	各福祉制度や支援者の力を借りながら、児童が将来自分らしく生きることができるよう環境を整えること	5	21%	100%
4	他の児童との比較をせず、当該児童に合った内容の支援を行うこと	5	21%	100%
5	課題が表出した際に的確な対応をとれるよう専門職の支援を受けること	5	21%	100%
6	無回答	0	0%	0%
	合計	24	100%	

6 上記のほか、あなたが施設で課題を抱える母子に対する支援として効果的と考えることを記載してください。(自由記載)

	分類	回答数	比率	回答者比率
1	個々に向き合う。他者と比べず個人の個性を認める。	17	10%	11%
2	専門機関・外部との連携	11	6%	7%
3	落ちついた安心できる環境の提供	9	5%	6%
4	チームによる支援・意見統一	16	9%	10%
5	児童と職員との信頼関係	5	3%	3%
6	職員の資質向上	5	3%	3%
7	その他	16	9%	10%
8	無回答	95	55%	61%
	合計	174	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・本人や母が課題を受入れてくれること
- ・周囲の理解を促すこと
- ・できること、よいところを探り、発見し自己肯定感や自尊心を育てていくこと

7 各家庭への支援の際にどのように課題や支援の共有等を行っていますか。

	日常的に行っている	定期的に行う(月に複数回)	定期的に行う(月に1回以下)	課題が大きいときなどに必要に応じて行う	あまり行わない
担当者間での共有・相談	5	0	0	0	0
主任支援員等との共有・相談	3	2	0	0	0
心理療法担当職員等の専門職員との共有・相談	4	1	0	0	0
福祉事務所のケースワーカーとの共有・相談	0	2	0	3	0

外部の医療機関や専門機関との共有・相談	0	2	1	2	0
---------------------	---	---	---	---	---

8 児童が基礎学力を身に付けるためにはどのような学習支援を行うことが効果的であると考えますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	児童が理解できるところまで戻るなど、児童の理解度に合った内容を教えること	5	31%	100%
2	それぞれの児童の特性や集中できる時間等を理解した支援者が教えること	2	13%	40%
3	視覚や聴覚に訴えるなど、理解しやすい教材を活用して教えること	2	13%	40%
4	児童と一定の距離感を保てる外部の専門家が教えること	2	13%	40%
5	学習することの意味や楽しさを教えて、児童のやる気を引き出すこと	4	25%	80%
6	その他	1	6%	20%
7	無回答	0	0%	0%
	合計	16	100%	

○自由記載意見(概要)

・達成感を感じられる体験を積み重ねることで、学習に対するモチベーションを上げること

9 進路を選択する際に、何らかの課題により児童が希望する進路に進めないことはありますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	児童の学力の不足	4	36%	80%
2	学費や自立するための経費の不足	2	18%	40%
3	児童の希望と適性の不適合	1	9%	20%
4	児童の対人能力や実務能力等の不足	1	9%	20%
5	児童が明確な希望を持っていない	2	18%	40%
6	特に課題は無い	1	9%	20%
7	その他	0	0%	0%
8	無回答	0	0%	0%
	合計	11	100%	

10 児童が就職先を選ぶときにはどのような観点を重視してサポートしますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	労働条件や給与等の待遇面	5	33%	100%
2	社宅や寮などの住居の確保	0	0%	0%
3	仕事内容と児童の適性	3	20%	60%
4	事業者の児童に対する理解	2	13%	40%
5	本人が希望する業種等であること	5	33%	100%
6	その他	0	0%	0%
7	無回答	0	0%	0%

合計	15	100%
----	----	------

11 母子分離を防止するために施設で可能な支援はどのようなことですか。また、どのようなことが課題となっていますか(自由記載)

	分類	回答数	比率	回答者比率
1	能力不足(コミュニケーション、学力等)	11	6%	7%
2	決断ができない、先延ばしにする	11	6%	7%
3	将来のイメージが持てない。何をしたいのかわからない。大人になることに否定的。	25	15%	16%
4	自己評価が低い、あるいは高すぎて自己と隔離がある。自身の見つめ直しができていない。	15	9%	10%
5	現状に手いっぱいであり、先を考えることができない。	5	3%	3%
6	社会経験・社会常識が足りない	2	1%	1%
7	やる気がない、将来を楽観視する。	11	6%	7%
8	その他	6	3%	4%
9	無回答	86	50%	55%
	合計	172	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・母親として人生の役割がいくつもあること、その素晴らしさを認識してもらう
- ・ネグレクトにあたる行為の説明
- ・金銭管理の指導を行うこと
- ・世帯に必要な専門機関と定期的に関わること
- ・職員との関係構築をし、支援を受けやすくする
- ・コミュニケーションに関する支援を行うこと

12 施設退所後も母子家庭が安定的に地域で生活するためには、施設としてどのような支援が効果的であると考えますか(自由記載)

○自由記載意見(概要)

- ・アフターフォローとして施設行事の案内をし、参加された場合にはしっかり話を伺うこと
- ・入所中から地域の専門機関を中心に支援を進められ関係が構築されると、住居が変更しても継続したサポートが受けられる
- ・困ったときだけでなく、うれしい事があったときなどにも気軽に相談できるような安全基地としての機能を持たせること

13 今後、様々な家庭環境にあった児童が将来家庭を持つ可能性も踏まえた中で施設はどのような役割を果たすことができると考えますか(自由記載)

○自由記載意見(概要)

- ・生活経験の少ない母親に対して、子どもを養育する知識や考え方、行動を具体的に伝えていくこと
- ・児童が現在までの養育者から習得できなかったことを、職員がモデルとして示していくこと
- ・関係機関の利用の仕方を知ってもらうこと
- ・関心を持ってもらえること、存在を受け止めてもらえること等の体験が他者は信頼するという経験となり、世代間連鎖の断絶につながると考える

14 母子分離となった児童が里親家庭で生活することについて、効果・利点と思われるものを選択してください(複数回答可)。

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	特定の養育者と継続的に関係構築や愛着形成が期待できること	5	21%	100%
2	食事や生活等、一般的な家庭と同様の生活習慣を送ることができること	4	17%	80%
3	児童の個性や発達に応じて家庭のルール等、柔軟に対応することができること	3	13%	60%
4	食事・生活習慣・学習等について、本人の意欲や能力に応じて自立に向けて練習・準備を行うことができること	3	13%	60%
5	児童1人1人に向き合う時間を確保できること	4	17%	80%
6	家庭で少数の児童が生活するため、安定した関係性を構築することができること	4	17%	80%
7	その他	1	4%	20%
8	無回答	0	0%	0%
	合計	24	100%	

○自由記載意見(概要)

・自分の帰る家(居場所)があること、それは将来の家庭モデルにもなる。

15 母子分離となった児童が里親家庭で生活することについて、課題となりうると思われるものを選択してください。※課題ではなくても特徴として該当する場合には○をしてください(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	被虐待児や発達障害等、対応が困難な児童の対応に苦慮するおそれがある	5	17%	100%
2	里親により児童の支援方針や養育方法に差が出る可能性がある	3	10%	60%
3	児童の課題が表出した際、里親が家庭内で不安や悩みを抱え込んでしまうおそれがある	2	7%	40%
4	専門職による支援が必要な際に、必要性の把握や受診時期等が遅れてしまうおそれがある	0	0%	0%
5	保護者との関係性を維持しながら親子交流や家庭復帰に向けた相談支援を行うことが難しい	2	7%	40%
6	限られた人数で養育することで、里親への負担が大きくなるおそれがある	2	7%	40%
7	限られた人数で養育することで、児童との適切な距離間を置きながら支援を行うことが難しい	6	20%	120%
8	その他	1	3%	20%
9	無回答	9	30%	180%
	合計	30	100%	

○自由記載意見(概要)

姓の扱い、真実告知の時期、周囲への理解をどうしていくか

16 母子分離となった児童が児童養護施設で生活することについて、効果・利点と思われるものを選択してください。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	様々なケース事例の蓄積に基づき、対応が困難な児童や家庭の支援を行うことができる	3	10%	13%
2	複数の大人が関わり、様々な視点から児童に合った支援を計画的に実施できる	5	17%	21%
3	児童の課題が表出した際に対応を抱え込まずに組織的に対応することができる	5	17%	21%
4	心理療法担当職員等の専門職が日常的に関わることができ、課題等に迅速に対応することができる	4	13%	17%
5	保護者との関係性を維持しながら親子交流や家庭復帰に向けた相談支援を行うことができる	2	7%	8%
6	職員が交代で勤務することで、課題や負担を分担しながら対応することができる	2	7%	8%
7	複数の児童指導員が児童と適切な距離を置きながら専門的な支援を行うことができる	3	10%	13%
8	その他	6	20%	25%
	合計	30	100%	

○自由記載意見(概要)

- ・似たような境遇・生い立ちの子と出会う、一定水準の生活を送れる。(習い事等)
- ・安全や衣食住が保障される、学びの機会が保障される。

17 母子分離となった児童が児童養護施設で生活することについて、課題となりうると思われるものを選択してください。※課題ではなくても特徴として該当する場合には○をしてください(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	複数の職員が交代で勤務するため、家庭環境での特定の養育者との生活とは異なる形態となる	3	15%	60%
2	スケジュールや計画に基づいて食事や生活リズムを組み立てるため、一般的な家庭生活と異なる面がある	3	15%	60%
3	ルールをある程度統一する必要があり、児童の個性や発達に応じて対応を変えることが難しいことがある	2	10%	40%
4	食事・生活習慣・学習等、生活の全てを施設がサポートしているため、自立後の生活とのギャップが大きい	3	15%	60%
5	支援対象の児童が多く、職員1人が児童1人に向き合う時間に限界がある	3	15%	60%

6	様々な課題を抱える児童が1つの場所で生活するため児童間の関係構築の困難さや事故等のおそれがある	3	15%	60%
7	職員の退職や人事異動により、特定の養育者による継続的な支援が難しいことがある	3		60%
8	その他	0	0%	0%
合計		20	85%	

18 施設で業務を行う上で、どのようなことにやりがいを感じますか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	児童等の養育や支援に携わることで社会的な貢献をできること	0	0%	0%
2	様々な児童の成長を支え見守ることができる仕事であること	5	36%	100%
3	自分の能力や専門性を活かせる仕事であること	4	29%	80%
4	支え合える職員とともに仕事ができること	3	21%	60%
5	学校や地域、各支援者など様々な人と関わる機会があり学び続けることができること	2	14%	40%
6	その他	0	0%	0%
7	無回答	0	0%	0%
合計		14	100%	

19 施設で業務を行う上で課題となる点やつらいと感じることはどのようなことですか。(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	夜勤や宿直勤務による心身の負担	2	13%	40%
2	様々な課題を抱える母・児童への支援の困難さ	4	25%	80%
3	悩みなどを他者に相談することが難しい等の精神的な負担	0	0%	0%
4	業務量に対して職員数が少ないことによる負担感	4	25%	80%
5	母・児童との関係性	2	13%	40%
6	職場の人間関係	0	0%	0%
7	労働条件や給与等の待遇面	3	19%	60%
8	その他	1	6%	20%
9	無回答	0	0%	0%
合計		16	100%	

○自由記載意見(概要)

・業務量に対して勤務時間が少ない。

20 施設職員の多くが長期的に就労を継続するためにはどのような環境が必要と考えますか(複数回答可)

	選択肢	回答数	比率
1	夜勤や宿直勤務回数の減	2	9%

2	支援上の課題について気軽に相談できる職場環境	2	9%
3	支援方針や問題への対応について組織的に対応できる体制整備	2	9%
4	職員体制の充実	5	23%
5	育児休暇等を取得後も日勤で復帰できる勤務体制	0	0%
6	労働条件や給与等の待遇面の向上	3	14%
7	他の施設や関係機関との協力や交流	2	9%
8	その他	6	27%
	合計	22	100%

○自由記載意見(概要)

- ・専門性を高めるための研修や職員体制づくり、新任職員に教えられる体制。
- ・職員のバーンアウトを防ぐために、仕事量の分配を配慮していく必要がある。

2 計画策定の経過

(1) 計画策定に向けた検討経過

本計画の策定にあたっては、庁内における検討と併せて、里親会・施設等の関係機関、本市附属機関への付議等、様々な方からの御意見をいただきながら検討を行いました。

実施日等	会議等
平成31年 1月	児童・措置解除者・里親・施設職員へのアンケート調査の実施
平成31年 3月13日	第3回こども施策庁内推進本部会議こども支援部会
平成31年 3月22日	第4回こども施策庁内推進本部会議幹事会
平成31年 3月26日	第5回こども施策庁内推進本部会議
令和 元年 5月24日	第1回社会的養育推進計画の策定に向けた関係機関との意見交換会
令和 元年 7月12日	第1回こども施策庁内推進本部会議こども支援部会
令和 元年 9月11日	第3回子ども・子育て会議計画推進部会
令和 元年 9月30日	第2回こども施策庁内推進本部会議こども支援部会
令和 元年10月 9日	第2回こども施策庁内推進本部会議幹事会
令和 元年10月21日	川崎市児童福祉審議会第1部会
令和 元年10月28日	川崎市児童福祉審議会第3部会
令和 元年10月29日	第2回こども施策庁内推進本部会議
令和 元年10月31日	第2回社会的養育推進計画の策定に向けた関係機関との意見交換会

(2) 計画策定に関連する条例等

ア 川崎市子ども・子育て会議条例

(設置の目的)

第1条 子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現と「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」目指し、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、川崎市こども施策庁内推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市子ども・子育て支援事業計画等の行政計画に基づく施策の推進に 関すること。
- (2) 青少年施策及び子どもの権利施策並びに子ども・子育て支援等に係る施策のための協議及び調整に関すること。
- (3) その他子ども・子育て施策推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 議長は、担当副市長をもって充てる。
- 3 副議長は、こども未来局長をもって充てる。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる者のほか、議長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 推進本部会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部会議には、推進本部会議に付議する事項に関し必要な事項を協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事長は、こども未来局長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、こども未来局総務部長をもって充てる。
- 5 第2項に掲げる者のほか、幹事長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 幹事会は、幹事長が招集する。
- 7 幹事は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(検討部会)

第6条 幹事会には、幹事会に付議する事項について、調査及び検討、意見調整をするため、別表第3に掲げる検討部会を置く。

- 2 各検討部会は、別表第3に掲げる検討項目の内容に応じて、関係部署の課長級の職員で構成する。
- 3 各検討部会の部会長は、こども未来局総務部長をもって充てる。
- 4 各検討部会の副部会長は、部会長が指名する。
- 5 第2項に掲げる者のほか、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 各検討部会は、部会長が招集する。

(事務局)

第7条 推進本部会議、幹事会、検討部会の事務を処理するため、事務局をこども未来局総務部企画課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

イ 川崎市児童福祉審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第8条第3項の規定に基づく川崎市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 児童の福祉に関すること。
- (2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。
- (3) 母子保健に関すること。
- (4) 障害児の福祉に関すること。
- (5) 児童福祉施設及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。以下同じ。）に関すること。
- (6) 里親に関すること。
- (7) 児童虐待の防止等に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に次の表左欄に掲げる部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。

第1部会	里親に関すること。
第2部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。 4 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）及び家庭的保育事業等に係る認可、廃止承認及び最低基準維持に関すること。 5 放課後児童健全育成事業の最低基準維持に関すること。 6 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作者、興行者、販売者等に対する必要な勧告に関すること。 7 その他児童の福祉に関すること（第1部会、第3部会及び第4部会に係るものを除く。）。
第3部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第27条第6項に規定する措置に関すること。 2 法第33条の15第3項に規定する報告に係る事項に関すること。

第4部会	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する分析並びに調査研究及び検証に関すること。
------	--

- 2 各部会は、審議会の委員若干人で組織する。
- 3 部会に属すべき委員は、委員長が審議会に諮って指名する。
- 4 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により定める。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、部会については、前2条の規定を準用する。
- 7 審議会は、第1項の表右欄に掲げる事項のうち、あらかじめ指定する事項については、各部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、こども未来局において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日条例第7号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月19日条例第52号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日条例第7号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第17号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月19日条例第3号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月8日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月23日条例第23号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月18日条例第55号）

（施行期日）

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 川崎市児童福祉審議会は、この条例の施行の前日においても、この条例による改正後の条例の規定の例により、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業に係る認可について調査審議することができる。

附 則（平成27年12月17日条例第74号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日条例第15号）

この条例は、平成30年4月2日から施行する。

ウ 川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱

(設置の目的)

第1条 子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現と「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」目指し、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、川崎市こども施策庁内推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市子ども・子育て支援事業計画等の行政計画に基づく施策の推進に 関すること。
- (2) 青少年施策及び子どもの権利施策並びに子ども・子育て支援等に係る施策のための協議及び調整に関すること。
- (3) その他子ども・子育て施策推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 議長は、担当副市長をもって充てる。
- 3 副議長は、こども未来局長をもって充てる。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる者のほか、議長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 推進本部会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部会議には、推進本部会議に付議する事項に関し必要な事項を協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事長は、こども未来局長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、こども未来局総務部長をもって充てる。
- 5 第2項に掲げる者のほか、幹事長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 幹事会は、幹事長が招集する。
- 7 幹事は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(検討部会)

第6条 幹事会には、幹事会に付議する事項について、調査及び検討、意見調整をするため、別表第3に掲げる検討部会を置く。

- 2 各検討部会は、別表第3に掲げる検討項目の内容に応じて、関係部署の課長級の職員で構成する。
- 3 各検討部会の部会長は、こども未来局総務部長をもって充てる。
- 4 各検討部会の副部会長は、部会長が指名する。
- 5 第2項に掲げる者のほか、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 各検討部会は、部会長が招集する。

(事務局)

第7条 推進本部会議、幹事会、検討部会の事務を処理するため、事務局をこども未来局総務部企画課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議

◎	担当副市長
	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	経済労働局長
	健康福祉局長
○	こども未来局長
	まちづくり局長
	建設緑政局長
	川崎区長
	幸区長
	中原区長
	高津区長
	宮前区長

	多摩区長
	麻生区長
	教育次長

◎議長、○副議長 事務局：企画課

別表第2（第5条関係）

川崎市子ども施策庁内推進本部会議幹事会

	局名	部課名	職名
◎	子ども未来局		局長
	総務企画局	都市政策部	部長
	総務企画局	行政改革マネジメント推進室	室長
	財政局	財政部	部長
	市民文化局	市民生活部	部長
	市民文化局	コミュニティ推進部	部長
	市民文化局	人権・男女共同参画室	室長
○	子ども未来局	総務部	部長
	子ども未来局	子育て推進部	部長
	子ども未来局	子ども支援部	部長
	子ども未来局	青少年支援室	室長
	子ども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	室長
	経済労働局	産業政策部	部長
	健康福祉局	総務部	部長
	健康福祉局	地域包括ケア推進室	室長
	まちづくり局	総務部	部長

	建設緑政局	総務部	部長
	川崎区役所	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	所長
	川崎区役所	大師地区健康福祉ステーション	所長
	川崎区役所	田島地区健康福祉ステーション	所長
	幸区役所	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	所長
	中原区役所	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	所長
	高津区役所	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	所長
	宮前区役所	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	所長
	多摩区役所	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	所長
	麻生区役所	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	所長
	教育委員会事務局	総務部	部長
	教育委員会事務局	学校教育部	部長

◎幹事長、○副幹事長 事務局：企画課

別表第3（第6条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会

部会名	検討項目
子育て推進部会	地域子育て支援施策に関する事 保育施策に関する事 幼児教育施策に関する事
こども支援部会	児童養護施策に関する事 母子保健施策に関する事 母子父子寡婦福祉施策に関する事
こども安全推進部会	青少年施策に関する事 子どもの権利施策に関する事 こどもの安全に関する総合的施策に関する事

事務局：企画課

川崎市社会的養育推進計画（案）

令和元（2019）年11月

川崎市こども未来局こども支援部こども保健福祉課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2673

Fax：044-200-3638

メールアドレス：45kodohu@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY

「川崎市社会的養育推進計画」(案) に対する 意見募集 (パブリックコメント)

川崎市では、社会的養育に関する取組を推進していくため、「川崎市社会的養育推進計画」(案) をとりまとめました。これについて、市民の皆様からの御意見を広く募集します。皆様から寄せられた御意見等を踏まえ、令和2(2020)年3月中旬に計画を決定し、公表する予定です。ぜひ、皆様の御意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

令和元年11月27日(水)～令和元年12月26日(木)

※郵送の場合は当日消印有効です。

※持参の場合は開庁時間(平日8時30分～12時、13時～17時15分)にお持ちください。

2 資料の閲覧場所

- (1) こども未来局こども支援部こども保健福祉課(川崎市役所第3庁舎14階)
- (2) 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館
- (3) かわさき情報プラザ(川崎市役所第3庁舎2階)

※川崎市ホームページでも内容を御覧いただけます。

3 意見の提出方法

題名、氏名(団体の場合は名称及び代表者の氏名)及び連絡先(電話番号、メールアドレス又は住所)を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により御提出ください。

- (1) 電子メール 川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方式により送信してください。
- (2) 郵送・持参 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市こども未来局こども支援部こども保健福祉課
(市役所第3庁舎14階)
- (3) ファクシミリ 044-200-3638

《注意事項》

- ・御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や来庁による口頭での御意見はお受けいたしませんので、御了承ください。

4 その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、令和2(2020)年3月中旬にホームページで公表します。

5 問い合わせ先

こども未来局こども支援部こども保健福祉課 電話 044-200-2673/ファックス 044-200-3638